

# すみだ健康づくり総合計画

平成28年度～平成37年度

伸ばそう 健康寿命

だれもが健康に暮らせるすみだ



平成28年（2016年）3月

墨田区



## はじめに

健康は、誰もがいきいきと生活していくための基盤となるものです。

本区では、「すみだ健康区宣言」の理念の一つである「自らの健康は自ら守り、つくる」という考え方のもと、健康に関する総合計画を策定し、健康づくりに向けた施策を計画的に展開してきました。

ここ数年、健康診査の受診率が増加していることなど、区民の皆さんの健康意識は高まっています。そうした中で、平均寿命や、介護などを必要としない、いわゆる「健康寿命」を見ると、23区の中でやや低い状況であり、75歳未満の方のがんによる死亡率は男女ともに高い状況にあります。

区では、区民の皆さんの健康の保持・増進のため、平成23年3月に「区民の健康づくり総合計画（後期計画）」を改定しましたが、その後の健康づくりを取り巻く環境が大きく変化しており、課題も広範囲にわたってきています。

このたびの「すみだ健康づくり総合計画」では、平成28年度から37年度までを計画期間とし、「健康寿命を大きく伸ばし だれもが健康に暮らせるまちをつくる」ことを目標として、10年後を見据え、健康に関する施策の方向性を示すとともに、重点的に取り組む施策を明示しました。

健康づくりは、区民一人一人の主体的な取組とともに、地域連携を進め、区と区民が協働で行う施策の視点も重要となります。

区では、本計画を着実に推進し、区民の皆さんと共に「だれもが健康に暮らせる すみだ」を築いてまいります。

平成28年（2016年）3月

墨田区長 山本 亨



# 〈 目 次 〉

第1章 計画の考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の性格	2
3 計画の位置づけ	3
4 計画期間と計画の見直し	4
5 計画の特色	4
(1) 重点施策を設定した計画	4
(2) 区民との協働を推進する計画	5
6 計画の策定方法	6
(1) 計画の策定体制	6
(2) 『健康』に関する区民アンケート調査の実施	7
(3) 「区民の健康づくり総合計画」の最終評価の実施	8
(4) 区民アンケート結果報告会の開催	8
(5) 区民ワークショップの開催	9
第2章 墨田区の健康づくりを取り巻く現状	10
1 人口と世帯	10
(1) 人口の推移と将来推計	10
(2) 人口構成の推移	11
(3) 世帯の推移	12
2 人口動態等	13
(1) 人口動態	13
(2) 合計特殊出生率	14
(3) 死亡統計	14
3 平均寿命と65歳健康寿命	16
(1) 平均寿命	16
(2) 65歳健康寿命	16
4 医療費の状況	18
5 区民の健康意識等	19
第3章 健康づくり・地域保健対策の動向	21
1 社会的な潮流	21
(1) 健康とヘルスプロモーションの定義	21



(3) 食育の推進活動を進めます	88
(4) 健康に関する区民活動・人材育成を進めます	90
(5) 主体的な健康づくりのための環境整備をします	91
基本目標4 健康危機管理体制を充実し、	
保健衛生の安全と安心を確保します	92
(1) 健康危機管理体制を充実します	98
(2) 感染症予防対策を推進します	99
(3) 食品衛生の推進と普及啓発に取り組みます	101
(4) 衛生的な生活環境を確保します	103
(5) 適切な医事・薬事環境を確保します	104
(6) 動物の適正管理を進めます	105
基本目標5 保健医療体制を確立し、地域の連携を進めます	106
(1) 地域医療体制の連携を充実します	109
(2) 在宅医療体制を構築します	110
(3) 公害・環境保全対策を推進します	111
(4) 保健衛生環境（新保健センター等）を充実します	112
現状とめざす数値目標一覧	113
<b>第6章 計画の推進と計画の評価に向けて</b>	118
1 計画の推進体制	118
2 計画の評価体制	119
(1) 平成32（2020）年度に中間評価	119
(2) 継続的なデータの蓄積と年度ごとの見直し	119
<b>資料編</b>	120
1 計画策定の全日程	120
2 計画策定の検討過程	121
(1) 墨田区保健衛生協議会	121
(2) 墨田区健康づくり推進本部・幹事会	121
(3) 区民の健康づくり総合計画作業部会	121
3 墨田区保健衛生協議会条例	123
4 墨田区健康づくり推進本部設置要綱	125
5 構成員	127
(1) 墨田区保健衛生協議会委員名簿	127
(2) 墨田区健康づくり推進本部構成員	128

(3) 墨田区健康づくり推進本部幹事会構成員	128
(4) 区民の健康づくり総合計画作業部会構成員	128
6 区民と協働した計画づくり	130
(1) 区民ワークショップ	130
7 最終評価（平成18年度～27年度）結果	131
(1) 最終評価の目的と経緯	131
(2) 最終評価の方法	131
(3) 全体的な最終評価	131
(4) 基本目標別の最終評価	134
8 主な国及び都の動向	147
9 用語集	152



# 第1章 計画の考え方

## 1 計画策定の趣旨

墨田区では、区民の健康で生きがいのある生活の実現を目的に、計画の策定や宣言を行い、区民と区が一体となった区民の健康づくりの取り組みを進めてきました。

昭和58年(1983年)12月	「区民の健康づくり総合計画」を策定
昭和59年(1984年)10月	「すみだ健康区宣言」を宣言
平成13年(2001年)3月	「区民の健康づくり総合計画」[計画期間：平成13～22年度]を策定
平成18年(2006年)3月	「区民の健康づくり総合計画(前期計画)」 [計画期間：平成18～27年度。うち前期計画期間は22年度まで]を策定
平成23年(2011年)3月	「区民の健康づくり総合計画(後期計画)」 [計画期間：平成23～27年度]を策定

平成23年3月に策定した「区民の健康づくり総合計画(後期計画)」(以下、「後期計画」)を策定後の主な社会状況を振り返ると、同時期に東日本大震災が発生し、災害時医療体制の重要性が増すとともに、家族や地域の絆の大切さが再認識されました。

また、新型インフルエンザ、エボラ出血熱、結核や風しん等の新興・再興感染症、食中毒など、区民の生命や健康を脅かす健康危機(36ページ参照)が発生し、迅速な対応が重要となっています。

一方、国の動きを見ると、平成24年7月には、「健康日本21(第2次)」が策定され、「健康寿命の延伸」や「健康格差の縮小」を目的とした国民健康づくり対策が始まりました。加えて急速な高齢化の進展により、平成26年6月には、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(地域医療・介護総合確保推進法)が成立し、医療と介護を連携させる動きが加速しました。国の動きに呼応して、東京都でも新しい取り組みを進めているところです(詳細は、21ページ、149ページ参照)。

また、健康づくりの新たな動きを考えると、KDBシステムやマイナンバー制度などビッグデータを活用した新しい取り組みを検討する必要も生じています。

加えて、健康づくりは区民一人ひとりの主体的な取り組みとともに、健康づくりを地域と一体となっていくため、区と区民と協働で行う健康づくり施策の視点も重要となります。

このような視点に立ち、区民にとってより実効性のある「すみだ健康づくり総合計画」(以下、「本計画」)を策定することで、今後10年間の新たな施策展開を図ることとします。

### 【ビッグデータとは…】

ICT（情報通信技術）の進展により生成・収集・蓄積等が可能・容易となった多種多量のデータの総称のことです。ビッグデータを活用することで、利用者個々のニーズに即したサービスの提供、業務運営の効率化や新産業の創出等が可能となりました。健康に活用できるビッグデータには下記のようなものがあります。

#### <マイナンバー>

平成27年10月から日本国内の全住民に通知された一人ひとり異なる12桁の番号のことです。マイナンバーを社会保障、税、災害対策の分野で保有する個人情報と紐づけることで、効率的な情報管理ができます。マイナンバー制度の導入に併せて構築する個人ごとのポータルサイト（マイナポータル）では、予防接種や介護などの自治体からのお知らせの受取も可能になります。

#### <国保データベース（KDB）システム>

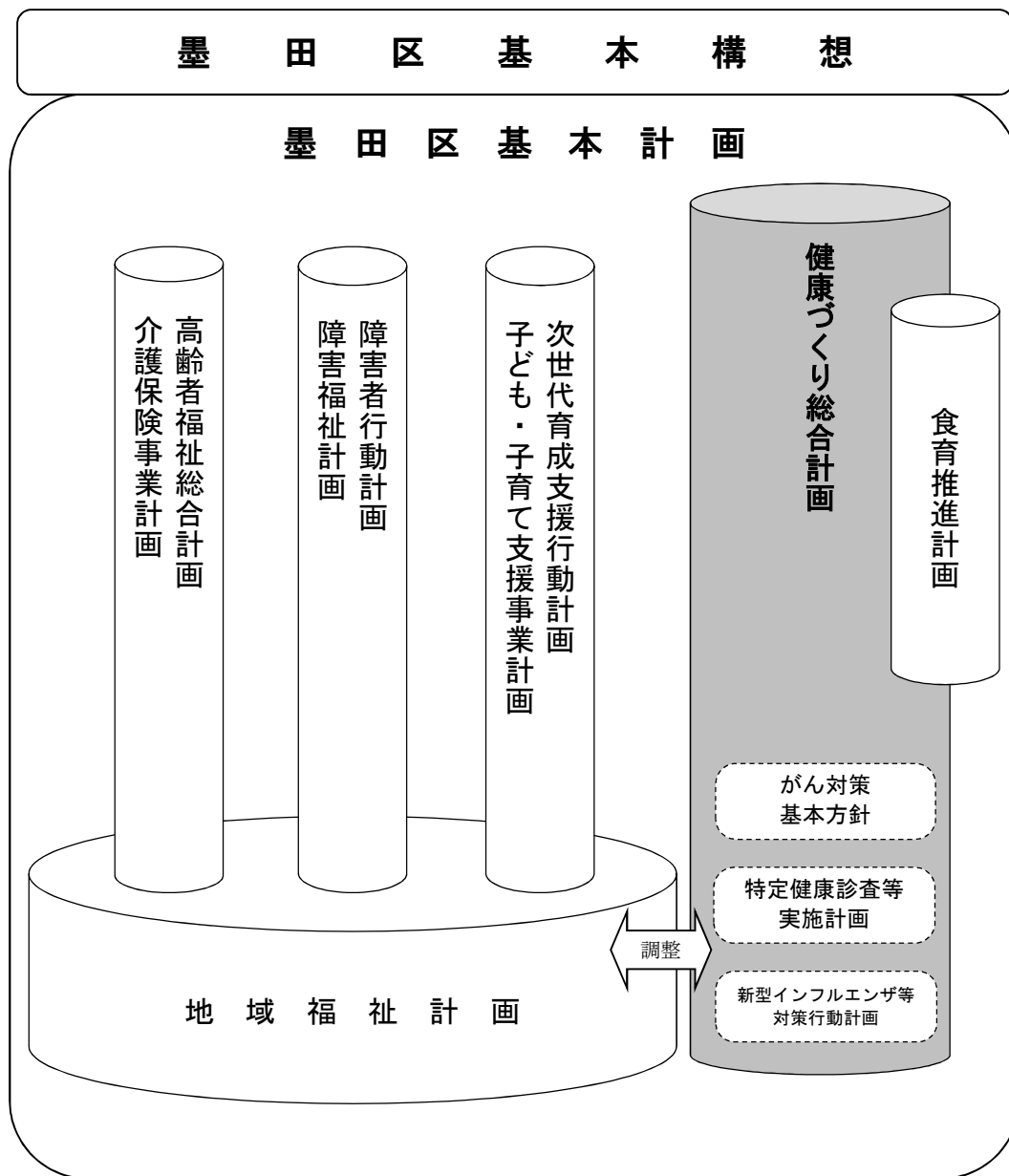
国保連合会が保険者の委託を受けて「特定健診・特定保健指導」、「医療」、「介護保険」等に係る情報を利活用し、統計情報等を保険者向けに情報提供し、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的として構築されたシステムのことです。

## 2 計画の性格

- ①本計画は、国の「健康日本21（第2次）（平成24年7月）」や「健やか親子21（第2次）（平成26年3月）」、都の「保健医療計画（平成25年3月改定）」の墨田区版の計画として、それぞれの計画の趣旨を踏まえた基本目標を設定し、取り組むべき施策の方向性を明らかにするとともに、現状と課題、具体的な事業を整理しています。
- ②本計画は、「健康増進計画（健康増進法 平成26年6月改定）」、「母子保健計画（「母子保健計画について」厚生労働省通知 平成26年6月）」等に基づきます。
- ③本計画は、健康づくりに関する総合計画として作成されるもので、今後の区の健康づくりの方針を明らかにし、具体的に展開する道筋となるものです。
- ④本計画は、個別の根拠法令に基づく「墨田区地域福祉計画」や各分野別計画とは、整合性を持ちつつも過度に重複させないことで、独自性を備えています。

### 3 計画の位置づけ

本計画は、区の上位計画にあたる「墨田区基本構想」、「墨田区基本計画」の健康に関する施策及び基本的な考え方を踏まえたものであり、区の関連個別計画との調和を図っています。



## 4 計画期間と計画の見直し

本計画は、平成28年度（2016年度）から平成37年度（2025年度）までの10年計画とします。

平成32年度（2020年度）を目途に中間評価を行い、社会情勢の変化等も考慮しながら、必要に応じて適宜見直しを行います。

平成28年度 (2016)	平成29年度 (2017)	平成30年度 (2018)	平成31年度 (2019)	平成32年度 (2020)	平成33年度 (2021)	平成34年度 (2022)	平成35年度 (2023)	平成36年度 (2024)	平成37年度 (2025)
「健康づくり総合計画」〔計画期間：平成28年～平成37年度〕									
前期計画期間：平成28年度～平成32年度									
			調査	中間評価 及び 見直し					
					後期計画期間：平成33年度～平成37年度				
								調査	10年間の 最終評価

## 5 計画の特色

本計画は、ヘルスプロモーション（詳細は、21ページ参照）の考え方を重視し、次の2つの特色を持たせています。

### （1）重点施策を設定した計画

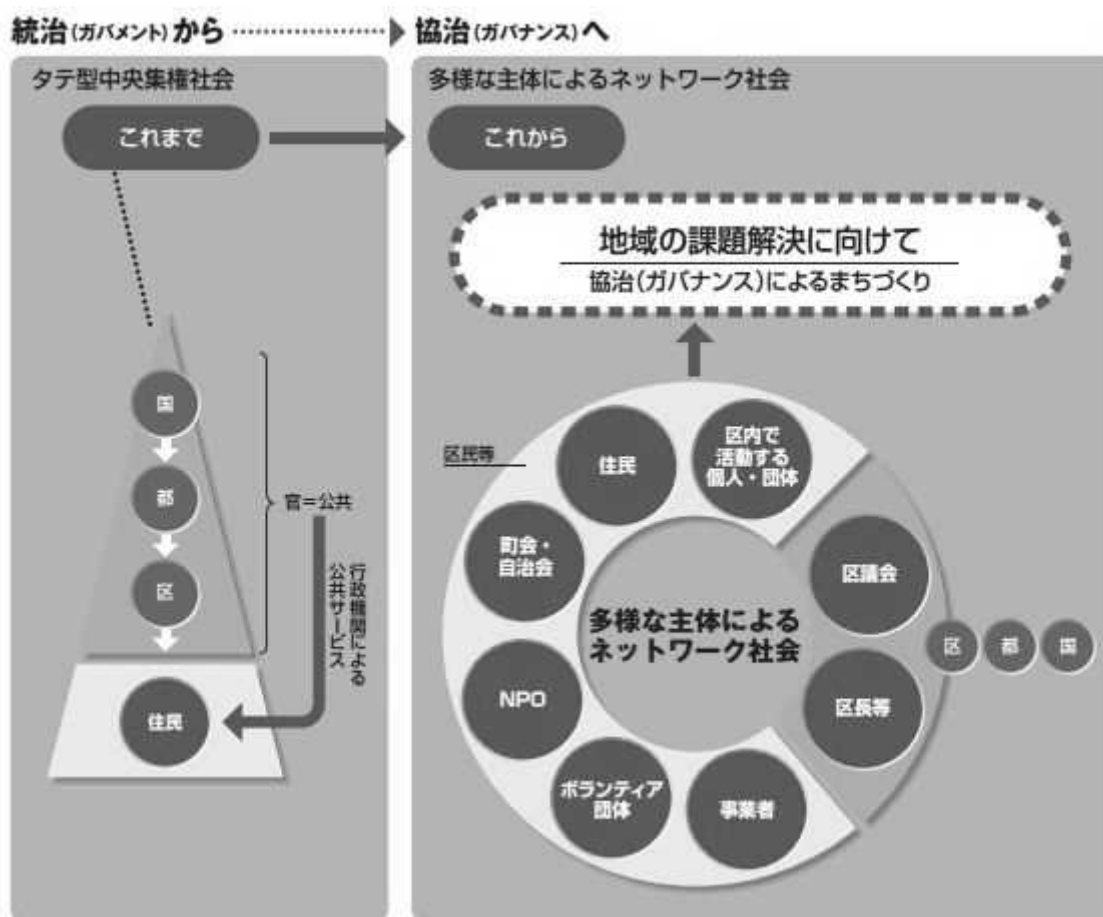
健康づくりを取り巻く社会状況への対応や区の現状を踏まえ、優先度を高めて解消すべき課題を、重点施策（詳細は、27～37ページ参照）として設定し、計画期間中に戦略的に取り組むこととします。

## (2) 区民との協働を推進する計画

墨田区では、区政運営を「協治（ガバナンス）」の考えのもとで行っており、区民、地域団体、NPO、企業など多様な主体とともに、それぞれ果たすべき役割と責任を分担し、ともに考え、ともに行動することで、地域の課題を解決に取り組んでいます。

一方、健康を考える上で、「ソーシャル・キャピタル」という考え方（人や社会や地域とのつながりのことであり、人と人之間にある信頼感や支え合いの気持ちを「資本」と捉える概念）が大切になってきており、健康との関連では、つながりが豊かであれば、地域住民の健康に好ましい影響を与えると期待されています。

本計画は、「協治（ガバナンス）」の考えや「ソーシャル・キャピタル」を尊重し、区民や地域全体のつながりをつくり、広げていく計画として推進します。



資料 墨田区協治（ガバナンス）推進条例（パンフレット）

## 6 計画の策定方法

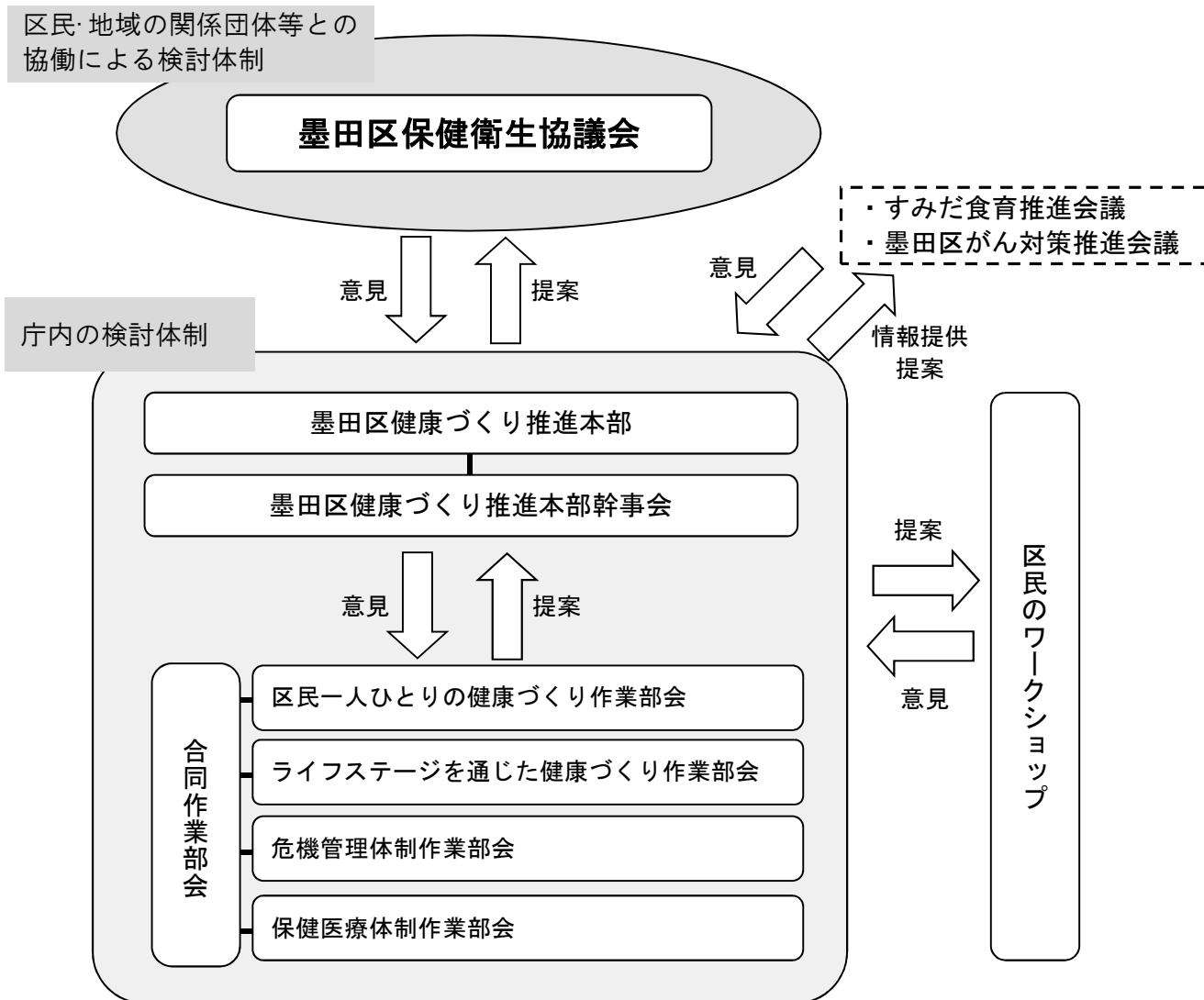
### (1) 計画の策定体制

本計画は、協治（ガバナンス）の考え方にに基づき、学識経験を有する者、関係団体の代表者、関係行政機関の職員、区民で構成される「墨田区保健衛生協議会」における協議・検討を踏まえ、策定しました。

また、協議会は会議及び会議録を公開とし、区民に開かれた審議を行いました。

庁内においては、関連部課の代表で構成される「墨田区健康づくり推進本部」、「墨田区健康づくり推進本部幹事会」及び「区民の健康づくり総合計画作業部会」（区民一人ひとりの健康づくり作業部会、ライフステージを通じた健康づくり作業部会、危機管理体制作業部会、保健医療体制作業部会）を設置し、全庁を挙げて取り組みました。

また、区民と協働で計画を策定するために、区民のワークショップも開催しました。



※ 構成員については127ページ参照

## (2) 『健康』に関する区民アンケート調査の実施

区民の健康に関する意識や習慣などを把握し、平成18年3月に策定した「区民の健康づくり総合計画（前期計画）」（以下「前期計画」）からの10年間の評価と平成23年3月に策定した後期計画の評価及び計画改定のための基礎資料とするため、平成26年9月～10月に『健康』に関する区民アンケート調査を実施しました。

この調査の結果は、最終評価の実施や施策の方向性などを検討するために活用を図っています。

なお、『健康』に関する区民アンケート調査の実施概要は次のとおりです。

	一般区民調査
(1)対象	・墨田区在住の20歳以上の男女
(2)方法	・抽出方法： 住民基本台帳からの層化2段無作為抽出 ・調査方法：郵送配布—郵送回収（礼状兼依頼のハガキ1回）
(3)期間	・平成26年9月4日～9月26日
(4)回収結果	・標本数：2,000人 ・有効回収数：820人 （有効回収率：41.0%）

	16～19歳調査	中学生調査
(1)対象	・墨田区在住の中学卒業～19歳の男女	・区内の区立学校に通う 中学2年生
(2)方法	・抽出方法： 住民基本台帳からの層化2段無作為抽出 ・調査方法：郵送配布—郵送回収 （礼状兼依頼のハガキ1回）	・抽出方法： 区内区立中学校（全10校）から 各学校1クラス ・調査方法：学校配布—学校回収
(3)期間	・平成26年9月4日～9月26日	・平成26年10月1日～ 10月20日
(4)回収結果	・標本数：350人 ・有効回収数：133人 （有効回収率：38.0%）	・標本数：344人 ・有効回収数：319人 （有効回収率：92.7%）

※ 層化2段無作為抽出とは層化抽出法と多段抽出法を併用した無作為抽出法のことです。今回は地域によって区内を分類しました（層化）。そして、各層の人口に応じて調査地区を比例配分し、住民基本台帳を利用して、地域ごとに一定数の調査対象者を無作為に抽出しました。

### (3) 「区民の健康づくり総合計画」の最終評価の実施

最終評価に当たっては、前期計画を踏まえて後期計画で新たに設定した目標値に対して行いました。

評価は「『健康』に関する区民アンケート調査」で得られた結果や関係各課の資料を収集し、「区民の健康づくり総合計画作業部会」で行いました。(詳細は、121ページ参照)

### (4) 区民アンケート結果報告会の開催

本計画の策定に先立ち、「『健康』に関する区民アンケート調査」を実施後、学識経験者による講演と区の健康の現状報告を兼ねた、「『健康』に関する区民アンケート調査結果報告会」を開催しました。

実施概要	
平成27年3月12日(木) 於：すみだリバーサイドホール・イベントホール	
1 講演	「健康づくりは、あなたが主役」 早稲田大学スポーツ科学学術院教授 荒尾 孝 氏
2 報告	「区民の健康づくり総合計画」の説明 「『健康』に関する区民アンケート調査」結果報告 「区民の健康づくり総合計画」の改定方針 等



区民アンケート結果報告会



## (5) 区民ワークショップの開催

本計画の策定期間中には、区民ワークショップを開催し、計画への意見や提案を出し合い、個人や地域でできることを考え、話し合いました。(詳細は130ページ参照)

実施概要	
平成27年7月29日(水) 於: 131会議室	
1	講演「健康づくりは地域づくり」早稲田大学スポーツ科学学術院教授 荒尾 孝 氏
2	説明 墨田区の現状と次期「区民の健康づくり総合計画(案)」について
3	ワークショップ
	(1) 感じている墨田区健康課題
	(2) 課題解決のために地域や自分できること
	(3) 各グループの発表
	(4) まとめ



区民ワークショップ

## (6) パブリック・コメントの実施

本計画の素案にあたる「中間のまとめ」に対する御意見を広く募集するため、パブリック・コメントを実施しました。

### ①意見募集期間

平成27年12月11日から平成28年1月4日まで

### ②意見募集の周知・公表方法

#### i)パブリック・コメントの周知

区のお知らせ(12月11日号)、区ホームページ

#### ii)公表資料の閲覧

区民情報コーナー(区役所1階)、保健計画課(区役所5階)、向島保健センター、本所保健センター、区ホームページ

### ③意見募集結果

意見者数 1団体・3個人

意見数 8件 ※ 同趣旨の意見はまとめる。

# 第2章 墨田区の健康づくりを取り巻く現状

## 1 人口と世帯

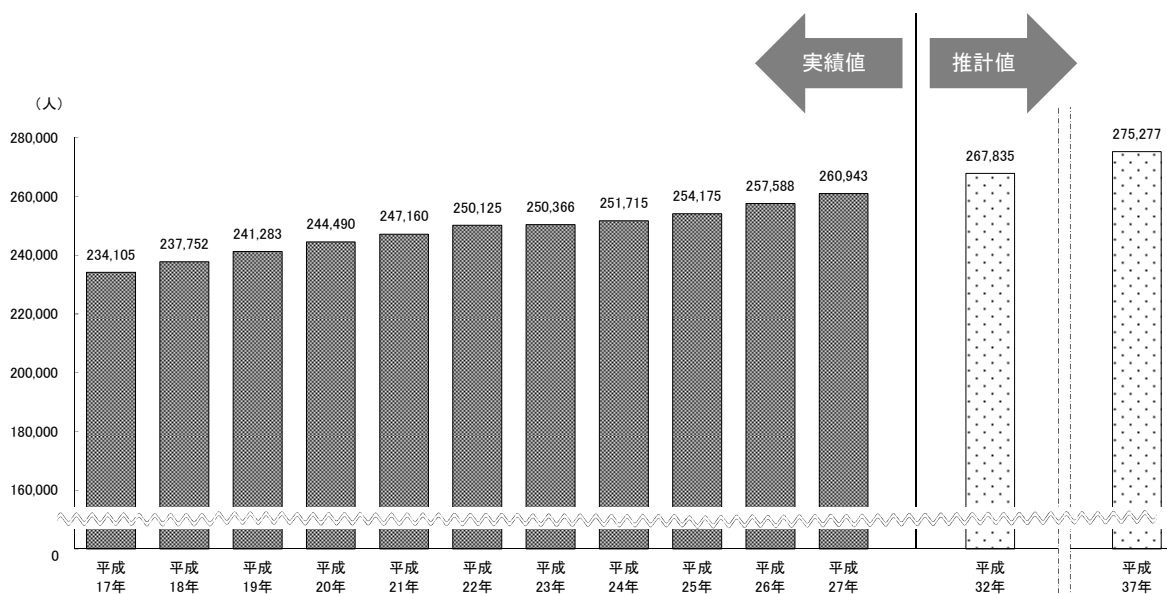
### ◇人口増加が続く中、単独世帯は増加

- ◎人口は本計画の最終年度である平成37年（2025年）まで増加傾向が見込まれます。
- ◎高齢化率は20%台の前半で推移すると見込まれますが、平成32年以降は、後期高齢化率（75歳以上の人口の割合）が特に増加することが予想されます。
- ◎単独世帯の増加は顕著で、高齢者単独世帯も増加し続けています。

### (1) 人口の推移と将来推計

総人口は、増加し続けており、平成27年（2015年）10月1日現在で260,943人となっています。

総人口の将来推計は、本計画の最終年度にあたる平成37年（2025年）まで少しずつ増加する傾向があり、平成37年で275,277人になると見込まれます。



(注) 平成24年7月9日に住民基本台帳法が改正され、外国籍の区民も住民基本台帳の対象となりました。そのため、外国人登録者については、平成16年～平成23年は外国人登録原票、平成24年以降は住民基本台帳に基づく外国人人口となります。

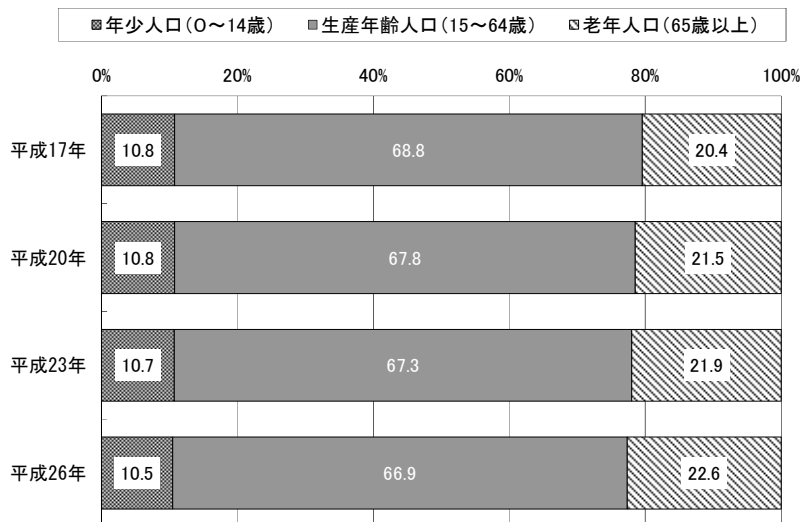
資料 実績値：住民基本台帳及び外国人登録原票（各年10月1日）

推計値：墨田区人口ビジョン 将来人口推計

## (2) 人口構成の推移

### ① 人口構成の推移

年齢3区分の人口構成は、生産年齢人口（15歳～64歳）の割合が年々減少しており、老年人口（65歳以上）の割合が年々増加しています。

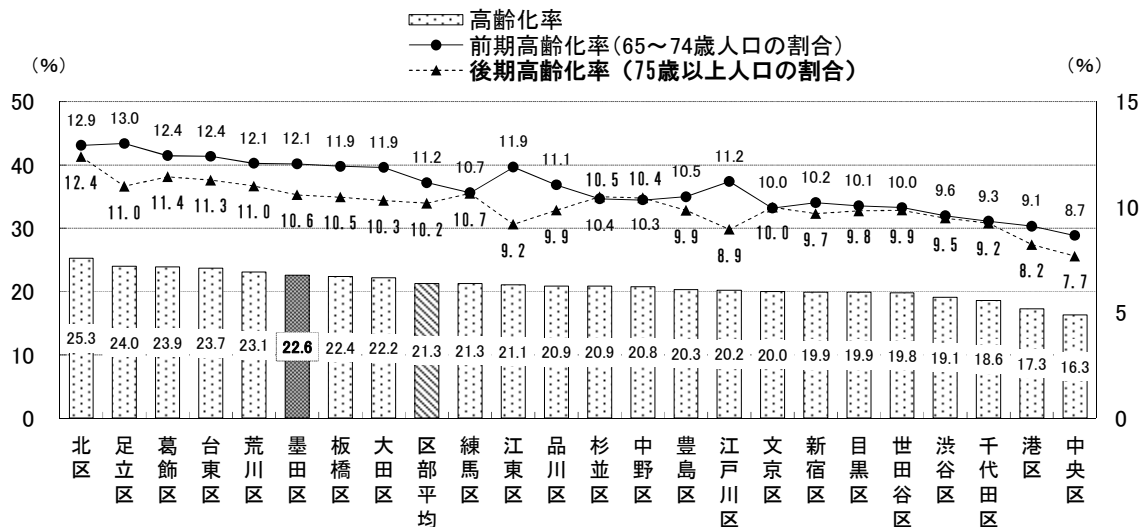


(注) 平成24年から外国人人口を含みます。

資料 住民基本台帳（各年10月1日現在）

### ② 23区高齢化率の順位

平成26年（2014年）10月1日現在で老年人口の割合（＝高齢化率）は22.6%と、東京23区中6番目となっています。

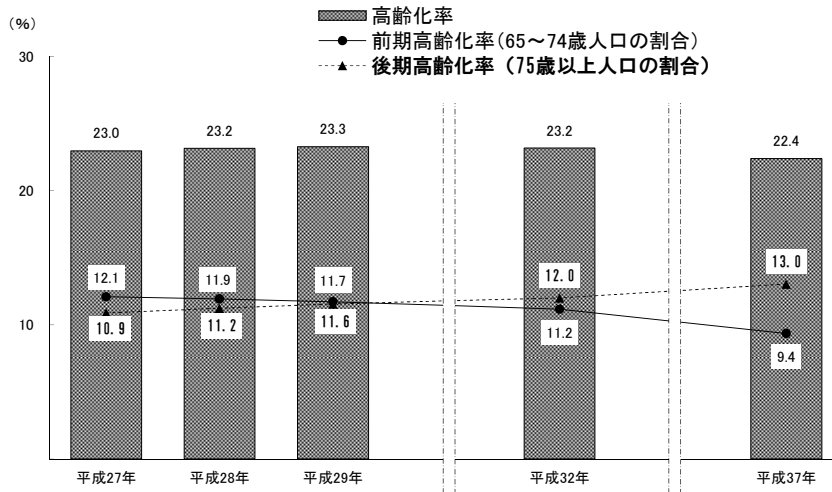


(注) 江東区及び練馬区は平成27年1月1日を利用しており、区部平均はそれらを含めて算出しています。

資料 各区住民基本台帳（平成26年10月1日）

### ③ 高齢化率の将来推計

高齢化率は、平成32年（2020年）から減少傾向になりますが、この年には、後期高齢化率が前期高齢化率を上回り、平成37年（2025年）には、その差が約4ポイントまで広がると見込まれます。

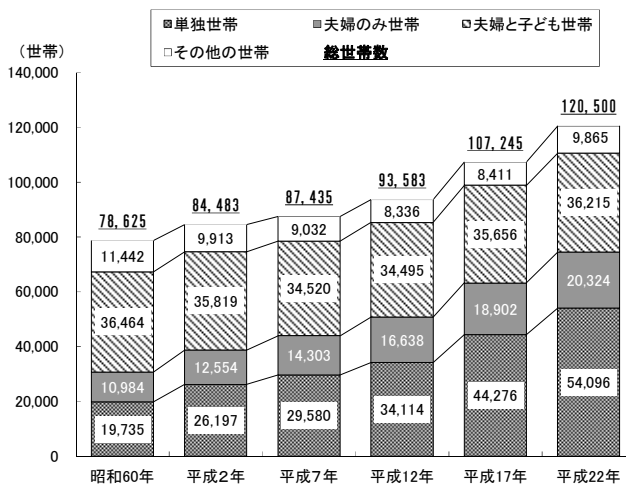


資料 墨田区高齢者福祉総合計画・第6期介護保険事業計画

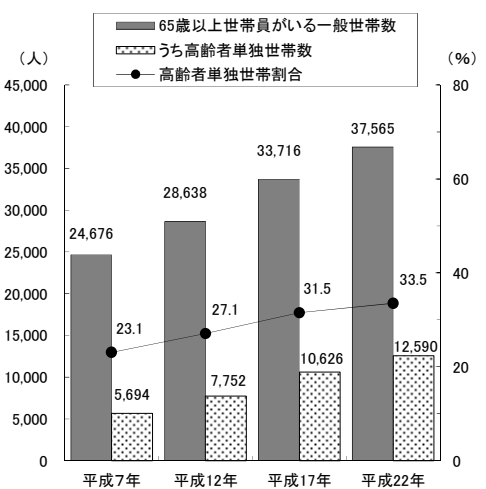
### (3) 世帯の推移

世帯数は増加しており、平成17年（2005年）に10万世帯を超え、平成22年（2010年）で120,500世帯となっています。特に単独世帯の増加は顕著で、平成22年には54,096世帯と、総世帯数の44.9%を占めています。さらに、高齢者単独世帯も増加しており、平成22年には65歳以上世帯員のいる一般世帯数の33.5%を占めています。

#### <世帯類型の推移>



#### <高齢者単独世帯>



(注) 平成22年調査にて「65歳以上世帯員のいる一般世帯数」に変更。平成17年調査以前は「65歳以上親族のいる一般世帯数」でした。

資料 国勢調査

## 2 人口動態等

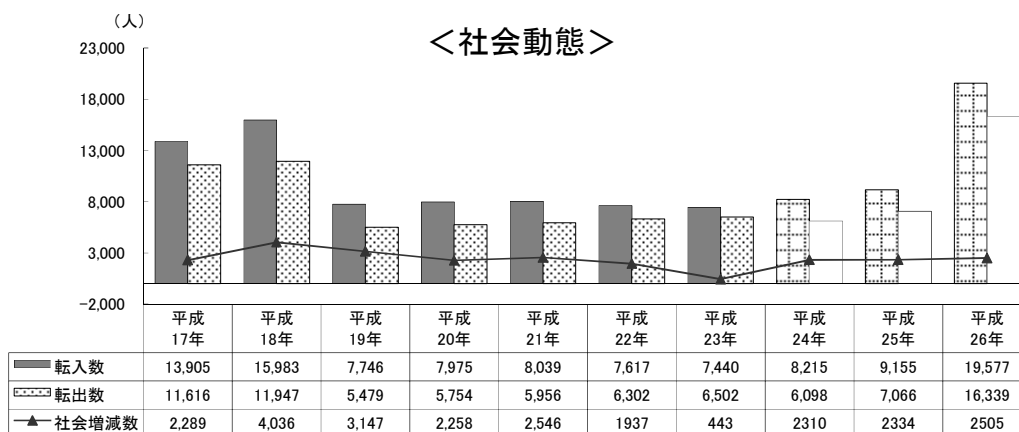
◇「社会増」・「自然減」傾向が続き、主要死因も高齢社会特有の傾向へ

- ◎「社会増」・「自然減」傾向が続いており、今後もこの傾向は続くと考えられます。
- ◎合計特殊出生率は区部や都を上回りますが、死亡率も区部や都を上回り、主要死因は3大生活習慣病（がん・心疾患・脳血管疾患）に加え、高齢社会特有の「肺炎」や「老衰」も多い状況です。

### (1) 人口動態

社会動態は、平成12年（2000年）以降、転入が転出を上回る「社会増」で推移していますが、自然動態は、死亡が出生を上回る「自然減」が続いています。

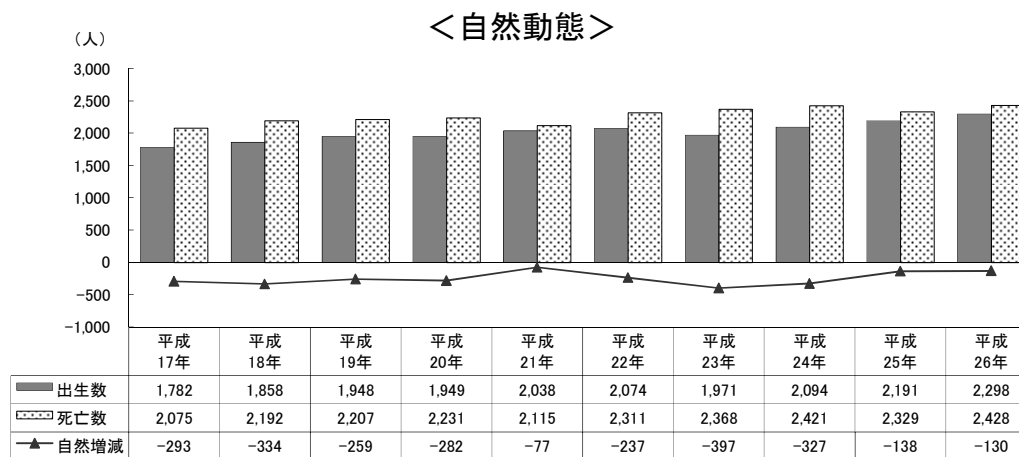
総合すると、人口は「社会増」が「自然減」を上回る傾向にあり、近年の人口増加の要因と考えられます。



(注) 平成19年～平成25年は、都内間移動の内訳が公表されていないため、他県への転入・転出数のみ表示しています。外国人人口を含んでいます。

平成26年には、再び、都内間の移動の内訳が公表されたことから、他県への転入・転出数と都内間の転入・転出数の合計で表示しています。

資料 東京都「人口の動き」各年中

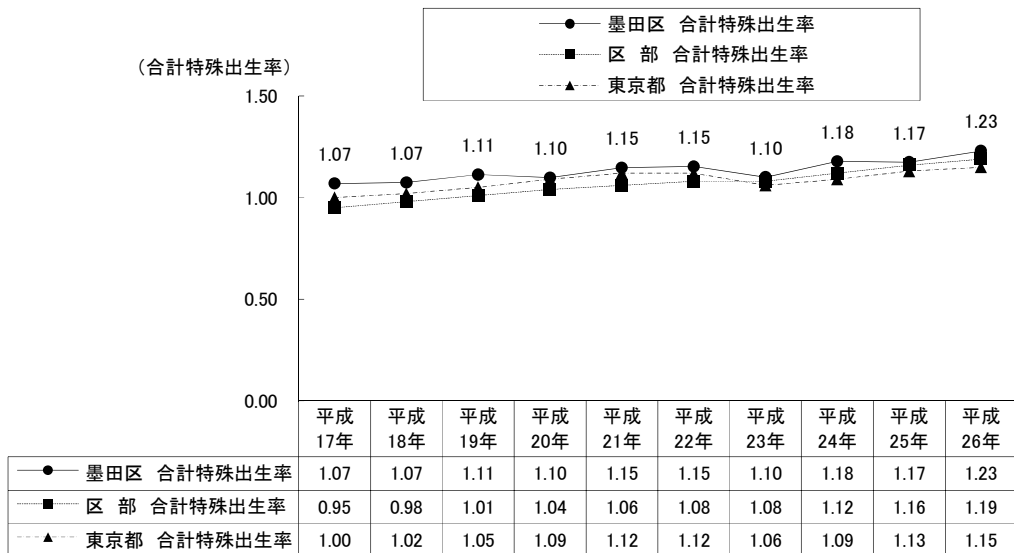


資料 東京都「人口の動き」各年中

## (2) 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、15歳～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が生涯に生むと推定される子どもの数を表します。

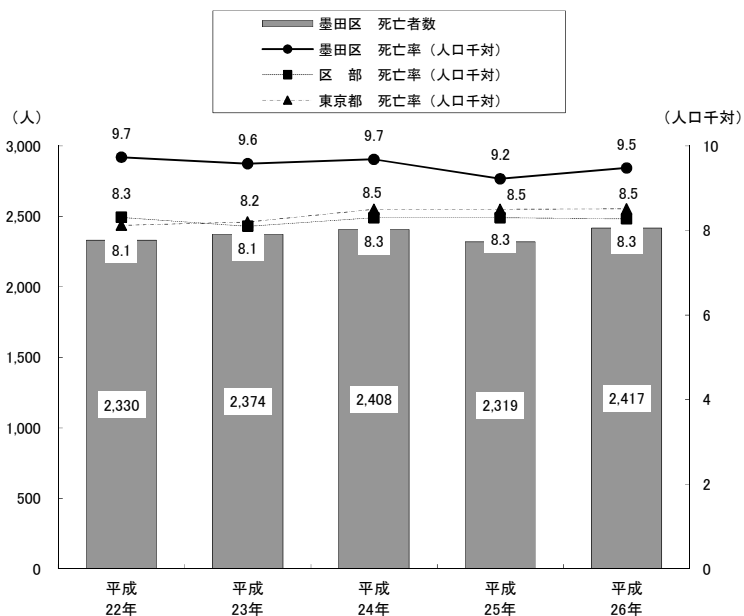
東京都や区部に比べると高い水準にあり、平成26年は1.23となっています。



資料 人口動態統計

## (3) 死亡統計

### ① 死亡率（人口千対）の比較



死亡率（人口千対）は、平成26年では区部で8.3、東京都で8.5、区は9.5となっています。

(注) 人口千対とは、人口1,000人あたりの数になおした値（千分率 パーミル、‰）をいいます。統計比率は百分率（パーセント、%）で表すのが一般的ですが、0.△△%のように小さい比率を表す場合に、大きさを比べやすくするために利用します。

資料 人口動態統計

## ② 主要死因別死亡順位

主要死因別死亡順位をみると、区部や東京都と同じく、3大生活習慣病といわれる「悪性新生物（がん）」、「心疾患」及び「脳血管疾患」のうち、「悪性新生物」、「心疾患」は上位2位となっていますが、「肺炎」が「脳血管疾患」よりも高くなり、第5位に「老衰」が入るなど、高齢社会特有の傾向がみられるようになりました。

	墨田区			区部			東京都		
	死因	死亡数	構成比	死因	死亡数	構成比	死因	死亡数	構成比
	総数	2,320	100.0	総数	75,332	100.0	総数	110,507	100.0
第1位	悪性新生物	718	30.9	悪性新生物	22,903	32.0	悪性新生物	33,349	31.9
第2位	心疾患(高血圧性を除く)	391	16.9	心疾患(高血圧性を除く)	11,335	15.6	心疾患(高血圧性を除く)	16,664	15.6
第3位	肺炎	213	9.2	肺炎	6,621	10.4	肺炎	10,110	10.5
第4位	脳血管疾患	201	8.7	脳血管疾患	6,470	9.4	脳血管疾患	9,690	9.7
第5位	老衰	73	3.1	老衰	3,788	2.9	老衰	5,850	2.8
第6位	自殺	63	2.7	不慮の事故	2,014	2.7	不慮の事故	2,767	2.8
第7位	腎不全	55	2.4	自殺	1,796	2.7	自殺	2,620	2.6
第8位	不慮の事故	51	2.2	肝疾患	1,344	1.9	腎不全	1,908	1.8
第9位	肝疾患	40	1.7	腎不全	1,342	1.7	肝疾患	1,772	1.7
第10位	慢性閉塞性肺疾患	31	1.3	大動脈瘤及び解離	1,071	1.4	大動脈瘤及び解離	1,685	1.3

資料 人口動態統計（平成25年 平成26年は平成28年3月発行予定）

## ③ 年齢別主要死因別死亡順位

平成26年の年齢別主要死因別死亡順位は、第1位が多く年齢で「悪性新生物」となっており、25歳～39歳では自殺が1位となっています。65歳以上では、3大生活習慣病が死因の上位を占めていますが、85歳以上になると、「肺炎」が第3位に入ります。

年齢階層	第1位		第2位		第3位	
	死因	死亡数	死因	死亡数	死因	死亡数
0歳	その他の呼吸器系疾患	1	周産期に特異的な呼吸障害等	1	染色体異常等	1
1～4歳	その他の呼吸器系疾患	1	その他の泌尿器系の疾患	1	—	0
5～9歳	悪性新生物	1	—	0	—	0
10～14歳	自殺	1	その他の神経系の疾患	1	—	0
15～19歳	悪性新生物	1	不慮の事故	1	自殺	1
20～24歳	心疾患	1	自殺	1	他殺	1
25～29歳	自殺	5	悪性新生物	1	その他の精神及び行動の障害	1
30～34歳	自殺	2	悪性新生物	1	その他の新生物	1
35～39歳	自殺	5	悪性新生物	3	心疾患	2
40～44歳	悪性新生物	11	自殺	6	脳血管疾患	3
45～49歳	悪性新生物	7	肝疾患	3	その他の全死因	3
50～54歳	悪性新生物	11	脳血管疾患	7	自殺	7
55～59歳	悪性新生物	24	脳血管疾患	7	心疾患	6
60～64歳	悪性新生物	43	心疾患	14	その他の全死因	14
65～69歳	悪性新生物	90	心疾患	23	脳血管疾患	18
70～74歳	悪性新生物	123	心疾患	40	脳血管疾患	20
75～79歳	悪性新生物	129	心疾患	41	脳血管疾患	27
80～84歳	悪性新生物	109	心疾患	51	脳血管疾患	37
85歳以上	心疾患	174	悪性新生物	173	肺炎	118

資料 墨田区（平成26年）

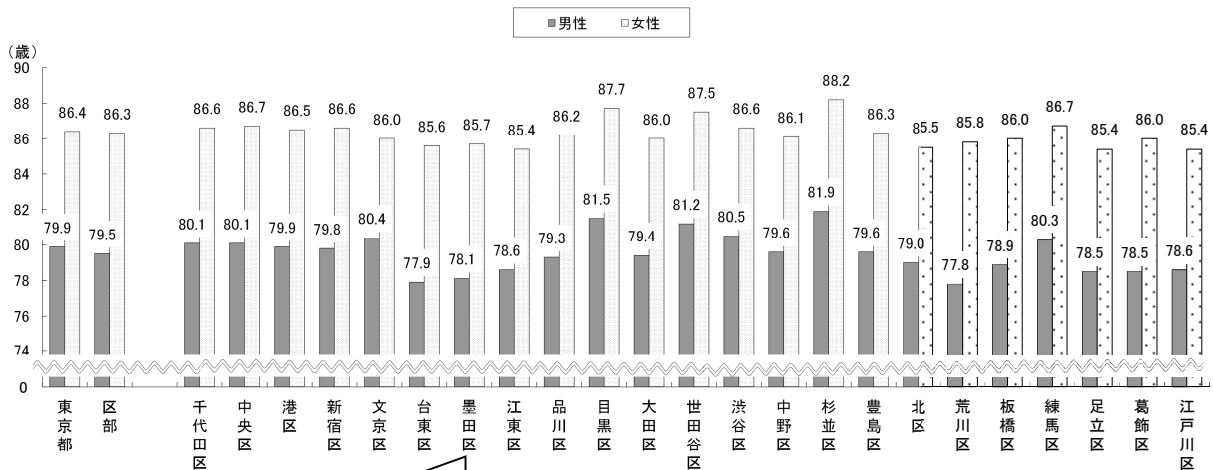
### 3 平均寿命と65歳健康寿命

◇平均寿命とともに65歳健康寿命の延伸が重要

◎平均寿命、65歳健康寿命ともに、23区の平均より低くなっています。

#### (1) 平均寿命

区民の平均寿命は、男性が78.1歳、女性が85.7歳と23区中では、男性が21位、女性が18位となり、23区平均よりも低くなっています。

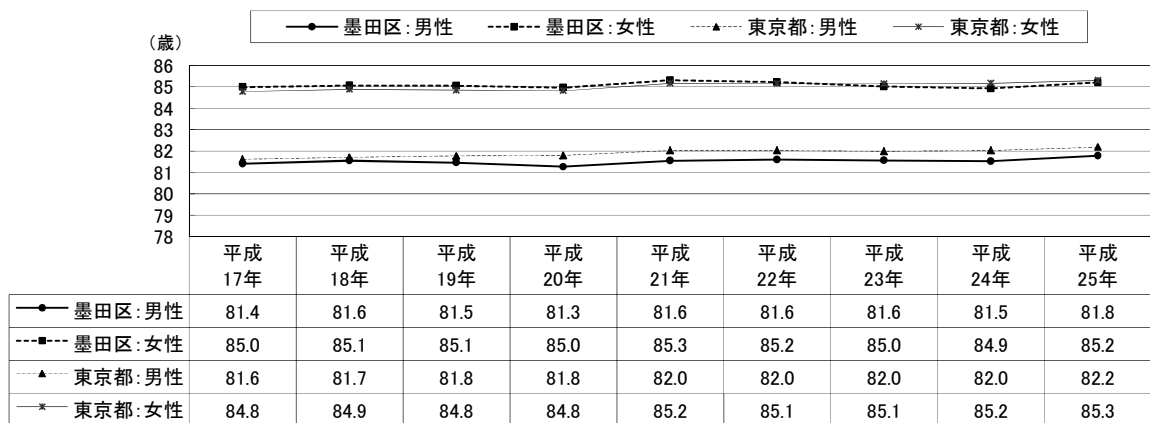


男性：21位 女性：18位

資料 平成22年市区町村別生命表

#### (2) 65歳健康寿命

区民の65歳健康寿命（人生の中で認知症や寝たきりにならないで生活できる期間）は、平成25年（2013年）で、男性が81.8歳、女性が85.2歳です。



資料 東京都福祉保健局



【健康寿命と65歳健康寿命（東京保健所長会方式）について】

健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間を健康寿命と言います。国は平均寿命と健康寿命の差を「不健康な期間」を意味しているとし、この期間を縮めるために「健康寿命の延伸」を目標としています。

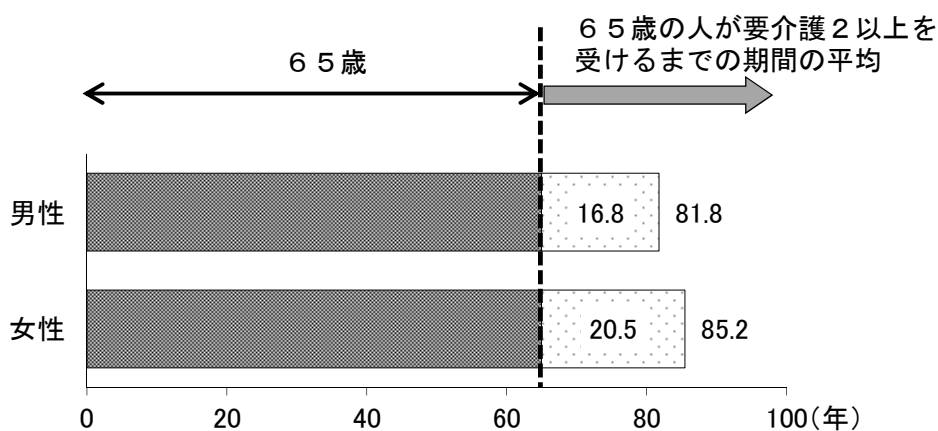
国は3年に1度実施している国民生活基礎調査での「健康上の問題で日常生活に何か影響がありますか」の質問に「ない」と回答した場合を「健康」と定義し、健康寿命を算出しています。この方法では都道府県レベルでの算出や比較はできますが、標本数の関係で墨田区といった自治体レベルでの算出や比較はできません。

そこで東京都は「65歳健康寿命」という独自の算出方法を使って都内の自治体ごとの健康寿命の算出や比較ができるようにしています。

この方法では介護保険認定者数を基に、「要支援1以上」、「要介護2以上」を「障害」と規定し、2パターンの健康寿命を算出しています。

$$65\text{歳健康寿命} = 65\text{歳} + \text{65歳の人が介護認定を受けるまでの期間の平均}$$

要介護2以上を障害期間とした場合の墨田区の健康寿命



この指標では、65歳未満の死亡や障害については計算対象としていないため、平均寿命を上回る健康寿命の値が算出されます。

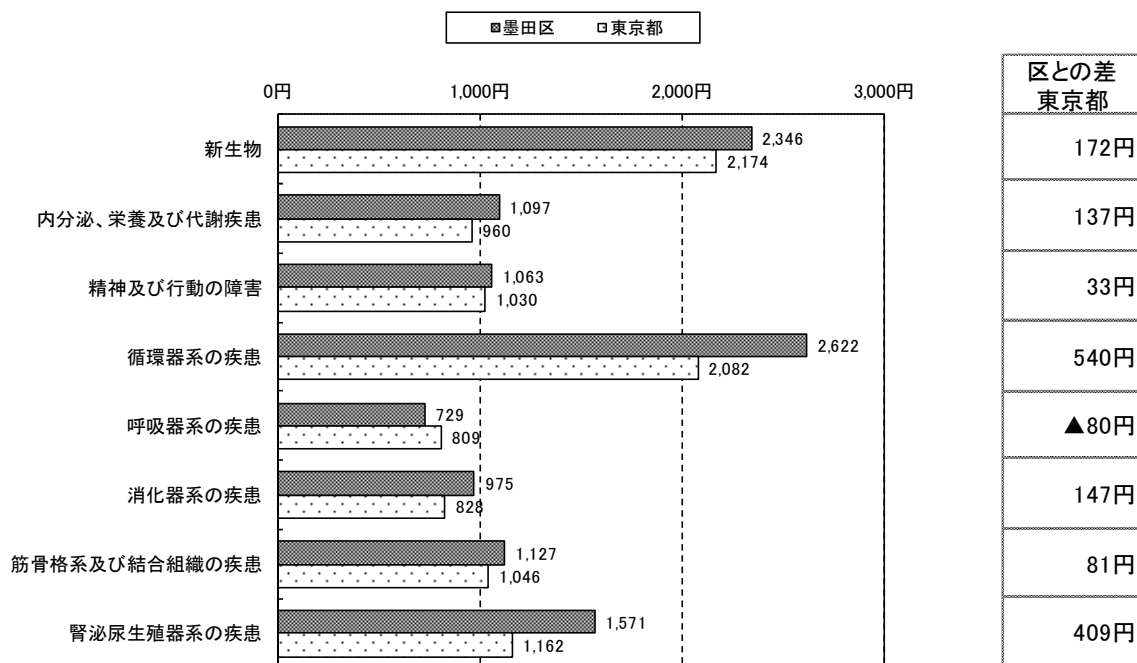
すみだ健康づくり総合計画では、墨田区としての健康づくりを進める指針を示すものであるため、東京保健所長会方式である65歳健康寿命をのうち、要介護2以上を用いたものを採用します。

## 4 医療費の状況

### ◇循環器系の疾患、新生物の医療費が高い

- ◎国民健康保険加入者の医療費が、1番高いのは「循環器系の疾患」で、2番目は「新生物（がん等）」となっています。
- ◎特に、「循環器系の疾患」の一人当たり医療費は、東京都に比べても高い状況にあります。

墨田区国民健康保険加入者の平成26年5月診療分における一人当たり医療費を東京都と比較したところ、「循環器系の疾患」で540円、「腎泌尿生殖器系の疾患」で409円上回っています。



(注) 疾病分類統計表の大分類の中から、主要な疾病を抜粋しています。

資料 墨田区 (平成26年5月)

## 5 区民の健康意識等

◇健康への関心度は20歳以上で高くなっている

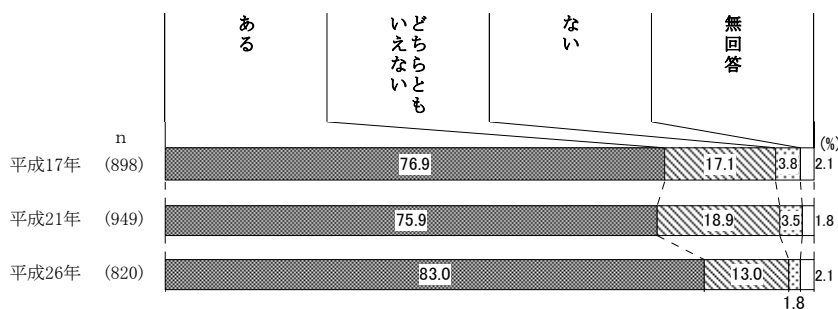
- ◎20歳以上の区民の健康への関心度は高い状況にあり、8割を超えています。一方で16歳～19歳では、平成21年度より低くなっています。
- ◎主観的健康感や毎日を生き生きと充実して暮らしている実感は、高い水準にありつつも、10年前と大きな変化はありません。

### ① 自分の健康への関心

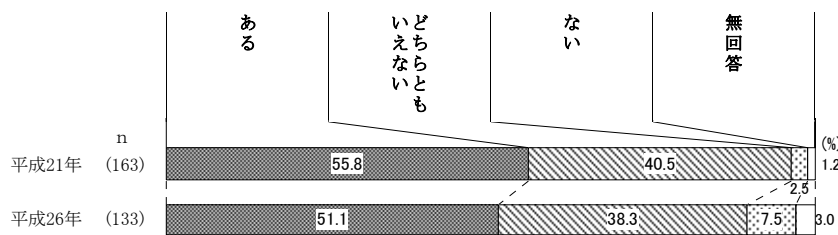
一般区民調査（20歳以上）では、自分の健康への関心が「ある」は、平成26年で83.0%となり、これまでで最も高くなっています。

16歳～19歳調査では、自分の健康への関心が「ある」は、平成26年で51.1%と平成21年よりも5ポイント減少し、反対に、「ない」が平成21年よりも5ポイント増加しました。

<一般区民調査（20歳以上）>



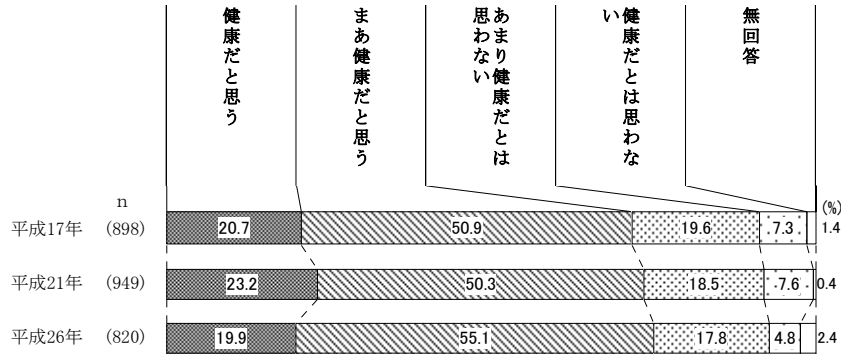
<16歳～19歳調査>



資料 「健康」に関する区民アンケート調査

## ② 主観的健康感

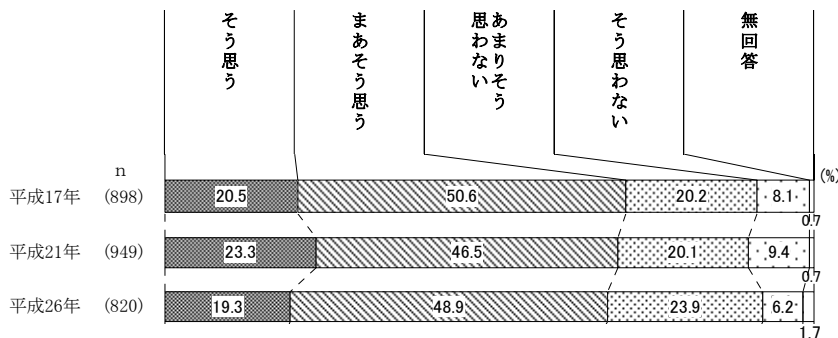
一般区民調査（20歳以上）では、平成26年で「健康だと思う」が19.9%、「まあ健康だと思う」が55.1%で、これらを合わせた《健康だと思う》は75.0%と高くなっています。



資料 「健康」に関する区民アンケート調査

## ③ 毎日を生き生きと充実して暮らしている実感

一般区民調査（20歳以上）では、毎日を生き生きと充実して暮らしていることについて、平成26年で「そう思う」が19.3%、「まあそう思う」が48.9%で、これらを合わせた《そう思う》は68.2%となっています。



資料 「健康」に関する区民アンケート調査

# 第3章 健康づくり・地域保健対策の動向

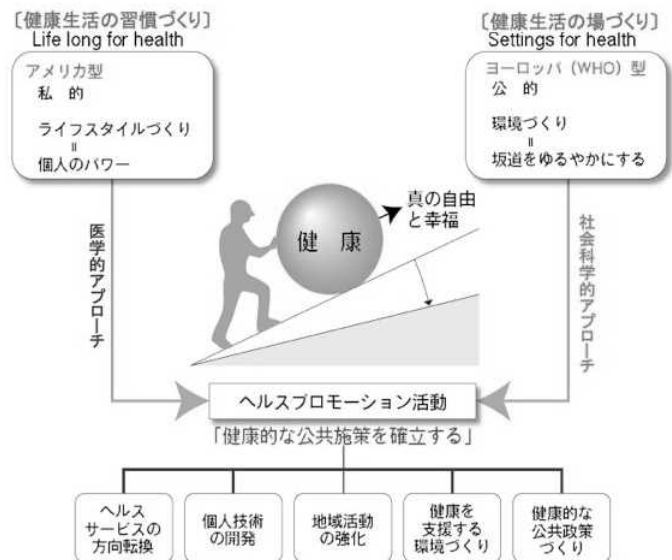
## 1 社会的な潮流

### (1) 健康とヘルスプロモーションの定義

健康の概念については、昭和21年（1946年）の国際会議で「世界保健機関憲章」が採択され、「健康とは、身体的・精神的及び社会的に完全に良好な状態であって、単に病気や虚弱ではないというだけではない」と定義づけられると同時に、「健康がすべての人々の基本的権利のひとつである」ことが宣言されました。

また、「ヘルスプロモーション」とは、WHO（世界保健機関）が、昭和61年（1986年）11月に、「ヘルスプロモーションに関するオタワ憲章」において提唱した健康戦略で、「人々が自らの健康をコントロールし、改善することができるようにするプロセスである」と定義されています。

具体的には、一人ひとりが自らの努力で健康づくりを実践していくこと（ライフスタイルづくり）と、誰もが健康づくりに取り組みやすいようにまわりの環境を整えていくこと（環境づくり）の両面から取り組む健康づくりの考え方です。



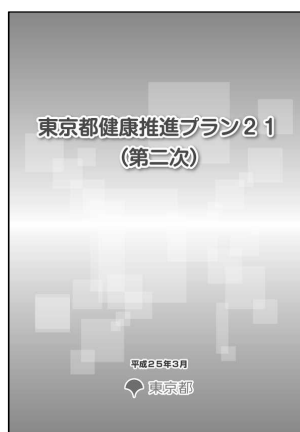
### (2) 国民健康づくり対策等の近年の状況

国では、昭和53年から国民健康づくり対策が開始されました。また、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現、健康寿命の延伸を実現することが大切とされました。そのためには、疾病の早期発見や治療に留まらず、生活習慣の見直しなどを通じ積極的に健康を増進し、疾病を予防する対策の推進が急務とされ、平成12年から「21世紀における国民健康づくり運動（「健康日本21」）」を推進しています。

平成24年7月に、「健康日本21（第2次）」が策定され、「健康寿命の延伸と健康格差の縮小」を全体目標とし、「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」、「社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上」、「健康を支え、守るための社会環境の整備」、「栄養・食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙、歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善」といった、基本的な方向が掲げられました。

さらに、「健康日本21」の一翼を担う、「健やか親子21」（平成12年策定）も、平成25年度に最終評価が取りまとめられ、平成27年度を初年度とする「健やか親子21（第2次）」がスタートしました。

都においては、平成13年10月に策定した「東京都健康推進プラン21」について、「後期5か年戦略」、「新後期5か年戦略」と計画を見直しながら、平成25年3月には、国の動きを踏まえ、「東京都健康推進プラン21（第2次）」を策定し、その取り組みを進めているところです。



### （3）衛生行政の変遷と保健医療

昭和22年に新「保健所法」が制定され、保健所は、健康相談、保健指導、医事、薬事、食品衛生、環境衛生などに関する行政機能を持ち、公衆衛生の第一線機関として位置づけられました。

そこで、平成6年には、「保健所法」が改正され、名称が「地域保健法」となることに加え、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」が定められ、地域保健の新たな体系の構築がなされました。これは母子保健サービスの実施主体を区市町村とし、老人保健サービスと併せて住民に身近な保健サービスの一元的提供とするものです。

「介護保険法」、「健康増進法」の成立など、新たな状況の変化を経て、「地域保健対策の推進に関する基本的な指針」が平成27年3月に改正され、保健所は、地域の健康危機管理（36ページ参照）の拠点として位置づけられました。



この指針には、多様化、高度化する住民のニーズに対応するためには、地域のソーシャル・キャピタルの活用を通じた取り組みの推進をはじめ、多様な連携体制が重要であるとの考え方が盛り込まれました。

また、5疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）及び5事業（救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療、小児医療）の医療連携体制の構築や、保健師による予防的介入の重視や地区活動に立脚した活動の展開など、保健所は、医療機能の連携・役割分担のコーディネート、医療安全の確保に向けた積極的な関与が求められるようになりました。

#### （４）健康づくりや保健医療を取り巻く社会保障の概況

後期計画の策定後、平成23年8月には、歯科疾患の予防等による口腔の健康保持に関する施策を総合的に進めていくため、「歯科口腔保健の推進に関する法律」が成立しました。

平成24年8月には、子ども・子育て関連3法が成立しました。これらの法に基づき、「子ども・子育て支援新制度」が平成27年度から本格的にスタートしています。

平成25年4月には、「障害者自立支援法」が「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」として施行され、支援対象として政令で定める難病等が追加されたほか、支援の仕組みの再構築が段階的に進められています。

平成25年6月に「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」が一部改正されました。平成26年4月から医療保護入院の要件が変更され、病院の管理者に退院後生活環境相談員の設置等の義務が新たに課せられました。

平成25年12月には、受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（社会保障プログラム法）」が成立し、社会保障制度改革の全体像やその方向性、進め方などが明示されました。この法律を踏まえ、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（地域医療・介護総合確保推進法）」が平成26年6月に成立し、医療・介護のあり方を一体的に見直す動きが本格化しました。

平成26年5月には、難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病患者の療養生活の質の維持向上を図り、国民保健の向上を図ることを目的とした「難病の患者に対する医療等に関する法律」が成立し、医療費助成の対象疾患が306疾患に拡大されました。

平成26年6月には、喘息やアトピー性皮膚炎、花粉症などのアレルギー疾患対策を総合的に推進するため、「アレルギー疾患対策基本法」が成立しました。



# 第4章 基本理念と計画の施策の体系

## 1 墨田区がめざす健康づくりと計画の基本理念

本計画は「健康寿命を大きく伸ばし誰もが健康に暮らすまちをつくる」ことをめざし、「区民が主役の健康づくり」、「健康を支えあう地域づくり」及び「健康を実現できる環境づくり」の3つの基本理念を掲げていきます。

区民を主役とし、多様な主体が協力しあうことによって、健康づくりに取り組み、健康増進を進めるまちをめざして、本計画の基本理念としました。

### 墨田区がめざす健康づくり

**健康寿命を大きく伸ばし  
誰もが健康に暮らすまちをつくる**



### 基本理念

#### 区民が主役の健康づくり

- ・区民自らが、それぞれのライフステージに応じて、積極的に健康づくりに取り組み、健康増進に向けたより良い生活習慣をつくっていくよう支援を進めます。

#### 健康を支えあう地域づくり

- ・区民だれもが健康で充実した生活を送れるよう、健康を支えあう仲間などの地域組織づくりを進めます。
- ・医療や介護等の支援が必要になっても、地域で質の高い生活を送ることができる地域ケア体制づくりを進めます。

#### 健康を実現できる環境づくり

- ・安全で快適にゆとりをもって暮らせるための食の安全確保や、健康の基盤となる生活環境づくりを進めます。
- ・区民一人ひとりの健康を実現するために、必要な保健医療の環境づくりを進めます。

## 2 基本目標

本計画では、墨田区がめざす健康づくり及び基本理念の実現に向け、5つの基本目標を設定しました。

### 基本目標1

**区民一人ひとりが健康づくりに取り組み、望ましい生活習慣をこころがけます**

《視点》

健康は自らつくるという考えのもと、区民主体による健康づくりを進める

### 基本目標2

**すべての親と子の切れ目ない健康づくりを支援します**

《視点》

母子保健対策を充実し、次世代の健康づくりを支える

### 基本目標3

**だれもが主体的に健康づくりに取り組める地域をめざします**

《視点》

だれもが住み慣れた地域で暮らせるよう、人づくり・地域づくり・健康づくりのための環境整備等を進める

### 基本目標4

**健康危機管理体制を充実し、保健衛生の安全と安心を確保します**

《視点》

健康危機発生時に区民とともに迅速かつ適切な対応ができる体制を確保する

### 基本目標5

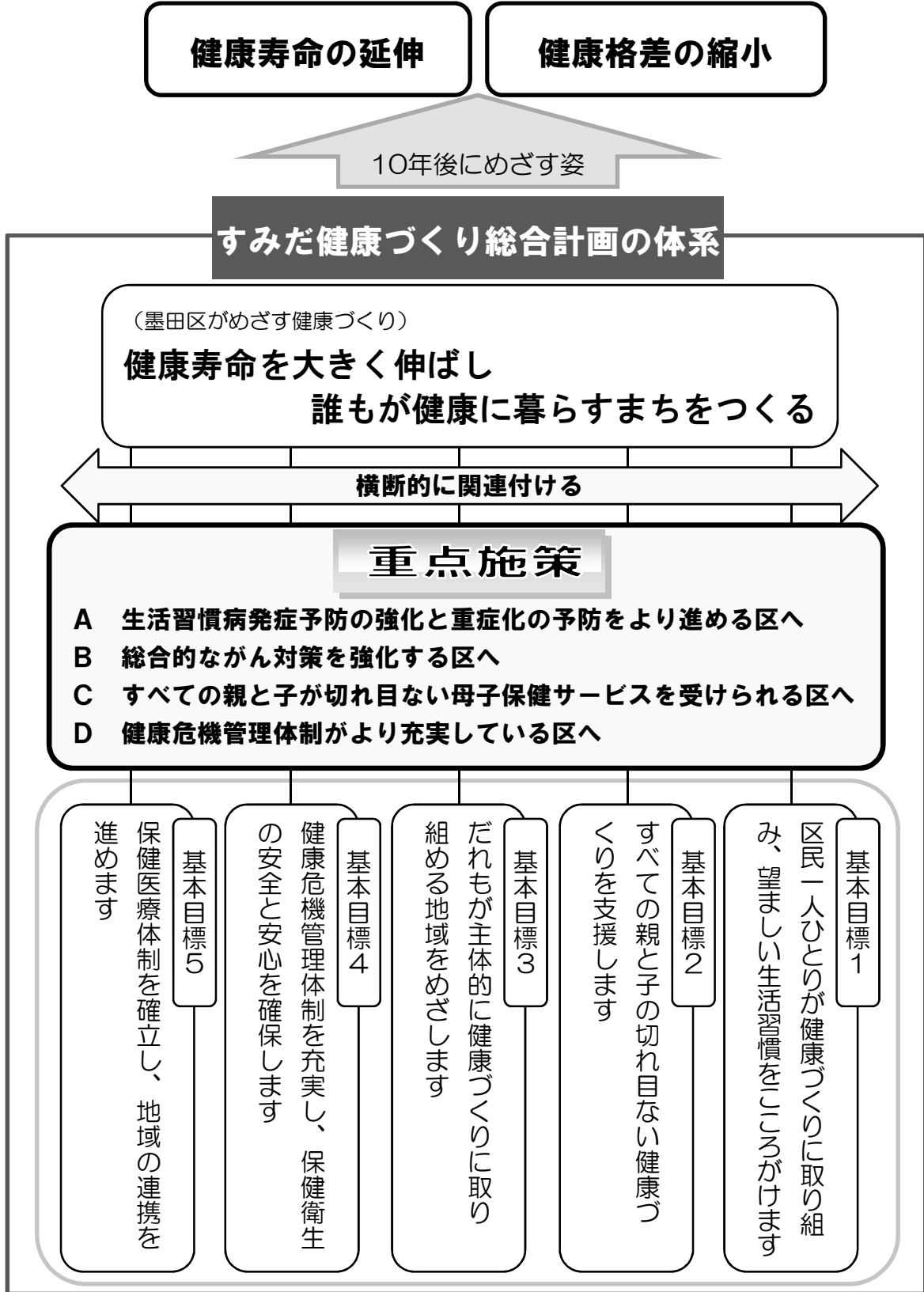
**保健医療体制を確立し、地域の連携を進めます**

《視点》

すべての区民が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、切れ目のない保健医療サービスの提供や地域の連携を進める

### 3 重点施策

本計画では、特に優先的に力を入れていく取り組みとして、新たに4つの重点施策を設定することとしました。

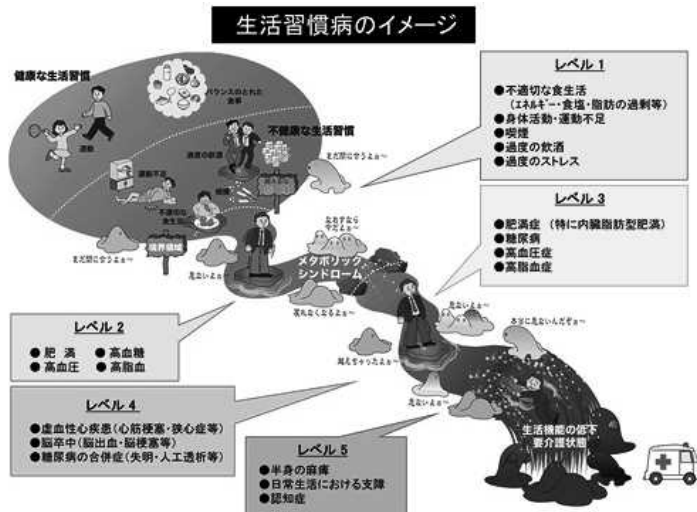


# 重点施策A 生活習慣病発症予防の強化と重症化の予防をより進める区へ

## 目標・方向性

がんや心疾患、脳血管疾患、COPD（慢性閉塞性肺疾患）（45ページ参照）などの生活習慣病は、区民の主要な死亡原因となっており、医療費の大部分を占めています。

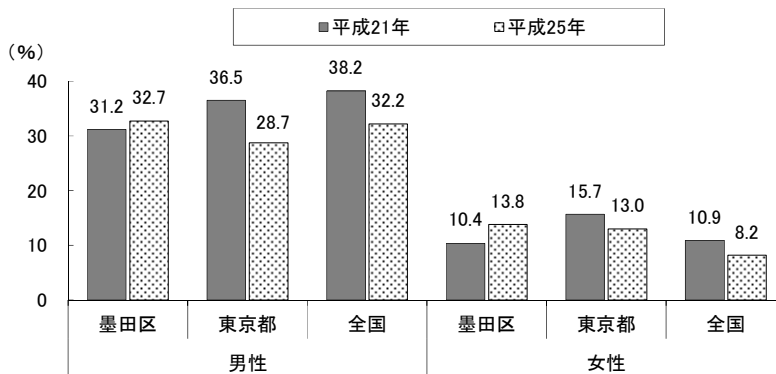
生活習慣病については、発症予防対策のさらなる充実を図るとともに、発症した生活習慣病が重篤な病気に進展しないよう、重症化予防にも取り組めます。また、健康診査やレセプト、介護等の既存データを生かした、より具体的な対策を推進します。



資料 厚生労働省

## 墨田区の現状

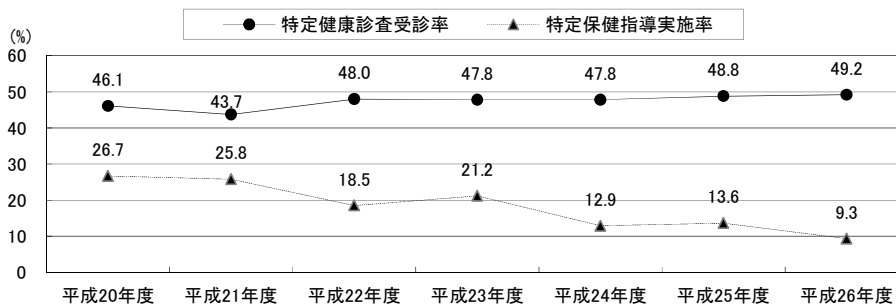
### 〈喫煙状況〉



(注) 平成21年の全国及び東京都の喫煙率は、これまで合計100本以上、または6か月以上たばこを吸っている(吸っていた)人のうち、「この1か月間に毎日又はときどきたばこを吸っている」と回答した人の割合

資料 墨田区：「若年節目健診・若年区民健診・特定健康診査・75歳以上健康診査・生活習慣病予防健康診査」  
東京都：「都民の健康・栄養状況」 全国：厚生労働省「国民健康・栄養調査」

### 〈特定健康診査受診率及び特定保健指導実施率の推移〉



資料 墨田区

## 課 題

墨田区の特定期健康診査の受診率は23区の中でも非常に高くなっていますが、約5割の人が未受診であり、生活習慣病を予防する上で重要な、食生活、身体活動、喫煙、飲酒といった生活習慣の改善をさらに促していく必要があります。生活習慣病予備群が増えており、予防対策が急務です。さらに重症化予防対策の取り組みも重要です。

### 主な取り組み

#### ○健康診査事業の実施と受診率の向上

生活習慣病予防には、毎年の健康診査で自らの健康をチェックすることが非常に重要なため、受診機会を逃さず受けるよう、普及啓発を進めます。

- 各種健康診査の受診率向上策（受診勧奨等）の実施
- 健康診査の必要性の理解と受診行動を促す普及啓発の実施
- 職域との連携による生活習慣改善対策の推進



#### ○健康的な食生活と身体活動の推進

食習慣の改善と身体活動の重要性を区民に分かりやすく伝え、生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図ります。

- 適量の野菜を摂取するための食生活改善の推進
- 身体活動を増やすための取り組みの推進
- 区民との協働による取り組みの推進



#### ○たばこ対策の推進

喫煙は、がんを含む生活習慣病のほとんどに大きく影響すると言われていたため、区民が、たばこの煙の影響を受けないよう、対策を推進します。

- 禁煙支援の推進
- 受動喫煙防止対策の推進
- 未成年者及び妊産婦の喫煙防止対策の推進

#### ○重症化予防対策の推進

高血圧、糖尿病、脂質異常症などは、心疾患や脳血管疾患などの原因となるため、重症になる前に適切に医療につなげるとともに、重症化予防の取り組みを進めます。

- 「要医療」者を適切な医療に結びつけるための取り組みの推進
- 重症化予防のための療養指導の推進

## 重点施策B 総合的ながん対策を強化する区へ

### 目標・方向性

平成26年の墨田区の全死亡者数の約3割に当たる727人が、がんで亡くなっており、がんは区民の生命と健康を脅かす重大な疾患となっています。

墨田区では、平成21年11月に「墨田区がん対策基本方針」を策定し、「がん検診の受診率と質の向上」、「がん予防に関する取り組みの推進」、「在宅医療の充実」といった課題に対する施策に取り組んできました。その後、国の「がん対策推進基本計画」や「東京都がん対策推進計画」の改定を受け、新たな課題にも対応できるよう、これまでの施策の成果も踏まえ、平成26年3月に「墨田区がん対策基本方針」を改定しました。

改定した基本方針では、「75歳未満年齢調整死亡率の減少」、「がんになっても、みんなが安心して自分らしく暮らせる地域社会の実現」という2つの基本目標の実現に向け、総合的ながん対策に積極的に取り組んでいます。

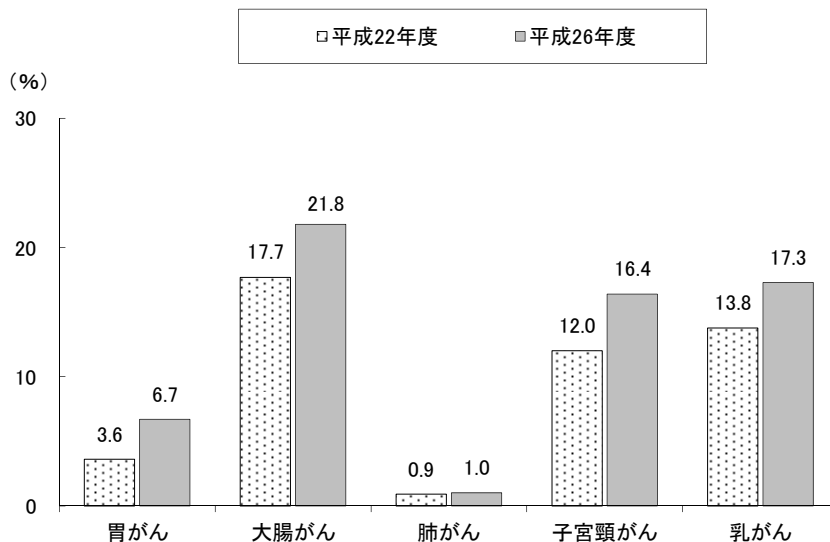


### 墨田区の現状

#### <検診の受診率>

区が実施するがん検診は、個別の受診勧奨など、様々な対策を講じてきた結果、胃がん、大腸がん、乳がん、子宮頸がんの受診率が向上してきています。

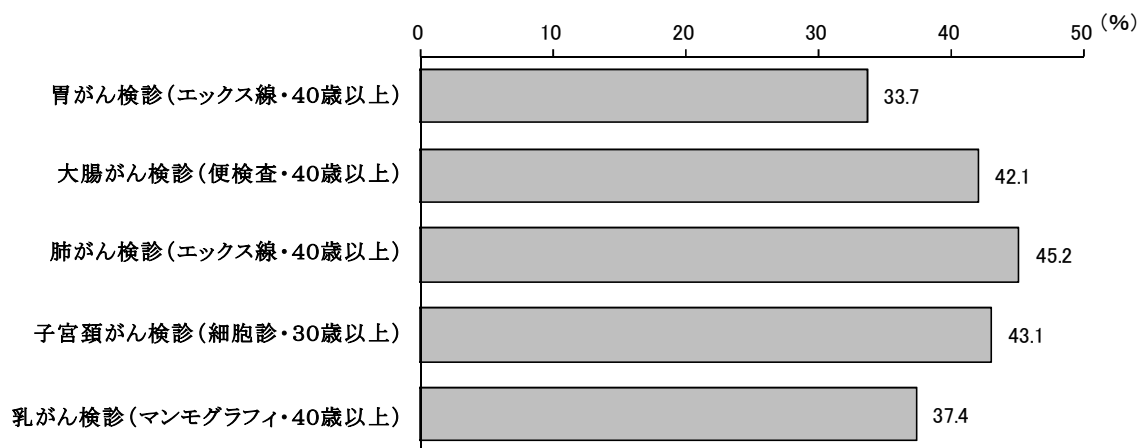
<がん検診の受診状況（墨田区実施分）>



資料 墨田区

国や東京都は、職場や人間ドック等での受診も含めたがん検診受診率を50%にすることを目標としており、区でも受診率の目標を50%と定めています。平成23年度に区で実施した「がんに関する意識調査」において、「区民のがん検診の受診率」は、いずれのがん検診でも30%～40%台ということが判明しました。目標達成に向けて、職域との連携を深めさらなる受診率向上の取り組みが必要となります。

〈区民のがん検診の受診率〉



資料 墨田区「がんに関する意識調査」

〈がん検診精密検査受診率〉

がん検診で要精密検査となった場合の精密検査受診率の向上も重要です。国の目標値は胃がん、大腸がん、肺がん、子宮頸がんが70%、乳がんが80%です。区の現状では50%～60%台となっており、よりきめ細かな受診勧奨が重要となっています。

〈がん検診精密検査受診率〉

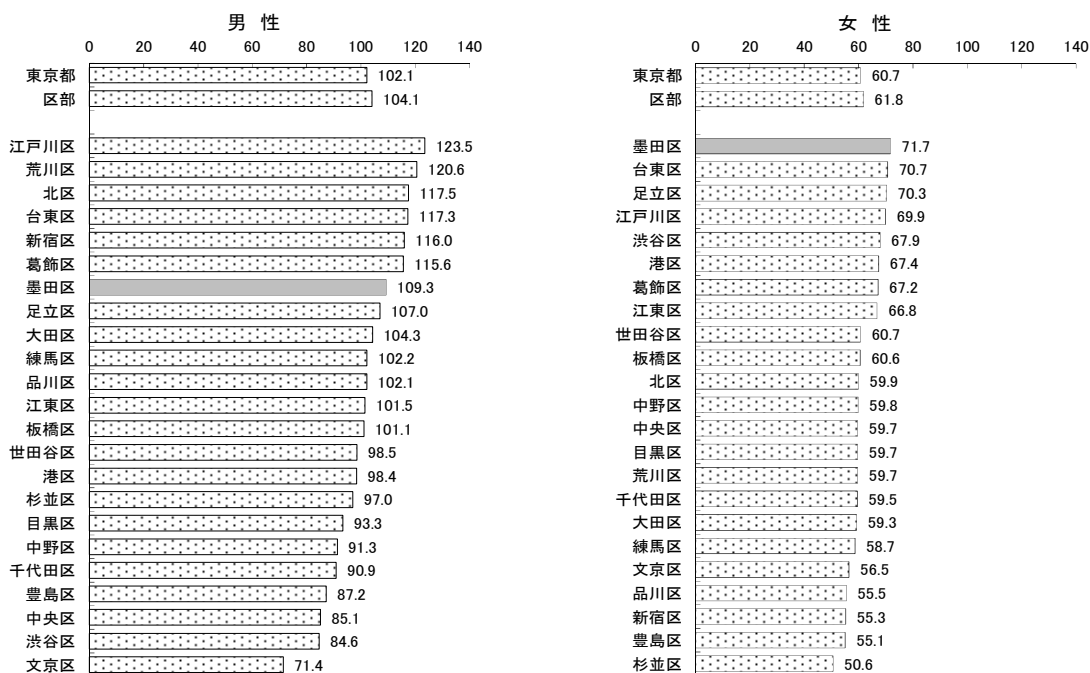
	墨田区の現状値 (平成25年度)	国の目標値
胃がん	62.6%	70%
大腸がん	50.6%	70%
肺がん	68.8%	70%
子宮頸がん	50.7%	70%
乳がん	54.6%	80%

資料 墨田区

## 〈がんによる75歳未満年齢調整死亡率〉

がんの75歳未満年齢調整死亡率（全がん）を23区で比較すると、平成25年の墨田区の死亡率は、男性では23区中7番目に高く、女性では最も高くなっています。

〈全がんの75歳未満年齢調整死亡率 平成25年〉

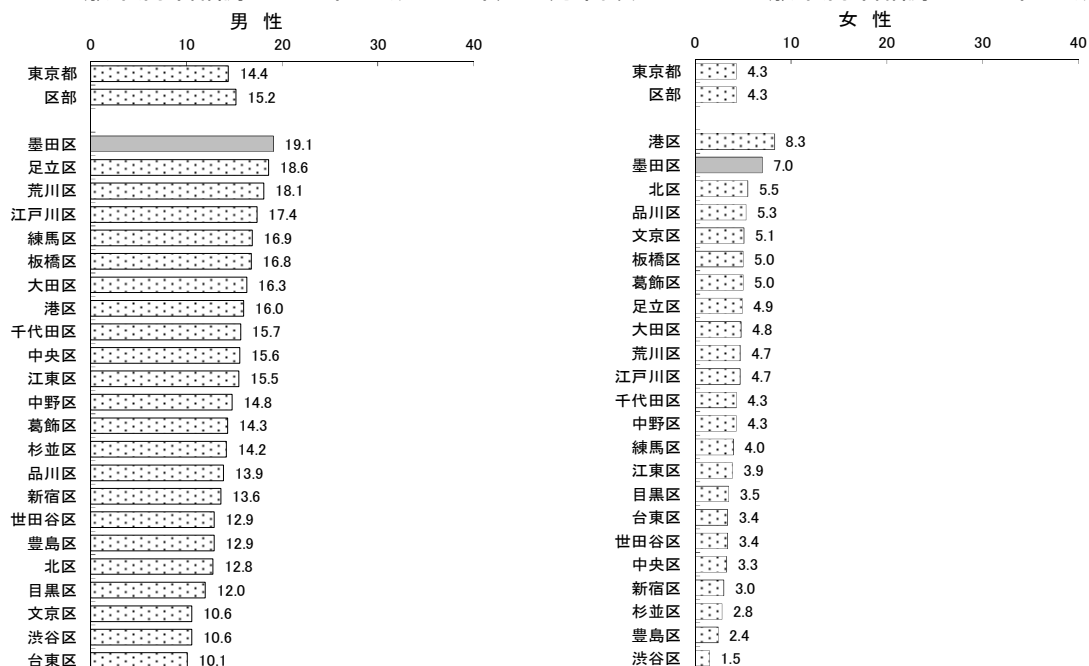


※ なお、単位は人口10万対である。

資料 東京都ホームページ「受けよう！がん検診」

また、個別のがんの死亡率をみてみると、平成25年の墨田区の男性は大腸がんが23区中最も高く、女性では子宮頸がんが23区中2番目に高くなっています。

〈大腸がんの75歳未満年齢調整死亡率 平成25年〉 〈子宮頸がんの75歳未満年齢調整死亡率 平成25年〉



※ なお、単位は人口10万対である。

資料 東京都ホームページ「受けよう！がん検診」



## 課 題

墨田区では、がんの死亡率が、非常に高い状態が続いています。がん検診については①がん検診の結果を把握し、実施方法を改善し検査の質を向上する取り組みを進めること、②精密検査が必要とされた人は必ず検査を受けるように勧奨し、結果を確実に把握すること、③より多くの人が検診を受診できる仕組みとすること等、総合的な取り組みを進め、早期発見・早期治療で死亡率を減少させる必要があります。一方、がんになっても安心して自分らしく暮らせるよう、がんに関する正しい知識を得るための健康教育・普及啓発や、がん患者と家族の支援を充実していかなくてはなりません。

## 主な取り組み

### ○がん検診の推進

質の高い検診となるよう精度管理の向上に努めます。また、区のがん検診はもちろん、職場等の受診率の向上も図っていきます。

- 区による精密検査の受診勧奨及び結果把握の実施
- がん検診の申込方法の改善
- 職域と連携したがん検診のPR

### ○がん教育の実施

子どもたちが、がんに関する正しい知識を身に付けるよう、教育委員会と連携し、すべての区立小・中学校で、がん教育を実施します。

- 区立小・中学校全校でのがん教育の実施

### ○がん患者とその家族の支援

がん患者とその家族が正確な情報に基づいて行動できるよう、がんに関する有用な情報、地域に密着した情報を区で一元化して発信します。また、がんと診断されたときからの緩和ケアについても普及啓発を図ります。

- がんに関する情報の整理（区ホームページ・リーフレット等）
- 在宅緩和ケア支援体制の整備



## 重点施策C すべての親と子が切れ目ない母子保健サービスを受けられる区へ

### 目標・方向性

母子保健はすべての子どもが健やかに成長していくうえでの健康づくりの出発点であり、次世代を担う子ども達を健やかに育てるための基盤となります。

安心して子どもを産み、ゆとりを持って健やかに子どもを育てるための家庭や地域の環境づくりが求められます。

妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実に取り組み、切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策を展開します。



### 墨田区の現状

妊娠をしたときには、妊娠初期に届出をするよう啓発しており、毎年、約9割の人が満11週以内に届出をしています。

区では乳児健診時に産後うつスクリーニングとして、EPDS（エジンバラ産後うつ病質問票）のアンケートを実施していますが、平成22年度～26年度においては、アンケート結果から個別相談につながった割合は、6.5%～8%となっています。

また、平成27年度からは新生児訪問（こんにちは赤ちゃん訪問事業）時にEPDSのアンケートに加え、2種類のアンケート（育児支援リスト、赤ちゃんへの気持ち質問票）も実施しています。

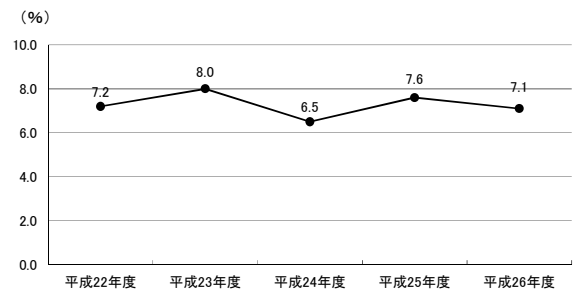
新生児訪問は全数訪問をめざし、生後2か月の時点で出生通知票（新生児訪問の申込みハガキ）の未提出者には、助産師が直接訪問を行うようにしました。

また、育児は母のみが行うものではないため、平成27年4月から母子健康手帳の愛称を親子健康手帳にしました。

〈妊娠の週数別届出数〉

	総数	妊娠週数				
		満11週以内	満12週～19週	満20週～27週	満28週以上	不詳
平成23年度	2,341	2,096	205	26	13	1
平成24年度	2,395	2,152	190	18	12	23
平成25年度	2,522	2,301	172	14	7	28
平成26年度	2,821	2,567	221	20	8	5

〈乳児健診時EPDSで個別相談につながった割合〉



資料 墨田区

## 課 題

安心して妊娠・出産、子育てができるよう、専門職による相談体制が重要であり、妊娠初期から専門職に妊婦がつながるしくみが必要です。

また、出産後1 か月は産後うつを発症する可能性が高いため、新生児訪問時にEPDSのアンケートを実施し、産後うつを早期に発見するとともに、支援を強化する必要があります。

## 主な取り組み

### ○妊娠時からのポピュレーションアプローチ

妊娠届出時に専門職が面接・アンケート等を実施し、妊娠早期から必要な妊婦に必要な母子保健サービスが届くよう支援します。

#### <妊娠時>

- 妊娠届出時に専門職の面接を実施（出産・子育て応援事業）
- 妊婦健康診査の推奨
- 子育て支援ガイドブックの配布
- すみだ子育てアプリの配信・運用

#### <産後>

- 新生児訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問事業）

### ○妊娠時から産後のハイリスクアプローチ

妊娠届出時に面接・アンケート等を行い、フォローが必要な妊産婦に対しては、個別支援プランを作成し、関係機関と連携協力しながら支援します。

- 出産・子育て応援事業
- 養育支援訪問事業



## 重点施策D 健康危機管理体制がより充実している区へ

感染症、食中毒、毒物劇物、医薬品、飲料水、その他何らかの原因により区民の生命と健康が脅かされる事態を「健康危機」と言います。この「健康危機」が発生し、または発生するおそれがある場合に、健康被害の発生予防、治療、拡大防止を図ることを「健康危機管理」と言います。

### 目標・方向性

新型インフルエンザ、エボラ出血熱、結核や風しん等の新興・再興感染症の発生、大規模な食中毒の発生、首都圏での直下型地震などの大規模災害による健康や生命の安全に重大な影響を及ぼす事態に対し、迅速で的確な対応が取れる健康危機管理体制を整備することが重要です。

保健所は、日常の監視業務などを通じて「健康危機」の発生を未然に防止する体制を推進します。また、「健康危機」が発生した場合にはその規模を把握し、医療機関と協力の上、原因の究明、健康被害の拡大防止、患者の医療の確保等を行います。

区民が平常時から適切な情報を把握し、健康危機発生時には正しい情報のもとに適切な予防行動をとれる体制づくりを進めます。

### 墨田区の現状

区は、区民の生命と健康の安全確保に万全を期するため、平成18年3月に「墨田区危機管理対策の手引き」を策定し、総合的な危機管理対策の強化を図ってきました。平成25年4月に「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が施行されたことに伴い、平成26年9月「墨田区新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し新型インフルエンザ等への対策の強化を図りました。平常時より情報収集、早期発見が重要なことから、学校欠席者情報収集システム（保育園サーベイランスを含む）を導入・活用して集団感染の早期探知とまん延防止対策を関係課と連携して進めています。

また、大規模食中毒の発生時に迅速かつ的確に対応できるよう「墨田区食中毒対策マニュアル」を策定し、随時見直しを行うことにより体制強化を進めています。食品事業者に対して施設や食品の取扱いについて監視指導を行うとともに、消費者に対しても食品衛生についての正しい知識の普及啓発に努めています。

## 課 題

区民の生命・健康を脅かす健康被害の発生を防止し、被害を拡大させないために、平常時から関係部署で情報を共有し、危機管理に関する研修や訓練等を実施して、職員の資質の向上を図る必要があります。また、地域において、行政機関と医療関係者等の関係機関が緊密に連携し、健康危機管理体制を構築することが重要です。

加えて、平成24年5月に東京スカイツリー®が開業して、国内外から多くの観光客が訪れるため、多国語を含めた情報提供手段の確保も必要です。

## 主な取り組み

### ○感染症予防対策の推進

感染症のまん延対策として、平常時から情報を把握し、早期探知、早期対応することと、区民が正しい知識を持ち予防できるとともに、発生時には迅速な情報提供を行います。

また、関係機関との連携を図り予防対策と感染拡大防止対策を図っていきます。大規模感染症や病原性の高い感染症に備え、感染防止物品の備蓄や患者移送の体制を構築します。

- 感染症発生動向調査及び結核登録者情報システムの管理運用
- 感染症発生時まん延防止対策
- 新型インフルエンザ対策
- 学校欠席者情報収集システム（保育園サーベイランスを含む）の活用



東京都エボラ出血熱対応訓練

### ○食品衛生の推進

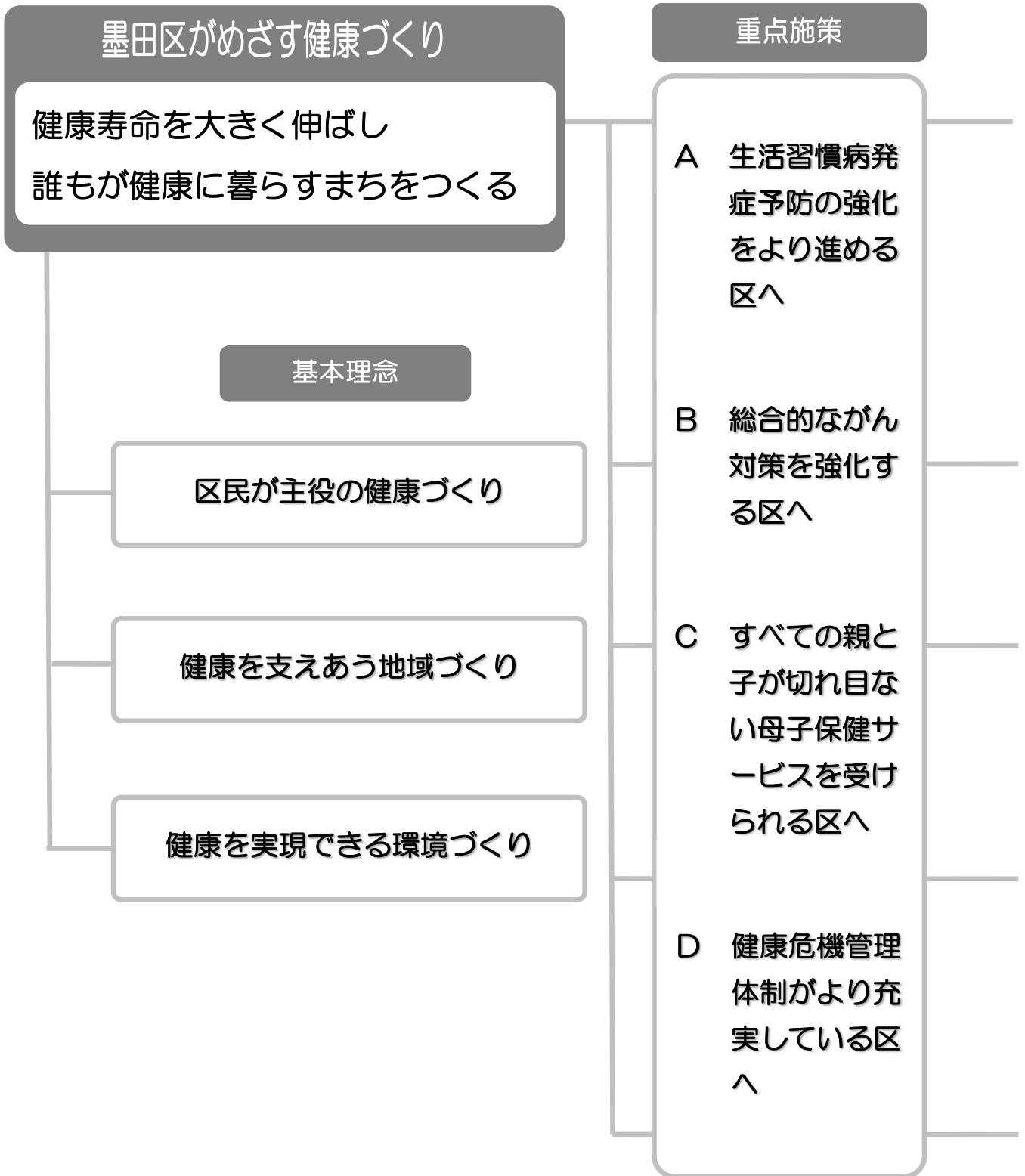
食中毒を予防するために事業者に対する監視指導を行うとともに、消費者に食品衛生の正しい知識の普及を図っていきます。

- 食品関係施設の監視指導と自主管理の推進
- 違反・不良食品排除のための検査と指導
- 事業者に対する食品衛生講習会
- 消費者に対する普及啓発
- 苦情・相談への対応
- 食中毒対策と危機管理体制の強化



食中毒予防パネル展

## 4 施策の体系



基本目標

施策の方向性

1 区民一人ひとりが健康づくりに取り組み、望ましい生活習慣をこころがけます

- (1) 生活習慣病対策を推進します
- (2) がん対策を推進します
- (3) 健康的な食環境づくりを進めます
- (4) 身体活動・運動を推進します
- (5) 歯・口腔の健康づくりを進めます
- (6) 休養・こころの健康づくりを進めます
- (7) たばこ・COPD（慢性閉塞性肺疾患）対策を推進します
- (8) アルコール・薬物対策を推進します
- (9) 女性の健康づくりを進めます

2 すべての親と子の切れ目ない健康づくりを支援します

- (1) 安心・安全な妊娠と出産を支援します
- (2) 子どもの健やかな発育・発達を支援します
- (3) 子どもの保健医療体制を充実します
- (4) 思春期・青年期の健康づくりを進めます

3 だれもが主体的に健康づくりに取り組める地域をめざします

- (1) 高齢者の健康づくりを進めます
- (2) 障害者・難病患者の健康づくりを進めます
- (3) 食育の推進活動を進めます
- (4) 健康に関する区民活動・人材育成を進めます
- (5) 主体的な健康づくりのための環境整備をします

4 健康危機管理体制を充実し、保健衛生の安全と安心を確保します

- (1) 健康危機管理体制を充実します
- (2) 感染症予防対策を推進します
- (3) 食品衛生の推進と普及啓発に取り組みます
- (4) 衛生的な生活環境を確保します
- (5) 適切な医事・薬事環境を確保します
- (6) 動物の適正管理を進めます

5 保健医療体制を確立し、地域の連携を進めます

- (1) 地域医療体制の連携を充実します
- (2) 在宅医療体制を構築します
- (3) 公害・環境保全対策を推進します
- (4) 保健衛生環境（新保健センター等）を充実します

## 施策の項目一覧

### 基本目標 1 区民一人ひとりが健康づくりに取り組み、

望ましい生活習慣をこころがけます

施策の方向性	施策の項目	
(1) 生活習慣病対策を推進します	1 健康診査の実施	
	2 健康相談の実施	
	3 健康診査受診者への保健指導の実施	
	4 健康セミナーの実施	
	5 衛生教育活動の実施	
	6 健康づくりに関する普及啓発	
	7 生活習慣病予防に関するデータ分析	
	8 重症化予防対策の強化	
(2) がん対策を推進します	9 各種がん検診（一部有料）の実施	
	10 がん対策の普及啓発活動の推進	
	11 がん検診の精度管理の推進	
	12 科学的根拠に基づくがん予防の推進	
	13 がん検診受診率向上の推進	
	14 がん教育の推進	
	15 がんの相談・支援体制の整備	
16 がんと診断されたときからの緩和ケアについての普及啓発		
(3) 健康的な食環境づくりを進めます	17 健診等での健康教育の充実	
	18 講習会等による普及啓発	
	19 食事相談の実施	
	20 特定給食施設等への支援	
	21 保育園、学校と連携した健康づくりの推進	
	22 野菜の摂取量を増やす取り組みの推進	
(4) 身体活動・運動を推進します	23 区民健康体操（すみだ花体操）の普及	
	24 各種スポーツ教室の実施	
	25 墨田区民体育大会・体育祭等の開催	
	26 中学校スポーツ施設の開放	
	27 総合型地域スポーツクラブの運営支援	
	28 健康増進事業の実施	
	29 身体活動向上プロジェクトの推進	
	(5) 歯・口腔の健康づくりを進めます	30 成人歯科健康診査の実施
		31 母子歯科健康診査の実施
32 歯と口の健康に関する健康教育の実施		
33 歯と口の健康週間を通じた歯の衛生に関する普及啓発事業の推進		
34 8020運動の推進		
35 妊婦歯科健康診査の実施		
36 母子歯科衛生相談の実施		
37 保育園・幼稚園への情報の発信		
38 学校歯科保健との連携		



施策の方向性	施策の項目
(6) 休養・こころの健康づくりを進めます	39 自殺予防対策のネットワークの充実
	40 自殺ハイリスク者の支援の実施
	41 精神保健知識の普及啓発
	42 こころの健康相談の充実
(7) たばこ・COPD（慢性閉塞性肺疾患）対策を推進します	43 受動喫煙防止対策の推進実施施設登録制度の推進
	44 受動喫煙防止ガイドラインの改定・推進
	45 COPDの普及啓発
	46 禁煙支援の実施
	47 未成年者のがん教育のための喫煙防止の推進
	48 妊産婦の喫煙防止の推進
	49 たばこによる健康被害に関する普及啓発
(8) アルコール・薬物対策を進めます	50 依存症相談の実施
	51 薬物乱用防止の推進
	52 飲酒、薬物乱用等の健康阻害行動対策の実施
	53 適正飲酒についての普及啓発・保健指導の実施
(9) 女性の健康づくりを進めます	54 女性の健康情報メールマガジンの配信・運用
	55 女性の健康づくりに関するイベントの開催
	56 女性のための検診手帳の配布
	57 女性特有のがん検診の充実
	58 骨密度測定の実施

## 基本目標2 すべての親と子の切れ目ない健康づくりを支援します

施策の方向性	施策の項目
(1) 安心・安全な妊娠と出産を支援します	59 出産・子育て応援事業の実施
	60 親子健康手帳（母子健康手帳）・親への支援冊子の配布
	61 子育て支援ガイドブックの配布
	62 すみだ子育てアプリの配信・運用
	63 妊婦健康診査の実施
	64 出産準備クラスの実施
	65 母性保護と家族計画の充実
(2) 子どもの健やかな発育・発達を支援します	66 新生児訪問指導（こんにちは赤ちゃん訪問事業）の推進
	67 虐待防止に向けた啓発活動の推進
	68 要保護児童対策地域協議会の実施
	69 乳幼児健康診査の実施
	70 育児相談の実施
	71 育児学級の実施
	72 療育事業・療育相談の充実
	73 発達障害対策の推進
	74 乳幼児子育て相談の充実
	75 地域子育て支援拠点事業
	76 家庭と地域の教育力の充実
	77 養育支援訪問事業の充実
78 小児予防接種の充実	
79 事故防止のための啓発活動の推進	

施策の方向性	施策の項目
(3) 子どもの保健医療体制を充実します	80 周産期保健医療ネットワークシステムの強化
	81 小児初期救急平日夜間診療事業の充実
	82 母子医療給付の実施
	83 アレルギー対策の推進
	84 アレルギーに配慮した給食の提供の実施
	85 アレルギー健診の実施
	86 小児慢性疾患児日常生活用具給付事業の充実
(4) 思春期・青年期の健康づくりを進めます	87 小児期からの生活習慣病予防の普及啓発
	88 性教育の実施
	89 エイズ・性感染症予防に対する知識の普及
	90 思春期相談の充実

### 基本目標3 だれもが主体的に健康づくりに取り組める地域をめざします

施策の方向性	施策の項目
(1) 高齢者の健康づくりを進めます	91 介護予防事業の実施
	92 高齢者健康体操教室の実施
	93 認知症の普及啓発
	94 認知症予防事業の実施
	95 認知症サポーター養成講座の実施
	96 認知症の人を支える家族への支援の実施
	97 高齢者への虐待対策の実施
	98 介護予防・生活支援サービス事業の実施
	99 地域リハビリテーション活動支援事業の実施
	100 地域介護予防活動支援、通いの場支援の実施
	101 ウォーキングボランティア養成講座の実施
(2) 障害者・難病患者の健康づくりを進めます	102 精神障害者・家族への支援の実施
	103 精神障害者地域移行支援・地域定着支援事業の実施
	104 精神障害者支援のためのネットワークの構築
	105 自立支援医療制度（精神通院）・精神障害者手帳・移動支援事業の実施
	106 神経難病検診の実施
	107 難病患者への支援の推進
	108 重症心身障害児（者）訪問事業との連携
	109 訪問指導（障害者及び難病患者等）の実施
	110 心身障害児（者）歯科相談事業の実施
	111 高次脳機能障害の患者・家族への支援の実施
	112 障害者への生活習慣病等予防支援の実施
	113 障害者（児）スポーツ・レクリエーション大会の実施
	(3) 食育の推進活動を進めます
115 食育を推進する中核となる人材の育成	
116 災害時食支援ネットワークの推進	
117 すみだ食育goodネットの推進	
118 食育に関する自主グループ等の育成・支援	
119 食育に関する普及啓発	
120 オリンピック・パラリンピックを契機とした食と健康に関する普及啓発	
121 保育園・学校と連携した食育の推進	
122 保育園の食育の充実	
123 学校給食における食育の推進	
124 校内に「食に関する指導」の推進体制を整備	

施策の方向性	施策の項目
(4) 健康に関する区民活動・人材育成を進めます	1 2 5 地域健康づくりの実施
	1 2 6 出前健康講座の実施
	1 2 7 地域・職域連携の推進
(5) 主体的な健康づくりのための環境整備をします	1 2 8 運動施設の整備
	1 2 9 健康増進施設の管理運営（すみだスポーツ健康センター・すみだ健康ハウス）
	1 3 0 路上喫煙防止対策
	1 3 1 公園等の整備
	1 3 2 公園花壇づくりの実施
	1 3 3 道路環境の整備

基本目標 4 健康危機管理体制を充実し、保健衛生の安全と安心を確保します

施策の方向性	施策の項目
(1) 健康危機管理体制を充実します	1 3 4 災害時医療救護活動の強化
	1 3 5 健康危機管理マニュアルの更新・運用
	1 3 6 新型インフルエンザ等対策の充実
	1 3 7 A E D（自動体外除細動器）の整備
	1 3 8 危機管理対応検査の充実
(2) 感染症予防対策を推進します	1 3 9 感染症についての知識の普及啓発
	1 4 0 予防接種の実施
	1 4 1 結核健康診断・予防接種の実施
	1 4 2 ハイリスク対象者利用施設への感染症予防対策の実施
	1 4 3 感染症発生時のまん延防止対策の実施
	1 4 4 感染症サーベイランス事業の実施
	1 4 5 小児感染症サーベイランス事業の実施
	1 4 6 結核に対する知識の普及、相談の実施
	1 4 7 結核患者の療養支援、医療費公費負担制度の実施
	1 4 8 ハイリスク層への結核予防対策の実施
	1 4 9 結核発生時のまん延防止対策の充実
1 5 0 肝炎ウイルス検診の実施	
1 5 1 エイズ相談・検査の実施	
(3) 食品衛生の推進と普及啓発に取り組みます	1 5 2 食品関係施設の監視指導の実施
	1 5 3 自主管理の推進
	1 5 4 違反・不良食品対策の充実
	1 5 5 食品衛生講習会の実施
	1 5 6 消費者に対する普及啓発
	1 5 7 苦情・相談への対応の実施
	1 5 8 食中毒対策の実施
	1 5 9 危機管理対策の充実
(4) 衛生的な生活環境を確保します	1 6 0 住まいの衛生相談の実施
	1 6 1 飲料水に関する衛生相談の実施
	1 6 2 ねずみの防除相談の実施
	1 6 3 衛生害虫等の防除相談の実施
	1 6 4 環境衛生関係営業施設に対する監視指導の実施
	1 6 5 公衆浴場の衛生設備改善資金の助成

施策の方向性	施策の項目
(5) 適切な医事・薬事環境を確保します	166 診療所等の開設届受理、監視指導の実施
	167 薬局等医薬品販売業者等に対する監視指導の実施
	168 医薬品等の安全性の確保の実施
	169 毒物・劇物販売業者等に対する監視指導の実施
	170 有害物質を含有する家庭用品の規制の実施
	171 苦情、相談等の対応の実施
(6) 動物の適正管理を進めます	172 狂犬病予防業務の実施
	173 動物由来感染症に対する知識の普及啓発
	174 飼い主のいない猫対策の実施
	175 動物の愛護と適正飼育に関する指導の実施

## 基本目標5 保健医療体制を確立し、地域の連携を進めます

施策の方向性	施策の項目
(1) 地域医療体制の連携を充実します	176 医療連携推進事業の実施
	177 かかりつけ医・歯科医・薬局を持つことの推進
	178 休日応急診療事業の実施
	179 献血の普及推進
	180 移植医療の普及推進
	181 医師会との医療安全情報交換の充実
(2) 在宅医療体制を構築します	182 (仮称)在宅医療・介護連携推進協議会の設置
	183 医療・介護の連携推進
	184 在宅緩和ケア事業の推進
	185 遺族ケアの推進
	186 認知症初期集中支援チームの活用
	187 認知症地域支援推進員との連携
	188 在宅におけるリハビリテーション事業の実施
	189 在宅高齢者訪問歯科診療の充実
	190 長期在宅療養者の家族への支援
	(3) 公害・環境保全対策を推進します
192 公害苦情相談対応、公害防止指導の実施	
193 環境監視の実施	
(4) 保健衛生環境(新保健センター等)を充実します	194 新保健センターの整備
	195 衛生統計調査の実施
	196 区民の健康づくり・健康危機管理のための調査・研究の実施
	197 保健医療分野におけるビッグデータの活用
	198 保健分野における人材育成及び資質の向上
	199 マイナポータルを有効活用した健康づくりの構築

# 第5章 施策の方向性と事業の展開

## 基本目標1

### 区民一人ひとりが健康づくりに取り組み、 望ましい生活習慣をこころがけます

#### 基本的な考え方

がんを含めた生活習慣病による死亡者数は死亡者全体の半数以上を占めており、依然として多くの人々がメタボリックシンドロームの該当者又は予備群です。また、COPD（慢性閉塞性肺疾患）患者の90%以上が長期にわたる喫煙者で、喫煙者の20%に本疾患が発生すると言われています。

生涯を通じて健康でいきいきと生活するためには、区民一人ひとりが健康的な生活習慣の必要性を理解し、意識的に生活習慣改善に向けた取り組みを進めていくことが望まれます。

個人の健康に対する意識改革と合わせて、生活習慣改善に取り組みやすい環境を整備し、食生活、運動、休養等の日々の生活改善を促すとともに、定期的な健診による病気の早期発見と病気の進行を防ぐことにより、重症化を予防します。

#### 【メタボリックシンドロームとは…】

内臓に脂肪が蓄積した肥満（内臓脂肪型肥満）により、肥満症や高血圧、脂質異常症、糖尿病等の生活習慣病が引き起こされやすくなった状態をいいます。

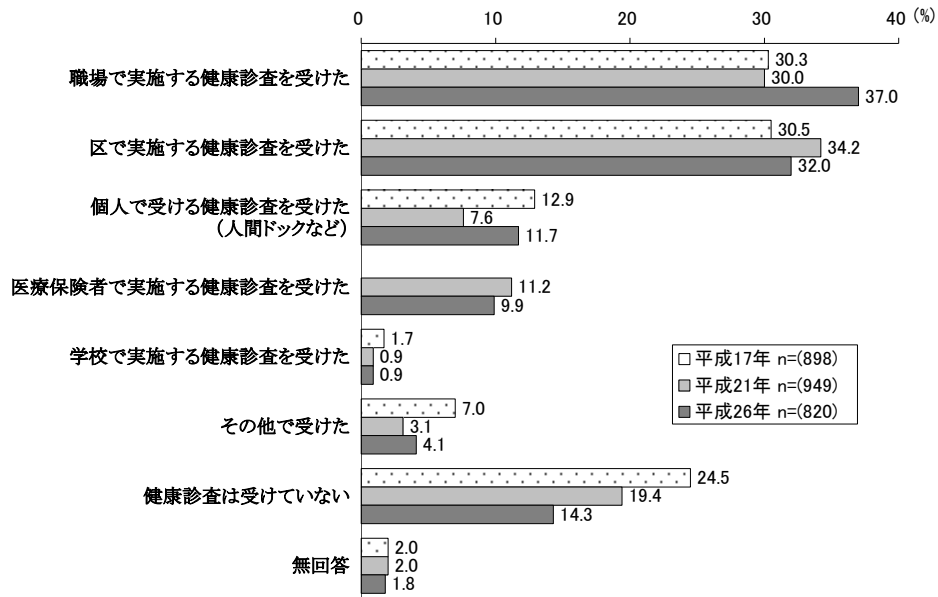
#### 【COPD（慢性閉塞性肺疾患）とは…】

COPD（慢性閉塞性肺疾患）とは、たばこの煙や粉じんなどの有害物質を長期吸入することによって、慢性的に咳やたんが続く、息が切れやすくなる、などの状態が続く病気です。重症化すると、酸素吸入が必要になることがあります。

# 現 状

## ◇健康診査を受けている人は増加傾向

健康診査の受診状況は、「健康診査は受けていない」が平成17年から約10ポイント減少し、何らかの形で健診を受けている人が増加していることが分かります。



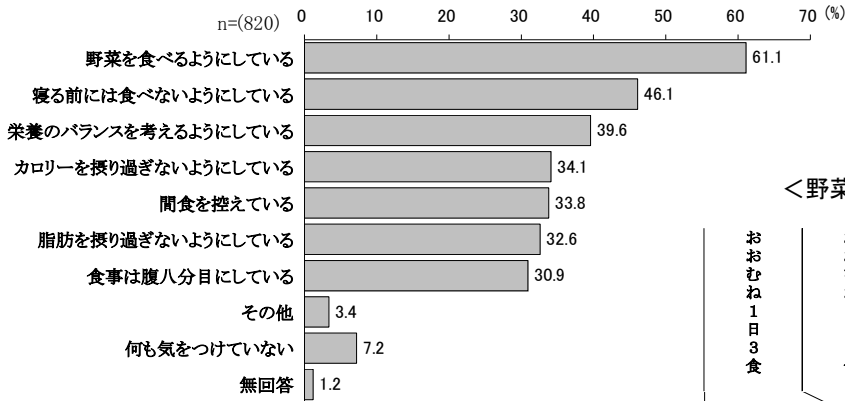
資料 「健康」に関する区民アンケート調査

## ◇食生活の実践状況は横ばいで推移

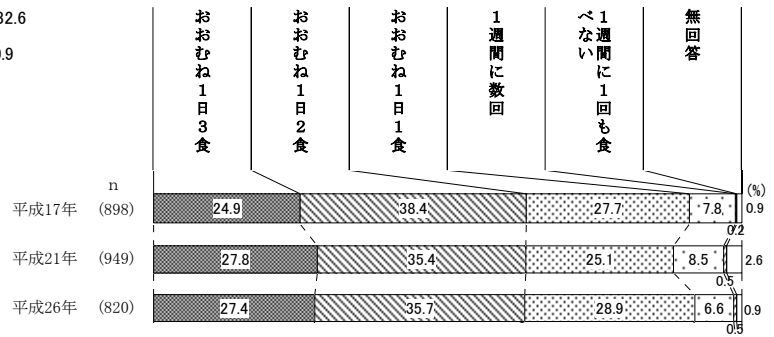
日頃の食生活で実践していることは、「野菜を食べるようにしている」が61.1%と最も高くなっており、食事に気をつけている人が増えています。

しかし、朝食の頻度は平成17年からほぼ横ばいとなっており、平成26年では男性の20歳代や40歳代での欠食が増加傾向となっています。

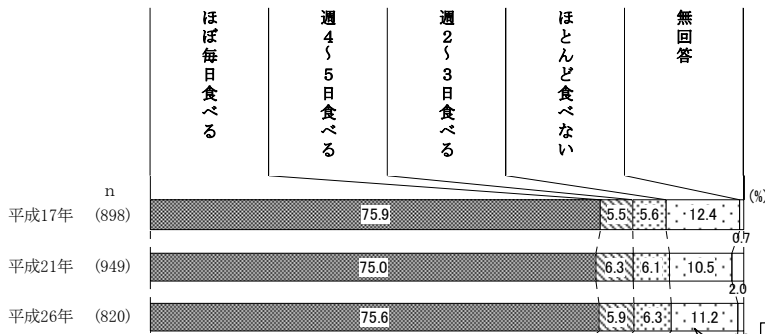
＜日頃の食生活で実践していること＞



＜野菜を使った料理の食事の頻度＞



＜朝食の頻度＞



「ほとんど食べない」  
性／年齢別の主な特徴

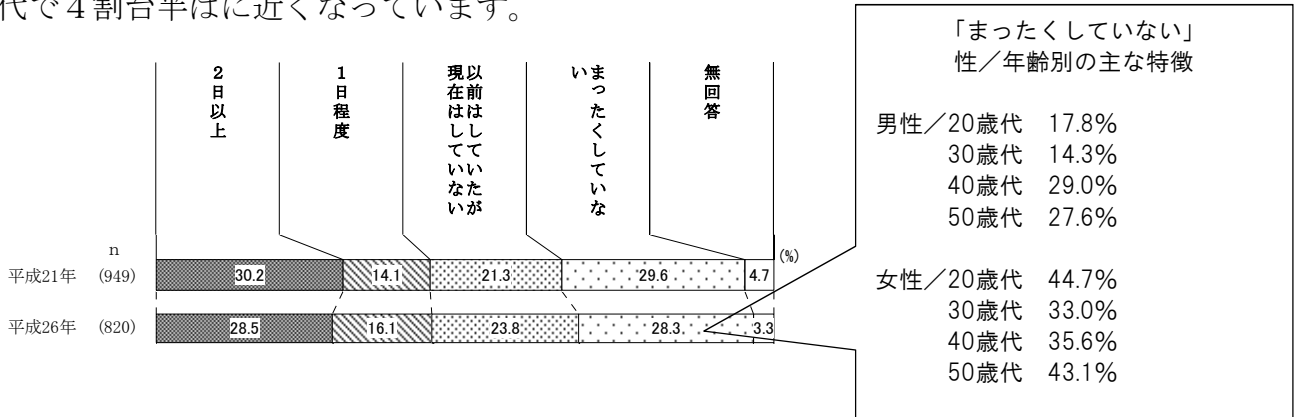
	26年	21年	17年
男性／20歳代	35.7%	31.4%	17.4%
30歳代	14.3%	23.6%	34.0%
40歳代	22.6%	24.1%	18.5%
女性／20歳代	10.6%	11.6%	13.6%
30歳代	14.3%	18.9%	14.9%
40歳代	13.3%	10.1%	12.2%

資料 「健康」に関する区民アンケート調査

## ◇運動習慣は横ばいで推移

1週間の運動状況については、平成26年で最低1日以上は運動をしている人は、44.6%となっていますが、運動をしていないが52.1%と高くなっています。この傾向は、平成21年に比べ横ばい状態です。

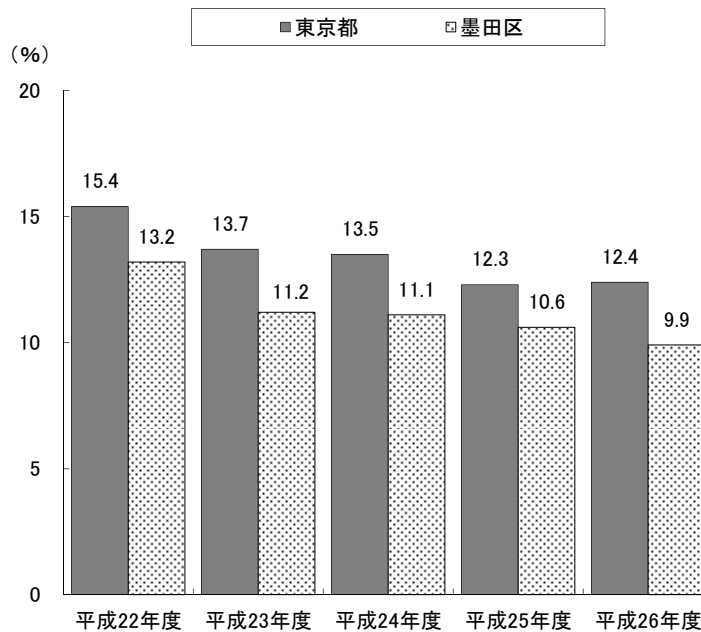
また、「まったくしていない」は女性が男性よりも高く、特に、女性の20歳代と50歳代で4割台半ばに近くなっています。



資料 「健康」に関する区民アンケート調査

## ◇3歳児健診むし歯り患率は、減少傾向

3歳児健診におけるむし歯を持っている割合（り患率）は、減少しています。平成26年度にはむし歯を持っている割合（り患率）が10%を下回りました。都よりも少ない状況です。



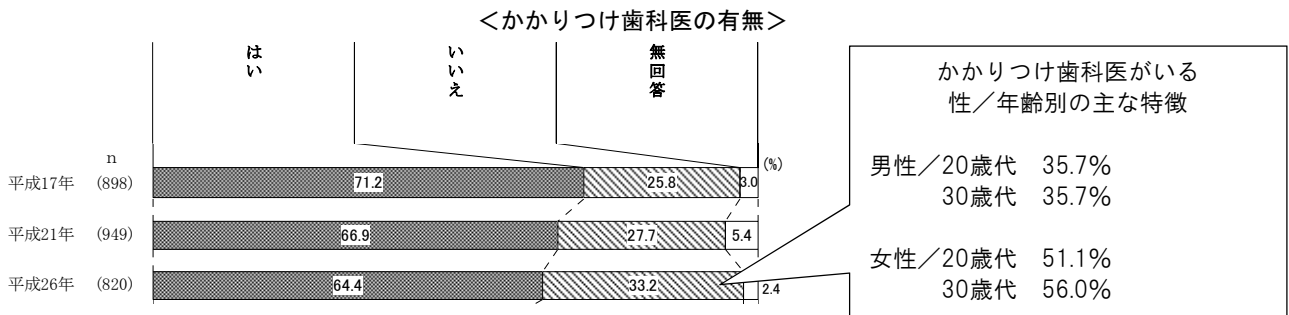
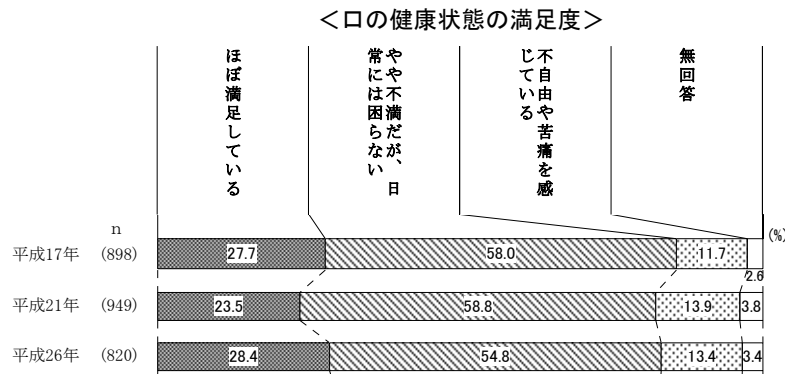
資料 国立保健医療科学院



◇口の健康状態は大きな変化はないものの、若い男性のかかりつけ歯科医を持つ割合は約4割

歯や歯ぐきなどの健康への満足度について、平成26年で「ほぼ満足している」が28.4%となっており、「やや不満だが、日常には困らない」が54.8%で最も高くなっています。この傾向は、平成17年から特に大きく変化していません。

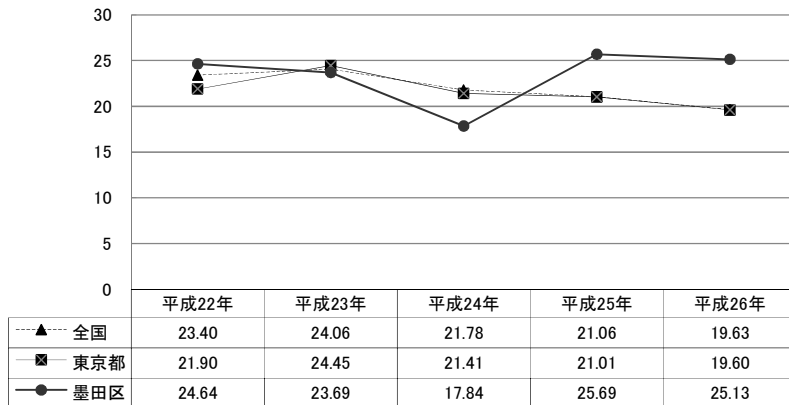
平成26年は若い世代特に20歳～30歳代の男性でかかりつけ歯科医を持つ割合が約40%と他の年代より低くなっています。



資料 「健康」に関する区民アンケート調査

◇自殺死亡率は全国・東京都に比べ高い傾向

人口10万人あたりの自殺死亡率は、平成25年以降全国や東京都に比べて高い傾向となっています。

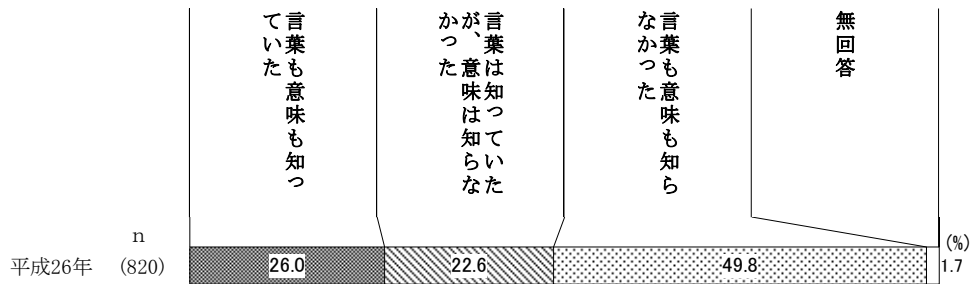


資料 人口動態統計

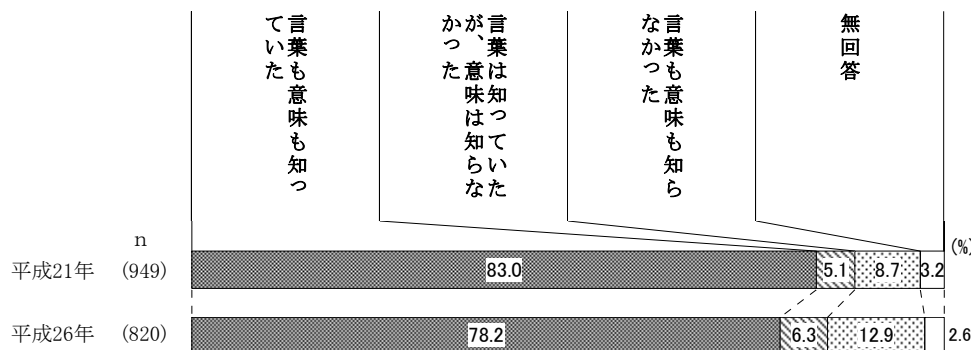
◇COPD(慢性閉塞性肺疾患)の認知度は、「言葉も意味も知らなかった」がおおむね半数  
受動喫煙の認知度は平成21年より減少

たばこの影響を強く受けるCOPD(慢性閉塞性疾患)については、「言葉も意味も知らなかった」が49.8%となっています。受動喫煙については、平成26年で「言葉も意味も知っていた」は78.2%となり、平成21年よりも5ポイント減少しています。

<COPD(慢性閉塞性肺疾患)の認知度>



<受動喫煙の認知度>

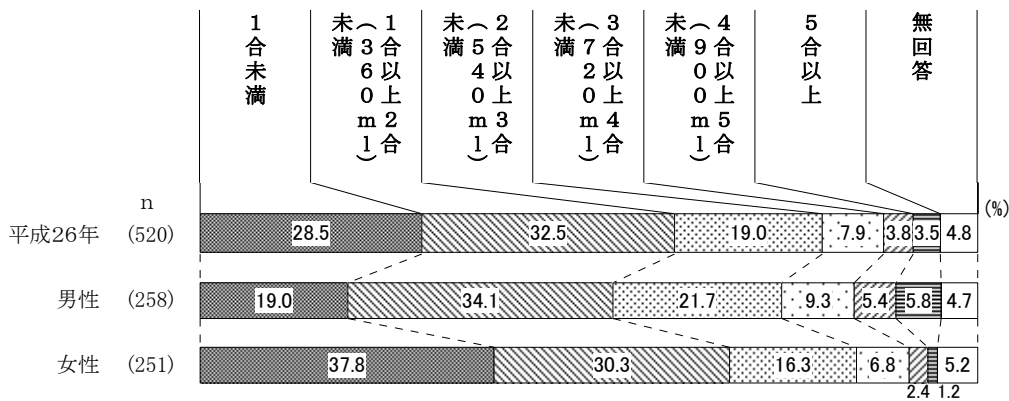


資料 「健康」に関する区民アンケート調査

## ◇お酒を飲む人の平均的な飲酒量は、性別により大きな違いがある

お酒を飲む人の1日(回)の平均的な飲酒量は、全体では日本酒換算で「1合以上2合(360ml)未満」が32.5%で最も高く、次いで「1合未満」が28.5%となっています。

下記の基準によれば、多くの区民が適度な飲酒量よりも多く飲酒しており、男性は約半数が適度な飲酒量を超過していることになります。



資料 「健康」に関する区民アンケート調査

### 【適度な飲酒量とは…】

「健康日本21(第2次)」における適度な飲酒量は、一日当たりの平均純アルコールで男性40g未満、女性20g未満と言われており、これを超えると生活習慣病のリスクを高めます。純アルコール20gとは、日本酒にしておおむね1合に相当します。

## 課題

■ 健康診査については、区民のアンケート調査からは受診状況が改善している傾向がみられます。しかし、一方で、国民健康保険加入者における特定健康診査の受診率は高いものの、未受診者数が約5割であるため、今後も引き続き受診率を向上させていく必要があります。

■ 区では、50歳以上でがんによる死亡数が増えています（15ページ参照）。がんの原因の6割は、たばこや飲酒、食事などの日常の生活習慣、特定のウイルス感染などであることがこれまでの研究で分かっています。区が策定した「がん対策基本方針」に基づき、がんに対する理解を促し、これまで以上に早期発見・早期治療に向けた検診受診率の向上と質の高い検診の充実を図っていくことが必要です。

■ 食生活の実践については、野菜を食べるようにしている人が6割いるものの、朝食を食べていない人が男性の20代及び40代で増えています。運動習慣については横ばいで推移しています。また、アルコールについては多くの区民が適度な飲酒量よりも多く飲酒しており、喫煙率については区の特定健診の間診等によると、男女とも増加している傾向があります。

生活習慣病を予防するためにも区民が健康的な生活習慣を自ら選択し、実践できる力をつけるために、普及啓発や相談を行い、実践できるような取り組みを進めていくことが必要です。

■ 口の健康状態の満足度は5年前に比べ、ほぼ横ばい状態ですが、かかりつけ歯科医を持っている割合は20歳代及び30歳代の男性で低い傾向にあります。

ライフステージに応じたきめ細かな歯科疾患の予防、いつまでも自分の歯で食べられるように、8020（80歳になっても20本以上自分の歯を保つこと。詳細は61ページ参照）達成を目標に、生涯を通じての歯・口腔の健康づくりが重要です。

■ 女性の体は、女性ホルモンの分泌量の変動により成長段階で変化し、その時々で様々な健康課題に直面します。

例えば、思春期から30歳代は、月経トラブルや妊娠・出産など、心身の変化を経験する世代であり、子宮頸がんのり患率も増加しています。中高年期は、「更年期障害」、「がん」、「うつ傾向」などの健康問題が生じる世代とも言われています。また、墨田区においては子宮頸がんの75歳未満年齢調整死亡率が23区中でも高くなっています。

性差やライフサイクルに応じたきめ細やかな支援を推進していくことが必要です。

## (1) 生活習慣病対策を推進します

### 【めざす姿】

生活習慣病予防は発病予防、早期発見、早期治療、重症化予防が大切です。区民が健康の価値を認識し、定期的に健診等で健康状態を把握し、健康診査後の指導を受けるなど、健康に寄与する様々な機会を活用し、健康管理に努められるようにします。

### 【区が取り組む主な施策の項目】

	施策の項目	内容	担当部署
1	健康診査等の実施	疾病の早期発見等を図るため、若年区民健康診査、若年節目健康診査、特定健康診査、75歳以上の健康診査、事業所健康診断、生活習慣病予防健康診査等各種健康診査を実施します。	○保健計画課 ○保健センター ○国保年金課 ○生活衛生課
2	健康相談の実施	心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導及び助言を行うことにより、疾病の予防・早期発見、健康の保持増進を図ります。	○保健センター
3	健康診査受診者への保健指導の実施	若年区民健康診査、若年節目健康診査の結果が保健指導と判定された人に対して事後指導を行います。また、墨田区国民健康保険特定健康診査の結果により、メタボリックシンドローム又はその予備群に該当し、生活習慣の改善が必要と判断された人には特定保健指導を行います。一方、肥満ではなくても健診結果から生活習慣病のリスクが高いと判定された人にも個別保健指導を実施します。さらに未受診者へのフォローもします。	○保健計画課 ○保健センター ○国保年金課 ○生活衛生課
4	健康セミナーの実施	健康に関するテーマで講演会、体操、調理実習、生活習慣病予防教室等を実施し、区民の健康維持、増進を図ります。	○保健センター
5	健康教育活動の実施	健康の保持及び増進を目的とした、地域や学校等からの依頼があった講演会等を開催します。	○保健センター
6	健康づくりに関する普及啓発	パンフレットの作成や配付、イベント（体験型検査の実施）等を活用して、健康づくり、生活習慣病予防についての普及啓発を実施します。	○保健計画課 ○保健センター ○生活衛生課
7	生活習慣病予防に関するデータ分析 ●新規事業●	区が実施している健診データ等を分析し、生活習慣病予防対策を効果的に取り組みます。	○保健計画課 ○国保年金課
8	重症化予防対策の強化 ●拡充事業●	健診の結果から糖尿病等の重症化が懸念される人に対し、個別保健指導を実施します。また、健診の結果から生活習慣病の重症化が疑われる人への受診勧奨や個別支援を推進します。	○国保年金課 ○保健計画課 ○保健センター

## 【現状とめざす数値目標】

指標	現状値	平成37年度目標値	出典
適正体重である割合	20歳以上 65.6%	75%	①
年に1回健康診査を受診する割合	20歳以上 83.9%	90%	①
特定健康診査受診率	40～74歳 48.8%	60%	②
特定保健指導実施率	40～74歳 13.8%	60%	②

\*① 「健康」に関する区民アンケート調査（平成26年度）

\*② 特定健康診査等の実施状況に関する法定報告（平成25年度）



特定保健指導の様子



健診や保健指導の実施率を向上させると同時に、健診やレセプトデータの分析により地域又は個々人の健康課題を解決していくことが求められています。

## (2) がん対策を推進します

### 【めざす姿】

がんは生活習慣の影響が大きいと言われており、がんに関する正しい知識を区民が身につけ、実践できるよう普及啓発をしていきます。

また、がんは定期的な検診を通じた早期発見と、疑いがある場合は適切な医療機関につなぎ、早期治療をすることが大切です。区民が受診しやすいよう、がん検診の実施方法を工夫するとともに要精密検査と判定された区民が確実に受診するよう支援します。

さらに、がん患者が増えている現状を踏まえ、がんになっても自分らしく地域で生活できるよう、相談支援体制等を整備します。

### 【区が取り組む主な施策の項目】

	施策の項目	内容	担当部署
9	各種がん検診（一部有料）の実施	3大生活習慣病のうち、死因の第1位であるがんを予防するとともに、早期発見・早期治療を図るため、科学的根拠に基づく胃がん・大腸がん、子宮頸がん、乳がん、肺がんについて、医療機関等で検診を実施します。	○保健計画課 ○保健センター
10	がん対策の普及啓発活動の推進 ●拡充事業●	パンフレットによる、意識啓発や検診体制についての案内を行うほか、がん対策普及啓発イベントの開催、各種イベント（すみだまつり、ピンクリボン運動、女性の健康週間など）を通じたPR活動等理解しやすい内容で、がん予防やがん検診、がんの治療や療養生活に関する知識を広く周知します。	○保健計画課 ○保健センター
11	がん検診の精度管理の推進	がんの早期発見、早期治療をさらに充実させるため、医療機関等の関係機関と連携し、質の高いがん検診を実施します。また、検診結果の分析や、「要精密検査」と判定された人への受診勧奨と結果把握を確実に行之、検診体制の改善整備を図ります。	○保健計画課 ○保健センター
12	科学的根拠に基づくがん予防の推進 ●拡充事業●	がんのリスクに影響することが明らかな要因について、普及啓発や改善支援等の取り組みを生活習慣病予防対策との連携を図りながら推進します。	○保健計画課 ○保健センター
13	がん検診受診率向上の推進 ●拡充事業●	がんのリスクが高い年齢層への個別通知による受診勧奨等を行うとともに、定員の拡大にも努め、がん検診受診率の向上を図ります。また、企業等ではがん検診を受ける機会がある人も多いことから、職域と連携した受診率向上策を進めていきます。	○保健計画課 ○保健センター

	施策の項目	内容	担当部署
14	がん教育の推進 ●新規事業●	健康といのちの大切さについて学び、がんに対する正しい知識とがん患者への正しい認識を身に付けることなどを目的に、児童・生徒に対して、教育委員会と連携したがん教育を実施します。	○保健計画課 ○指導室
15	がんの相談・支援体制の整備 ●新規事業●	がんになっても自分らしく暮らせるよう、各相談窓口や患者支援活動と連携し、患者や家族に必要な支援や情報を提供します。また、がんでも働けることができるよう、がん患者の就労支援について職域と連携して取り組みます。	○保健計画課
16	がんと診断されたときからの緩和ケアについての普及啓発 ●拡充事業●	がんと診断されたときからの緩和ケアについて、リーフレットの配布やイベント等を通じて普及啓発を実施します。	○保健計画課

### 【現状とめざす数値目標】

指標	現状値	平成37年度目標値	出典
がん検診を受診している割合			
胃がん	40歳以上 35.1%	50%	①
大腸がん	40歳以上 42.8%	50%	①
肺がん	40歳以上 23.4%	50%	①
子宮頸がん	女性20歳以上 34.9%	50%	①
乳がん	女性40歳以上 36.7%	50%	①
がんの75歳未満年齢調整死亡率 (人口10万対)	男性 109.3 女性 71.7	減らす 減らす	③ ③

\*① 「健康」に関する区民アンケート調査（平成26年度）

\*③ 人口動態統計（平成25年）

### 【墨田区ピンクリボンイメージキャラクター】

ピンクリボン運動とは、乳がんの正しい知識を広め、乳がんから引き起こされる悲しみから、一人でも多くの人を守る運動です。墨田区におけるピンクリボン運動の啓発イメージキャラクターとして誕生したのが「すももちゃん」です。



#### <すももちゃんプロフィール>

名 前 すももちゃん(「すみだ」「ももいろ」に由来)  
(本名：墨田ぴん子)

特 技 乳がん自己触診のレクチャー、新体操

お仕事 墨田区の皆さんにピンクリボン運動を広めることです

墨田区ピンクリボンイメージキャラクター  
すももちゃん



### (3) 健康的な食環境づくりを進めます

#### 【めざす姿】

健康的な食生活をこころがけることは、生活習慣病予防にもつながります。

区民が自ら必要な情報を収集し、判断し、実践できるよう、健康診査や講習会等で食生活に関する普及啓発を行います。

また、年代に応じて適切な食生活が送れるような食環境づくりを進めます。

#### 【区が取り組む主な施策の項目】

	施策の項目	内容	担当部署
17	健診等での健康教育の充実	健診等において、それぞれの年代の区民に、適正な食事摂取についての健康教育を実施します。	○保健センター
18	講習会等による普及啓発	食生活に関するテーマを取り上げ、知識の普及と食生活の改善を図ります。	○保健センター ○学務課
19	食事相談の実施	健康相談日等、電話や面談での生活習慣病予防等の食事相談を行います。	○保健センター
20	特定給食施設等への支援	特定給食施設の給食内容の向上を図るため、給食管理者、管理栄養士、栄養士、調理担当者等を対象に、栄養管理技術講習会を実施します。最新の栄養情報の提供等、給食管理の充実を図るため、講演会等を実施し、また、来所指導や巡回指導も行います。	○保健計画課 ○保健センター
21	保育園、学校と連携した健康づくりの推進	乳幼児期からの健康づくりを推進するため、関係機関との連携体制を構築します。	○保健計画課 ○保健センター ○子ども課 ○学務課
22	野菜の摂取量を増やす取り組みの推進 <b>●新規事業●</b>	各世代の野菜摂取量を増やすため、地域関係者、保育園や小・中学校、関係各課と連携して、知識の普及と実践的な取り組みを推進します。	○保健計画課 ○保健センター ○子ども課 ○学務課

#### 【現状とめざす数値目標】

指標	現状値	平成37年度目標値	出典
1日1食以上主食・主菜・副菜をそろえたバランスの良い食事をとる割合	20歳以上 77.4%	85%	①
野菜を使った料理を1日2食以上とる割合	20歳以上 63.1%	70%	①
よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある割合	20歳以上 73.2%	増加	①
朝食をほとんど食べない割合	20歳以上男性 13.8% 20歳以上女性 9.2%	減少	①

\*① 「健康」に関する区民アンケート調査（平成26年度）

## (4) 身体活動・運動を推進します

### 【めざす姿】

身体活動や運動には、生活習慣病の予防や、ストレス発散によるこころの健康維持、高齢者の認知機能や運動機能の維持など様々な効果があることが分かっています。

区民がこれらの身体活動や運動の重要性を理解し、習慣的な運動や日常生活の中での身体活動を意識的に実践し、活動量を増やせるようにします。

区民が身体活動や運動に取り組みやすいよう、民間企業や団体とも連携し、区全体で取り組みを推進します。

### 【区が取り組む主な施策の項目】

	施策の項目	内容	担当部署
23	区民健康体操（すみだ花体操）の普及	区民に運動習慣を身につけてもらうために、誰でも気軽にできる健康体操を普及します。また、区民普及員による活動を支援します。	○保健計画課
24	各種スポーツ教室の実施	区民のスポーツ振興を図り、区民体育の向上と心身の健全な発育に寄与することを目的にライフスタイルに応じた各種スポーツ教室を実施します。	○スポーツ振興課
25	墨田区民体育大会・体育祭等の開催	各種スポーツ競技大会を開催し、日頃の成果を発揮する場を設け、区民のスポーツ活動への参加を高め、併せて健康増進と体力、技術の向上を図ります。また、大会を通じて区民相互の交流を深めます。	○スポーツ振興課
26	中学校スポーツ施設の開放	中学校の体育施設に指導員を置き、一般区民に開放して区民のスポーツ振興を図るとともに、地域住民の交流を促進します。	○スポーツ振興課
27	総合型地域スポーツクラブの運営支援	地域において、自主運営のもと誰もが多種にわたりに楽しくスポーツに親しむことのできるスポーツクラブの運営を支援します。	○スポーツ振興課
28	健康増進事業の実施	リズム体操、ヨガ、ストレッチ教室、ラジオ体操等、生活習慣病の予防と健康の維持・増進を目的に、運動の指導、自主活動への支援を行います。	○保健計画課 ○すみだ福祉保健センター（厚生課） ○スポーツ振興課
29	身体活動向上プロジェクトの推進 ●新規事業●	企業や民間団体との協働で、区民の身体活動を向上させる効果的な取り組みについて検討し、日常生活における身体活動量（歩数）を増やすため、健康に意識しながら楽しく区内を歩くことができるウォーキングマップを作成します。	○保健計画課 ○保健センター

## 【現状とめざす数値目標】

指標	現状値	平成37年度目標値	出典
1日30分以上の汗ばむ運動を週に2日以上実施し、1年以上継続している割合	20歳以上男性 26.2% 20歳以上女性 20.9%	36% 31%	①
通勤や通学・近所への買い物などのとき、歩くようにしている割合 ※よくしている、まあしている	20歳以上 64.5%	増加	①
エレベーターやエスカレーターを使わず階段を利用する割合 ※よくしている、まあしている	20歳以上 34.1%	増加	①

\*① 「健康」に関する区民アンケート調査（平成26年度）

### 【区民健康体操「すみだ花体操」】

墨田区民のみなさんが、健康づくりのために行う運動のきっかけとして、墨田区民の愛唱歌である、滝廉太郎の「花」のメロディーを用いた健康体操を平成19年度に作成しました。

すみだ花体操は全身をリズムカルに動かす「さくら編」と、バランスとほぐす運動が主体の「つつじ編」の2種類があります。墨田区の特徴（花火や神輿など）を動きに織りまぜた、大変親しみやすい体操です。

体操は、区のイベント等で実施していますが、平成24年度からは「すみだ花体操普及員」が中心となって、区内の公園や施設等で体操を実施しています。

すみだ花体操の映像（DVD）は、区内図書館、保健センター等で貸し出しているほか、区ホームページでもご覧いただくことができます。是非、普段の健康づくりにご活用ください。



すみだ花体操普及啓発の様子

## (5) 歯・口腔の健康づくりを進めます

### 【めざす姿】

歯や歯肉の健康を保ち、口の機能を維持することは、全身の健康状態を良好にします。生涯にわたり健やかでいきいきと暮らしていくためにも、年齢に合った口腔対策を行う必要があります。

歯と口腔の健康が全身の健康と密接にかかわることを理解した上で、かかりつけ歯科医を持ち、定期的な歯科健康診査や予防処置をし、8020の達成者の増加をめざします。

### 【区が取り組む主な施策の項目】

	施策の項目	内容	担当部署
30	成人歯科健康診査の実施	20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70・75歳を対象に歯科健診を行い、むし歯や歯周病等口腔内疾患の予防と早期発見、適切な時期での治療を推進し、健康の維持、増進を図ります。	○保健計画課
31	母子歯科健康診査の実施	出産準備クラスや育児学級、1歳6か月児歯科健診、3歳児歯科健診を通じ、むし歯の予防及び早期発見を推進し、乳幼児の口腔の健康の保持増進を図ります。	○保健センター
32	歯と口の健康に関する健康教育の実施	口腔保健の向上に関する知識の普及啓発を行うことで、区民の健康への関心を高め、区民が自らの努力と行動により健康を築き上げていくことを支援します。	○保健計画課 ○保健センター
33	歯と口の健康週間を通じた歯の衛生に関する普及啓発事業の推進	毎年6月に行われる「歯と口の健康週間」の期間に、向島・本所歯科医師会と共催でイベントやよい歯のコンクール等を開催し、歯と口の衛生に関する知識の普及啓発を図ります。	○保健計画課 ○保健センター
34	8020運動の推進 ●新規事業●	生涯に渡り自分の歯で食べることができるよう8020運動を推進します。	○保健計画課 ○保健センター
35	妊婦歯科健康診査の実施	妊婦を対象に、歯科健診を行い、むし歯や歯周病等口腔内疾患の予防と早期発見、適切な時期での治療を推進し、安心な出産に備えます。	○保健計画課
36	母子歯科衛生相談の実施	3歳未満の幼児を対象に、歯科健康診査、歯科相談や歯科予防処置（フッ化物塗布、歯みがき相談）を実施します。事業を通じ、保護者の幼児のむし歯予防についての知識の習得を図り、幼児の口腔の健康づくりを支援します。	○保健センター
37	保育園・幼稚園への情報の発信	園児の口腔の健全な発育を支援するため、保健所の持つ歯科に関する健康情報を提供します。	○保健計画課 ○保健センター
38	学校歯科保健との連携	むし歯予防等、口腔の健康を維持・増進するために、学校歯科保健との連携を図ります。	○保健計画課

## 【現状とめざす数値目標】

指標	現状値	平成37年度目標値	出典
歯や歯ぐきの健康に満足する割合	60歳以上 64.5%	71%	①
かかりつけ歯科医を持つ割合	20～39歳 33.2%	増加	①
	40～64歳 54.1%		
	65歳以上 86.7%		
かかりつけ歯科医で治療以外の処置を受けた割合	20歳以上 56.9%	増加	①
糖尿病が歯周病のリスクであることの認知度	20歳以上 41.4%	増加	①

\*① 「健康」に関する区民アンケート調査（平成26年度）



歯と口の健康週間

### 【8020（ハチマルニイマル）運動とは…】

平成元年から厚生省（現：厚生労働省）と日本歯科医師会が推進している「80歳になっても20本以上自分の歯を保とう」という運動です。20本以上の歯があれば、食生活にほぼ満足することができると言われています。

## (6) 休養・こころの健康づくりを進めます

### 【めざす姿】

十分な睡眠をとり、ストレスと上手につき合うことは、こころの健康に欠かせません。区民が休養の重要性を知り、ストレスへの対処法に関する正しい知識を持ち日常生活で実践できるようにします。また、家庭や職場、地域など、身近な人が健康状態に気を配り、必要に応じて支援につなげるようにします。

### 【区が取り組む主な施策の項目】

	施策の項目	内容	担当部署
39	自殺予防対策のネットワークの充実 ●拡充事業●	自殺の要因になり得る様々な問題に対応できるよう、地域、医療、庁内のネットワーク会議、自殺予防に関する普及啓発・ゲートキーパー研修等の実施と自殺予防に取り組む地域づくりをめざします。	○保健計画課
40	自殺ハイリスク者の支援の実施 ●拡充事業●	うつ病等の早期発見を目的とし、区で実施している健診等からハイリスク者をかかりつけ医が早めに専門機関につながる取り組みを進めます。	○保健計画課
41	精神保健知識の普及啓発	精神疾患の正しい知識について、講演会等を開催し、普及啓発を行います。 当事者から回復の過程について話を聞き、疾患についての理解をさらに深めます。	○保健センター
42	こころの健康相談の充実	保健センターにおける精神科専門医等による相談、保健師による相談・訪問指導を実施します。 アルコール等依存症や思春期問題等、様々なこころの病についての専門職が相談に対応します。	○保健センター

### 【現状とめざす数値目標】

指標	現状値	平成37年度目標値	出典
睡眠による休養が足りている割合 ※十分に足りている	20歳以上 63.7%	70%	①
不安、悩み、ストレスを解消できていない割合 ※まったく解消できていない、あまり解消できていない	20歳以上 39.0%	減少	①
悩みの相談相手がいる割合	20歳以上 73.9%	90%	①
うつ病が病気であることを理解する割合	20歳以上 76.0%	90%	①

\*① 「健康」に関する区民アンケート調査（平成26年度）

## (7) たばこ・COPD（慢性閉塞性肺疾患）対策を推進します

### 【めざす姿】

たばこは肺がんをはじめとする各種のがん、心血管疾患、COPD等、様々な健康被害をおよぼすと言われてしています。

受動喫煙については、墨田区受動喫煙防止ガイドラインに基づき、地域の関係機関と連携しながら防止に向けた取り組みを進めます。

また、禁煙希望者を支援し、未成年者と妊婦については喫煙率を0%にします。

### 【区が取り組む主な施策の項目】

	施策の項目	内容	担当部署
43	受動喫煙防止対策の推進 実施施設登録制度の推進	受動喫煙防止を実施している区内施設を登録・公表する「墨田区受動喫煙防止対策実施施設登録制度」を推進します。	○保健計画課
44	受動喫煙防止ガイドラインの改定・推進	墨田区受動喫煙防止ガイドラインに基づき、関係機関との連携を通じて、区全体の受動喫煙防止対策の推進についても働きかけていきます。	○保健計画課 ○総務課
45	COPDの普及啓発 ●新規事業●	COPDと喫煙の関係について、リーフレットを配布し、イベント等の機会でも普及啓発を行います。	○保健計画課 ○保健予防課
46	禁煙支援の実施	禁煙を希望する人を支援するため、健康診断等の機会に禁煙相談（禁煙外来、禁煙サポート薬局、インターネット禁煙マラソン等の紹介）を実施します。また、特定保健指導等の機会を通じての禁煙支援を行うほか、がん対策イベントの際に禁煙相談等を実施します。	○保健計画課 ○保健センター ○保健予防課
47	未成年者のがん教育のための喫煙防止の推進 ●拡充事業●	区内小・中学校の保健の授業において、たばこの健康影響について、わかりやすく伝えていきます。また、リーフレット等も配布します。	○保健計画課 ○指導室
48	妊産婦の喫煙防止の推進 ●新規事業●	妊婦及び産後の喫煙を防止するため、親子健康手帳（母子健康手帳）発行時や各母子保健事業で禁煙を働きかけます。	○保健計画課 ○保健センター
49	たばこによる健康被害に関する普及啓発 ●新規事業●	世界禁煙デー及び禁煙週間に合わせて、普及啓発イベントを実施します。また、各種イベントや保健事業において、関係機関（医療機関、薬局等）、企業や民間団体と協働で、喫煙や受動喫煙の健康影響等について正しい知識の普及啓発を実施します。	○保健計画課 ○保健予防課

## 【現状とめざす数値目標】

指標	現状値	平成37年度目標値	出典
喫煙率 ※喫煙をやめたい人がやめた場合の喫煙率	20歳以上男女 18.2% 20歳以上男性 32.5% 20歳以上女性 13.6%	12% 19% 6%	④
未成年がたばこを吸ったことのある割合	16～19歳 5.3%	0%	①
COPDの認知度	20歳以上 12.0%	80%	①
未成年の受動喫煙の認知度	16～19歳 89.5%	100%	①

\*① 「健康」に関する区民アンケート調査（平成26年度）

\*④ 若年節目健診・若年区民健診・特定健康診査・75歳以上健康診査・生活習慣病予防健康診査（平成26年度）

### 【たばこの規制に関する世界保健機関枠組み条約（たばこ規制枠組条約：FTCT）】

平成15年11月、世界保健機関（WHO）は、喫煙が健康・社会・環境・経済に及ぼす悪影響から、現在及び将来の世代を守ることを目的に「たばこ規制枠組条約」を策定し、日本は2006年3月に世界で19番目の批准国となりました。

（条約発効は平成17年2月）

<主な内容>

- 第8条：屋内施設を完全禁煙化することによる受動喫煙の防止
- 第11条：健康被害についての警告表示の強化
- 第14条：禁煙治療の普及
- 第16条：未成年者への販売禁止

国際観光都市として、また、東京オリンピック・パラリンピックにあたって、国際ルールを遵守した取組を推進する必要があります。



### 【受動喫煙防止対策】

健康増進法第25条では、受動喫煙とは「屋内又はこれに準ずる環境において他人のたばこの煙を吸わされること」と規定しています。墨田区では「受動喫煙防止対策のための墨田区ガイドライン」を策定し推進しています。また、たばこを吸わない人を煙から守るため区内飲食店等の施設で「禁煙（又は分煙）」であることを表示するための「受動喫煙防止対策実施施設登録制度」を推進しています。



受動喫煙防止対策実施施設登録制度  
（登録された施設で表示ステッカーを掲出）



## (8) アルコール・薬物対策を進めます

### 【めざす姿】

過度の飲酒はがん、肝障害、高血圧症などを引き起こすだけでなく、睡眠障害やうつ病などこころの問題につながることもあります。多量飲酒の害について普及啓発を行い、適正飲酒をこころがける人を増やし、多量飲酒者に対しては指導・支援を行います。

また、地域や学校と連携して学童期からの普及啓発を行い、未成年者の飲酒の影響や薬物の害について正しく理解できる子どもを増やします。

### 【区が取り組む主な施策の項目】

	施策の項目	内容	担当部署
50	依存症相談の実施	アルコール等の依存症に悩む人とその家族及び関係者に対し、依存症の再発防止と社会復帰のための相談支援を行います。	○保健センター
51	薬物乱用防止の推進	東京都薬物乱用防止推進墨田地区協議会と連携し、薬物乱用防止のための啓発事業を総合的かつ効果的に進めます。	○保健計画課
52	飲酒、薬物乱用等の健康阻害行動対策の実施	喫煙、飲酒、薬物乱用等により様々な健康問題が生じていることから、生涯にわたる健康観を育成し、主体的な意思決定と行動選択ができる実践力を育むための取り組みを推進します。小学校・中学校において、外部指導者等を招いた薬物乱用防止教室を実施します。	○保健計画課 ○保健センター ○指導室
53	適正飲酒についての普及啓発・保健指導の実施	健診等の機会やイベント等を通じて、適正飲酒について普及啓発を実施します。健康相談、保健指導の場で、個別指導を実施します。	○保健計画課 ○保健センター

### 【現状とめざす数値目標】

指標	現状値	平成37年度目標値	出典
適正飲酒を超えている人の割合	20歳以上男性 42.2% 20歳以上女性 57.0%	36% 49%	①
適切な1回あたりの飲酒量の認知度	20歳以上男性 80.3% 20歳以上女性 44.2%	増加	①
未成年がお酒を飲んだことのある割合	16～19歳 22.6%	0%	①

\*① 「健康」に関する区民アンケート調査（平成26年度）



小学生向けの薬物乱用防止教室の様子

## (9) 女性の健康づくりを進めます

### 【めざす姿】

女性は、妊娠や出産、各年代において、特有のからだの変化が現れます。  
女性特有の健康に関する情報提供を行い、女性の健康づくりを進めます。

### 【区が取り組む主な施策の項目】

	施策の項目	内容	担当部署
54	女性の健康情報メールマガジンの配信・運用	女性が自らの健康に関する情報を入手しやすいよう、「女性のためのメールマガジン・sumida☆ココカラ」をスマートフォンや携帯電話にメールで月1回配信します。	○保健計画課
55	女性の健康づくりに関するイベントの開催	乳がん月間（10月）や女性の健康週間（3月）にイベントを開催し、女性の健康に関する普及啓発を行います。	○保健計画課 ○保健センター
56	女性のための検診手帳の配布	子宮頸がん・乳がん検診の受診率向上と正しい知識の普及啓発のため、女性のためのがん検診手帳を配布します。	○保健計画課
57	女性特有のがん検診の充実	女性特有の子宮頸がん・乳がんを予防するとともに、早期発見・早期治療を図るため、医療機関等で検診を実施します。また、検診の結果、要精密検査と診断された人に対するフォロー体制の充実を図ります。	○保健計画課
58	骨密度測定の実施	骨密度健診や講習会等において骨密度測定を実施し、高齢者が寝たきりになる原因のひとつである骨粗しょう症を若い頃から予防し、骨密度低下の早期発見を図ります。	○保健センター ○保健予防課

### 【現状とめざす数値目標】

指標	現状値	平成37年度目標値	出典
健診を受けている割合	女性20歳以上 81.7%	90%	①
健康だと思う割合 ※健康だと思う、まあ健康だと思う	女性20歳以上 76.7%	90%	①

\*① 「健康」に関する区民アンケート調査（平成26年度）



女性の健康づくりに関するイベント

## 基本目標 2

### すべての親と子の切れ目ない健康づくりを支援します

#### 基本的な考え方

母子保健は、すべての子どもが健やかに成長していくうえでの健康づくりの出発点であり、次世代を担う子どもたちを健やかに育てるための基盤となります。安心して子どもを産み、ゆとりを持って健やかに育てるために家庭や地域の環境づくりが求められます。

妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実に取り組み、切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策を展開します。また、児童・生徒自らが心身の健康に関心を持ち、健康の維持・向上に取り組めるようにします。

#### 現 状

##### ◇満11週以内の妊娠の届出は9割前後で推移

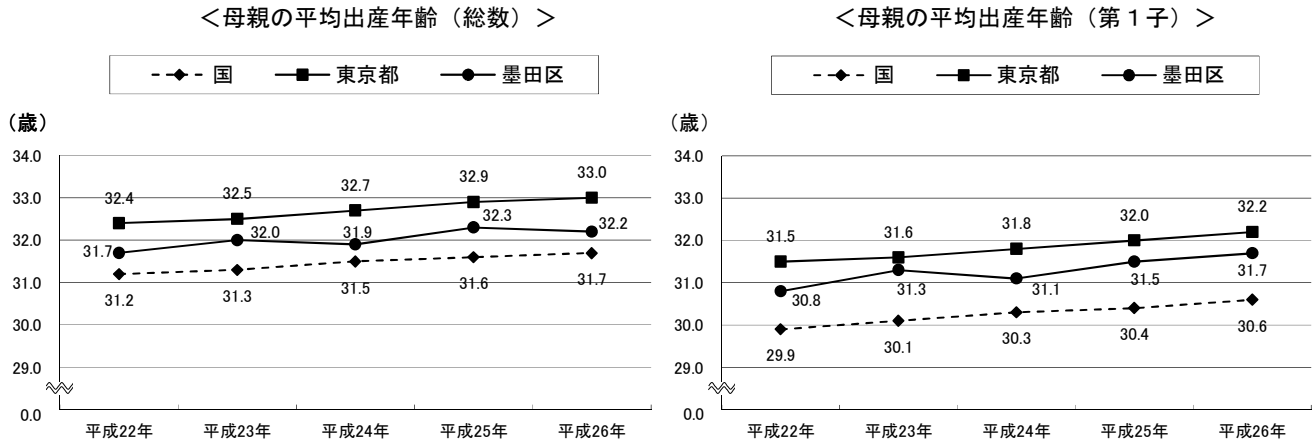
妊娠をしたときには、早急に届出をするよう啓発しており、毎年、満11週以内の届出は9割前後で推移しています。

	総数	妊娠週数				
		満11週以内	満12週～19週	満20週～27週	満28週以上	不詳
平成23年度	2,341	2,096	205	26	13	1
平成24年度	2,395	2,152	190	18	12	23
平成25年度	2,522	2,301	172	14	7	28
平成26年度	2,821	2,567	221	20	8	5

資料 墨田区

## ◇母親の平均出産年齢は、国の平均よりも高く、都の平均より低い

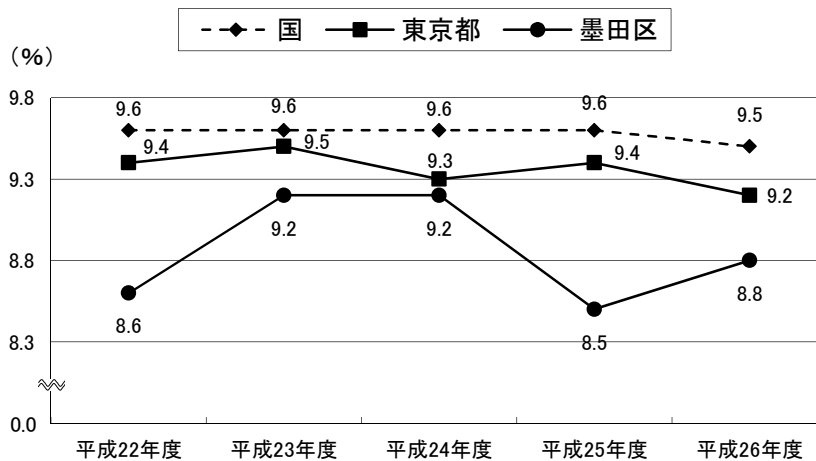
区の母親の平均出産年齢は、おおむね31歳～32歳で推移しており、国の平均よりも高く、都の平均より低くなっています。



資料 人口動態統計

## ◇出生数に対する低出生体重児の割合は、国及び都よりも低く推移

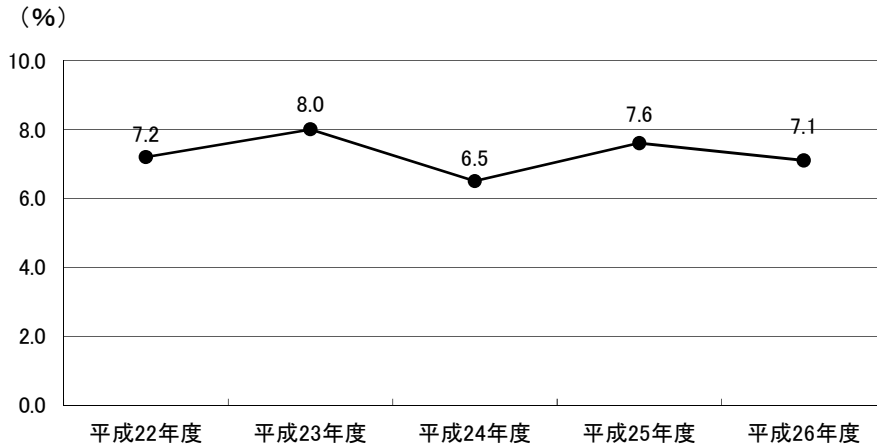
低出生体重児とは、出生時に体重が2,500g未満の新生児のことです。区の出生数に対する低出生体重児の割合は、国及び都よりも低く推移しています。



資料 墨田区

**◇産後うつに関連する個別支援につながった割合は7～8%で推移**

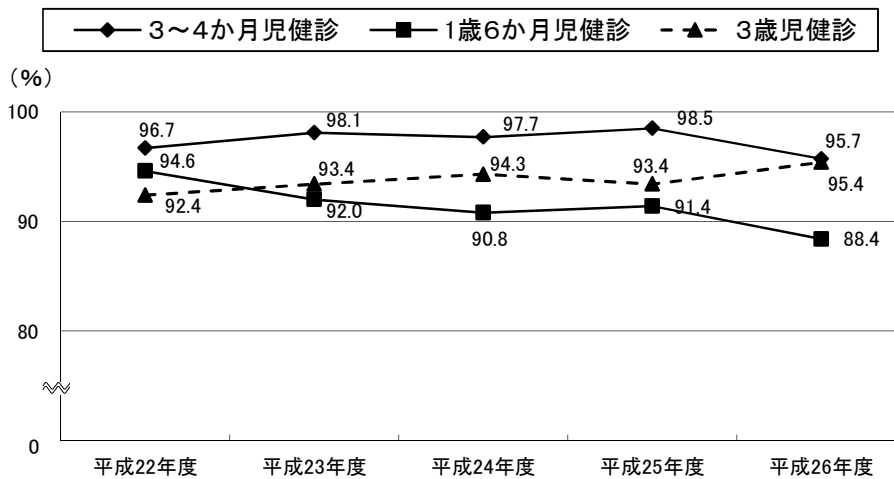
産後うつ状態を評価するために開発された質問票での基準により、個別支援につながった割合は7～8%で推移しています。



資料 墨田区

**◇1歳6か月健康診査の受診率が9割前後で推移**

乳幼児健康診査の受診率は、3～4か月児健康診査は95%～98%で推移しています。平成23年度には、3歳児健康診査と1歳6か月健康診査の受診率が逆転し、1歳6か月健康診査の受診率は、9割前後で推移しています。



資料 墨田区

## ◇子どもの麻疹風しん予防接種定期接種率は高水準を推移

子どもの麻疹風しんの定期接種の接種率は、1期（6か月から）、2期（小学校入学の前年）ともに高水準で推移しています。なお、国は接種率の目標値を95%以上と定めています。

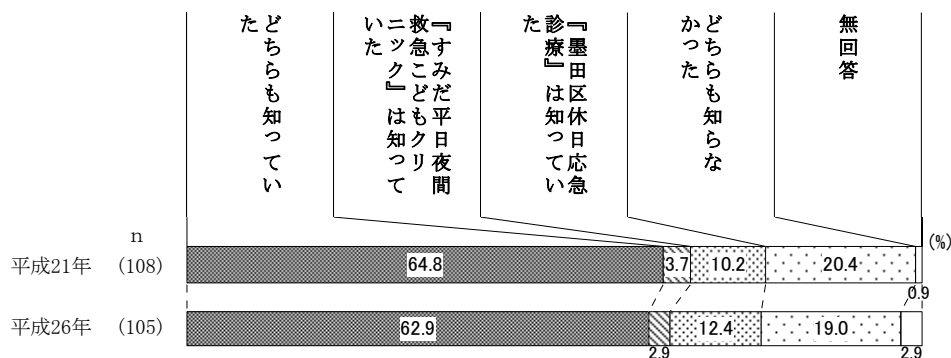
	墨田区		東京都		全国	
	1期	2期	1期	2期	1期	2期
平成22年度	95.9	85.5	94.5	90.1	95.6	92.2
平成23年度	96.1	93.3	96.0	89.7	95.3	92.8
平成24年度	91.2	87.5	98.0	91.8	97.5	93.7
平成25年度	100.2	90.7	95.9	89.7	94.2	94.7
平成26年度	96.8	94.2	96.0	89.8	96.4	93.3

※接種率は、その年度の対象者数を接種者数で除しているため、転居等により接種者数が対象者数を超えることがある。

資料 墨田区

## ◇平日夜間救急・休日応急診療の認知度は、横ばいで推移

「すみだ平日夜間救急こどもクリニック」と「墨田区休日応急診療」の認知度については、平成26年で「どちらも知っていた」は62.9%と、おおむね横ばいで推移しています。

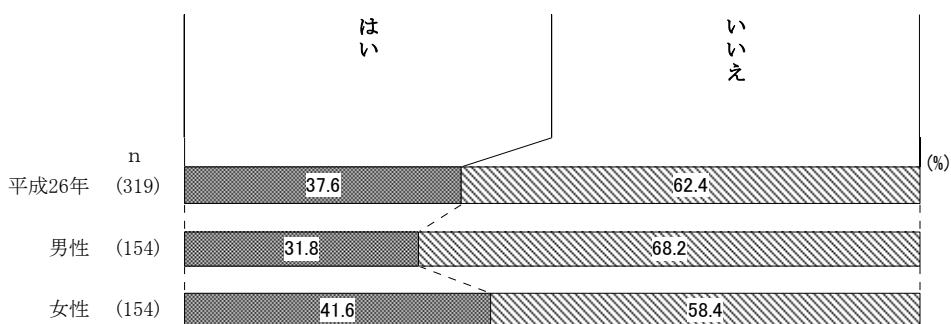


※回答者は0歳～小学生までの子どもの親

資料 「健康」に関する区民アンケート調査

## ◇中学生の保健センターでこころや体の健康に関する相談ができることの認知度は約4割

中学生にたずねた、保健センターでこころや体の健康に関する相談ができることの認知度は37.6%となっており、特に、男性での認知度が低い状況にあります。



資料 「健康」に関する区民アンケート調査

- 妊娠、出産の時期は、母体の変化等もあり、出産や育児への不安や悩みをかかえがちです。区の母親の平均出産年齢は高くなる傾向にあり、個々のケースに適切に対応した支援も必要になってきています。

妊娠や出産の経過や健康管理についての正しい情報を伝え、不安があるときには抱え込まずに妊娠期から相談できる体制を強化していくことが必要です。

- 新生児期や乳幼児期は、母親は慣れない子育てに戸惑いや不安を強く感じやすい時期です。訪問や健診等を通じて、母子の身体的・精神的・社会的状況等を確認しながら、子どもの個性や発達段階に合わせた相談やアドバイスを行い、母子や家族を支援することが大切です。

また、孤立することなく地域で楽しく子育てできるように、親と子がふれあうことのできる多様な機会を作り出していくことが必要です。

- 区の予防接種率は高水準で推移していますが、適切な時期に予防接種が受けられるよう情報提供が必要です。

- 子どもが自分の体について正しく理解し、適切な生活習慣を形成していくことが重要です。地域や家庭と連携して、たばこ・アルコール・薬物の危険性の普及啓発を図る必要があります。

- 子どもは成長・発達の過程において、医療等が必要となることも多いため、身近な場所に医療機関や相談場所があり、その存在を知っていることが大切です。

区では平日夜間救急・休日応急診療所を設置していますが、区が実施している区民アンケートでも平日夜間救急・休日応急診療の認知度は「どちらも知っていた」は62.9%で、「どちらも知らなかった」が19.0%であり、周知が十分ではないことから、さらなる周知の徹底を図る必要があります。

## (1) 安心・安全な妊娠と出産を支援します

### 【めざす姿】

妊産婦が安心して妊娠時期を過ごし、子どもを産み、育てることができる環境の整備が大切です。

妊娠・出産に関して、安心して子どもを産み、健やかに子どもを育てるための情報を充実させ、支援を必要とする人にはサポートできる体制を整えます。

### 【区が取り組む主な施策の項目】

	施策の項目	内容	担当部署
59	出産・子育て応援事業の実施 ●新規事業●	妊娠期から子育て期にわたるまでの子育て世帯への切れ目ない支援を行うため、ゆりかご・すみだ事業として専門職による妊婦への面接等を実施し、支援を要する家庭については、支援プランの作成、関係機関と連携した支援を行います。	○保健センター ○保健計画課 ○子育て支援総合センター
60	親子健康手帳(母子健康手帳)・親への支援冊子の配布	母親だけでなく父親も育児にかかわること、妊娠・出産の知識を得ることを目的として、親子健康手帳(母子健康手帳)を配布します。併せて、妊娠健康診査受診票など妊娠期間中から出産に至るまで必要な関係書類を入れた「母と子の保健バッグ」を配布します。	○保健センター ○保健計画課 ○子育て支援総合センター
61	子育て支援ガイドブックの配布	子育て中の保護者や出産準備の人向けに、区の子育て支援に関する制度や事業及び育児等の参考となる内容をわかりやすくマップ等を交えて紹介した子育て支援ガイドブックを配布します。	○子育て支援課
62	すみだ子育てアプリの配信・運用 ●新規事業●	妊娠から出産、子育て期にわたるまでの子育て世帯への切れ目ない支援を行うため、区の子育て支援情報を効率的に提供する「すみだ子育てアプリ」の配信・運用を行います。	○子育て支援課 ○子育て支援総合センター
63	妊婦健康診査の実施	妊婦の健康の保持増進、疾病の早期発見のために、妊娠期間中に医療機関で、妊婦健康診査を実施します。	○保健計画課
64	出産準備クラスの実施 ●拡充事業●	妊娠・出産・育児に関する知識習得や参加者の交流を図り、地域での孤立化を防止します。父親の育児参加を推進し、パパのための育児学級を拡充します。	○保健センター
65	母性保護と家族計画の充実	出産準備クラス、新生児訪問、未熟児訪問、乳児健康診査、育児学級を通して、母体の回復や適切な避妊方法の知識を普及し、母性の健康を守ります。 妊婦健康診査、妊婦訪問指導においては、健康診査の結果に基づいて生活指導を行うとともに、母子保健の向上を図ります。	○保健センター



## 【現状とめざす数値目標】

指標	現状値	平成37年度目標値	出典
妊娠11週以下での妊娠の届出率	91.2%	増加	⑤
妊娠中の喫煙率	1.6%	0%	⑦
妊娠中の飲酒率	2.0%	0%	⑦
出産準備クラス、育児学級の利用率	38.2%	60%	⑥

\*⑤ 墨田区の福祉・保健

\*⑥ 墨田区次世代育成支援行動計画策定のための調査報告書（平成25年）

\*⑦ 保健所統計（平成26年度）



パパのための出産準備クラスの様子

## (2) 子どもの健やかな発育・発達を支援します

### 【めざす姿】

子どもを安心して育てるためには、家庭、地域、学校等が連携し、地域ぐるみでの子育て支援が大切です。

地域全体で親子の健やかな成長を見守り、虐待の早期発見に取り組みます。

### 【区が取り組む主な施策の項目】

	施策の項目	内容	担当部署
66	新生児訪問指導 (こんにちは赤ちゃん訪問事業) の推進 ●拡充事業●	妊産婦及び新生児の健康の保持、増進を図るため訪問指導を行います。また、乳幼児及び養育者に対して発育・発達・栄養・生活環境等の育児指導を行い、育児不安の解消や虐待の未然防止・早期発見に努めます。	○保健センター
67	虐待防止に向けた啓発活動の推進	地域で虐待を防止するための区民向け啓発パンフレット及び保育園、幼稚園、学校、児童館、医療機関等関係機関向けの虐待防止マニュアルを作成・配布します。	○子育て支援総合センター
68	要保護児童対策地域協議会の実施	関係機関と協力して虐待防止に対する啓発活動や、地域に密着した総合的な支援対策を行います。	○子育て支援総合センター
69	乳幼児健康診査の実施	各種健康診査を実施し、乳幼児の成長発達を支援します。疾病等の早期発見、治療等について助言します。	○保健センター ○保健予防課
70	育児相談の実施	育児はさまざまな時期に不安や悩みが出現します。地域で安心して子育てをし、子どもが健やかに育つことができるよう、子育てに関する相談や支援を行います。	○保健センター
71	育児学級の実施	乳児を持つ母親を対象に、離乳食や育児についての知識の普及を図り、育児不安の解消や母親同士の交流・情報交換の場として育児学級を実施します。	○保健センター
72	療育事業・療育相談の充実	心身に障害又は発達の遅れやその心配がある児童に対して適切な療育を行うことで、障害の治癒又は軽減を図ります。	○障害者福祉課
73	発達障害対策の推進 ●新規事業●	発達障害対策としてパンフレット等を作成し、庁内関係課、関係機関との連携を進めていきます。	○保健計画課
74	乳幼児子育て相談の充実	保育園等の身近な機関において、子育てに関する様々な悩みや不安の解消を図ります。	○子育て支援総合センター ○子ども課
75	地域子育て支援拠点事業	地域の子育て家庭支援のために、子育てひろば(両国・文花)、児童館等で、子ども同士、親同士の交流や仲間づくりの促進、育児講座等の啓発活動、子育てに関する相談を行います。	○子育て支援総合センター ○子ども課

	施策の項目	内容	担当部署
76	家庭と地域の教育力の充実	子育てに関する意識の向上を図り心身ともに健康な子どもの育成を促すため、親又はこれに準じるもの(=親等)が家庭でどのように子どもを育てていくかについて、親等自身が学習する機会を設け、家庭教育の振興を図ります。	○生涯学習課
77	養育支援訪問事業の充実	新生児訪問指導の実施結果や母子保健事業等との連携のもと、特に養育支援を必要とする家庭や、家族の状況など様々な原因で子どもの養育が困難になっている家庭を訪問し、抱えている問題の解決、軽減を図ります。	○子育て支援総合センター
78	小児予防接種の充実	定期予防接種の個別勧奨の実施と、公費負担をし、接種率を上げ、感染症の予防を図ります。予防接種のスケジュールを管理するサービス「予防接種ナビ」の利用を推進します。	○保健予防課 ○保健センター
79	事故防止のための啓発活動の推進	子どもの事故防止対策の推進のため相談体制を整備します。乳幼児健康診査、パネル展示、パンフレット配布、講演会の開催等を通じて、SIDS(乳幼児突然死症候群)を含め、事故に関する知識の普及啓発活動を推進します。	○保健センター

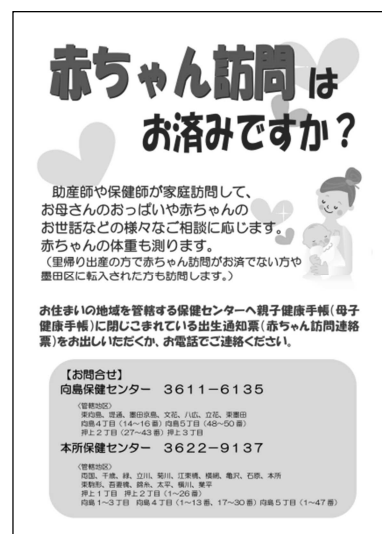
【現状とめざす数値目標】

指標	現状値	平成37年度目標値	出典
こんにちは赤ちゃん(生後120日以内の乳児訪問)率	88.4%	98%	⑦
健康維持・健診等の母子保健サービスが充実していると思う割合 ※とてもそう思う、まあそう思う	67.6%	75%	⑥
心身ともに調子が良い母親の割合	1歳6か月児の母 70.1%	増加	⑧

\*⑥ 墨田区次世代育成支援行動計画策定のための調査報告書(平成25年)

\*⑦ 保健所統計(平成26年度)

\*⑧ 1歳6か月健診アンケート(平成26年)



こんにちは赤ちゃん訪問事業のポスター

### (3) 子どもの保健医療体制を充実します

#### 【めざす姿】

子どもの健康づくりを進めていくためには、訪問指導、子育て相談、健康診査等のさらなる充実を図り、疾病等の早期発見、早期対応を図る必要があります。

また、子どものかかりつけ医を持つことの啓発とともに、子どものときからのアレルギー対策、小児初期救急平日夜間診療事業「すみだ平日夜間救急こどもクリニック」の周知を推進します。

#### 【区が取り組む主な施策の項目】

	施策の項目	内容	担当部署
80	周産期保健医療ネットワークシステムの強化	周産期医療機関と区が連携をして、育児支援や虐待の発生予防等を効果的に推進します。	○保健センター
81	小児初期救急平日夜間診療事業の充実	「すみだ平日夜間救急こどもクリニック」を開設し、平日夜間における小児の初期救急医療体制を確保します。	○保健計画課
82	母子医療給付の実施	妊娠高血圧症候群、未熟児養育医療、自立支援医療（育成医療）、療育給付、小児慢性疾患、小児精神障害者等、各種医療給付の申請の窓口となり、対象者を把握し、医療給付等の支援を行います。	○保健センター ○保健計画課
83	アレルギー対策の推進 ●新規事業●	関係機関と連携をし、室内環境の相談指導体制、室内環境の改善方法の助言指導、講演会等を実施する等、アレルギー対策を総合的に実施します。	○保健計画課 ○生活衛生課
84	アレルギーに配慮した給食の提供の実施	アレルギーを持つ子どもに対しては、除去食を基本として提供します。	○学務課 ○子ども課
85	アレルギー健診の実施	乳幼児健康診査受診者よりスクリーニングし、アレルギー疾患に対する知識や予防法を指導することにより、アレルギー疾患の予防、症状悪化防止を図ります。	○保健センター
86	小児慢性疾患児日常生活用具給付事業の充実	慢性疾患にかかっている児童に対して、日常生活用具を給付することにより日常生活の便宜性を図ります。	○保健計画課

#### 【現状とめざす数値目標】

指標	現状値	平成37年度目標値	出典
すみだ平日夜間救急こどもクリニックと墨田区休日応急診療所どちらも知っている割合	6～19歳の子どもがいる人 62.9%	80%	①
子どものかかりつけ医を持つ割合	6～19歳の子どもがいる人 80.0%	90%	①

\*① 「健康」に関する区民アンケート調査（平成26年度）

## (4) 思春期・青年期の健康づくりを進めます

### 【めざす姿】

子どもたちの正しい生活習慣の確立、心身の機能の発達と心の健康教育はとても重要です。正しい知識を持ち、健全な生活習慣を身に付け、健康的な生活が送れるよう地域や学校保健と連携して事業を進めます。

また、学童期・思春期・青年期に不安や悩みを抱え込まないように支援します。

### 【区が取り組む主な施策の項目】

	施策の項目	内容	担当部署
87	小児期からの生活習慣病予防の普及啓発	生活習慣病について、小児期からの予防が必要であることを、学校保健会・学校保健委員会等を通じて普及啓発します。	○学務課
88	性教育の実施	小学校・中学校において、児童・生徒の人格形成をめざす「人間教育」の一環として、人間の性を人格の基本的な部分として「生理的側面」、「心理的側面」及び「社会的側面」等から総合的にとらえた性教育の指導を行います。	○指導室
89	エイズ・性感染症予防に対する知識の普及	エイズ・性感染症の正しい知識の普及啓発を図るため、地域でのPR活動や冊子の配布等を実施します。	○保健予防課
90	思春期相談の充実	保健センター、学校や関係機関と連携し、不登校、ひきこもり等の思春期特有の相談の充実を図ります。	○保健センター

### 【現状とめざす数値目標】

指標	現状値	平成37年度目標値	出典
保健センターで、こころや体の健康に関する相談ができることの認知度	中学生 37.6%	50%	①
自分の健康への関心度	中学生 38.9%	60%	①

\*① 「健康」に関する区民アンケート調査（平成26年度）

### 【レッドリボン】

“レッドリボン”は、エイズへの理解と支援の象徴として使われています。

エイズ予防財団では、HIV感染症・エイズの予防とまん延の防止、エイズの流行に影響を受けている人々の人権の尊重と偏見・差別の解消という、社会全体が目指すべき目標を実現するために、レッドリボンの普及推進に努めています。



# だれもが主体的に健康づくりに取り組める 地域をめざします

## 基本的な考え方

---

高齢等になっても、住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、人づくり、地域づくり、健康づくりのための環境整備等を進める必要があります。

都市化が進み地域における人と人との関係が希薄になっている一方で、東日本大震災の経験から、住民同士のつながりの重要性が改めて認識されるようになり「地域に根ざした信頼や社会規範、ネットワークといった社会関係資本」を意味する地域のソーシャル・キャピタル（地域のつながり。詳細は5ページ参照）が注目されています。

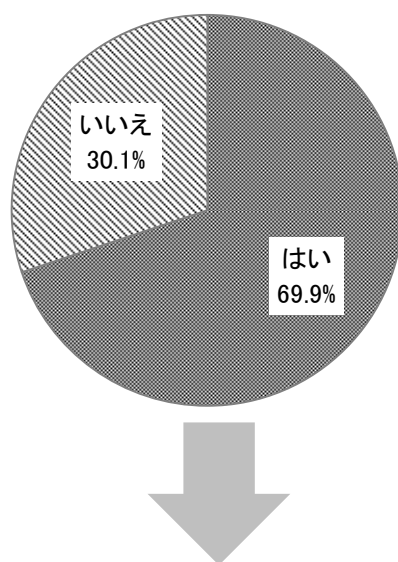
誰もが住み慣れた地域で暮らせるよう、一人ひとりの社会参画を促し、同時に多様な主体により支えあう仕組みを作ります。

## 現 状

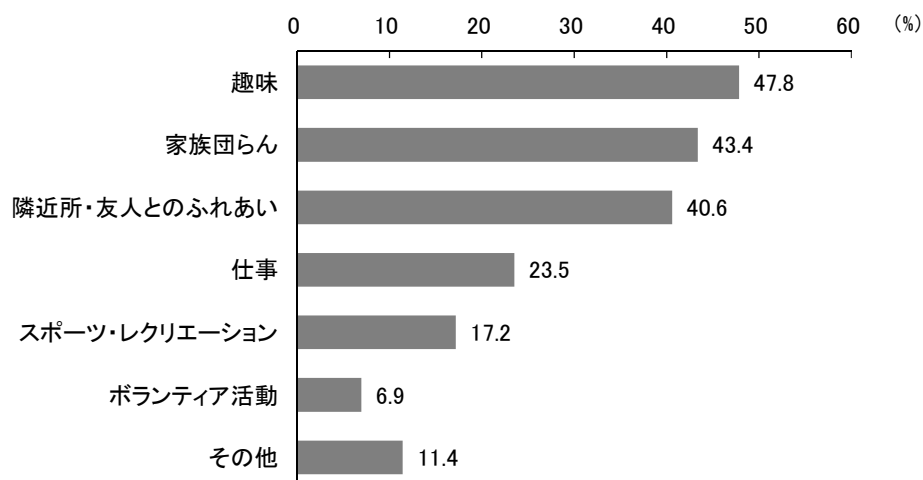
◇生きがいがある高齢者は約7割。生きがいを感じるのは「趣味」「家族団らん」「隣近所・友人とのふれあい」

生きがいがある高齢者は69.9%となっています。生きがいがあるという高齢者に感じていることをたずねた結果では、「趣味」が47.8%、「家族団らん」が43.4%、「隣近所・友人とのふれあい」が40.6%などとなっています。

<生きがいがある高齢者の割合>



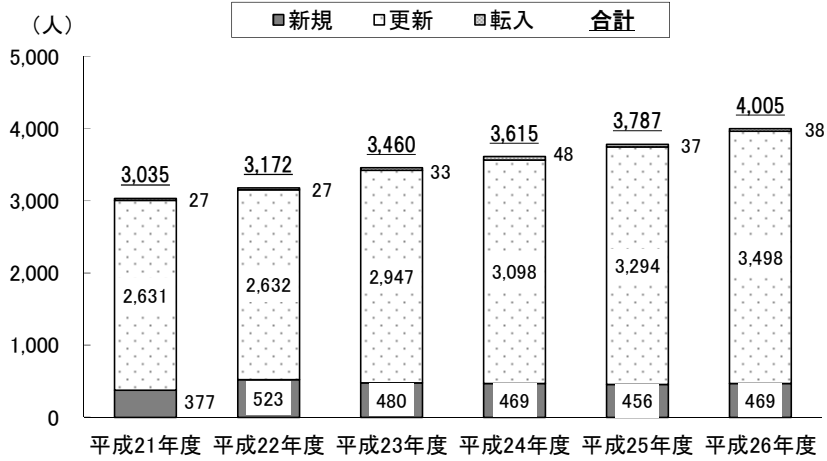
<生きがいを感じていること>



資料 平成25年度 墨田区日常生活圏域ニーズ調査 在宅医療と介護に関する調査

## ◇自立支援医療費制度(精神通院)は増加傾向

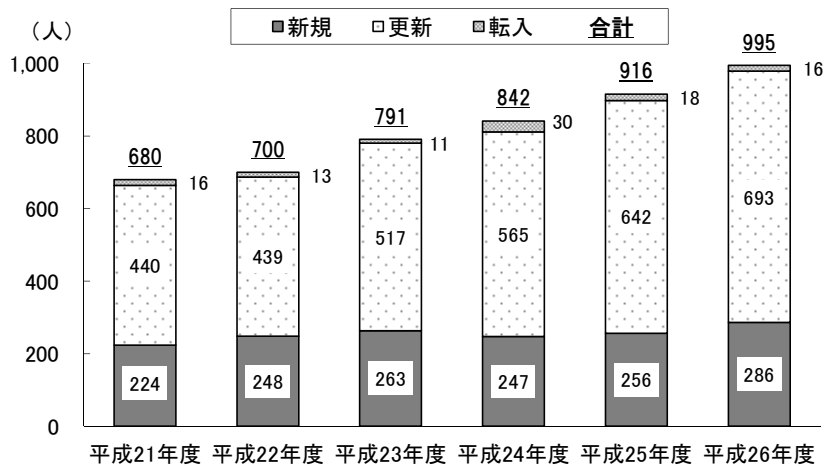
自立支援医療費制度（精神通院）は、増加傾向にあり、平成26年度で合計4,005人となっています。



資料 墨田区

## ◇精神障害者保健福祉手帳の申請は増加傾向

精神障害者保健福祉手帳の申請は増加傾向にあり、平成26年度で合計995人となっています。



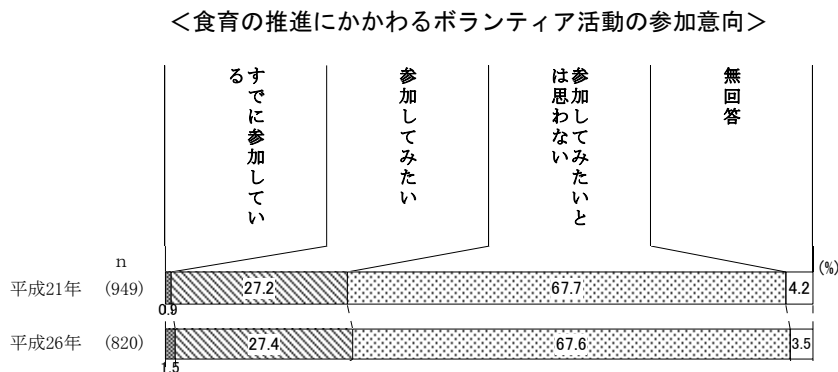
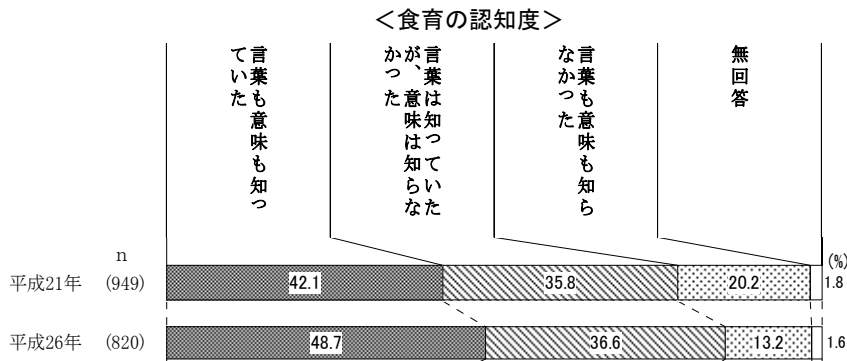
資料 墨田区



## ◇食育の認知度は高まり、関心度、ボランティア活動への参加意向は若干増加の傾向

食育の認知度については、平成26年で「言葉も意味も知っていた」が48.7%と、平成21年よりも7ポイント増加しています。

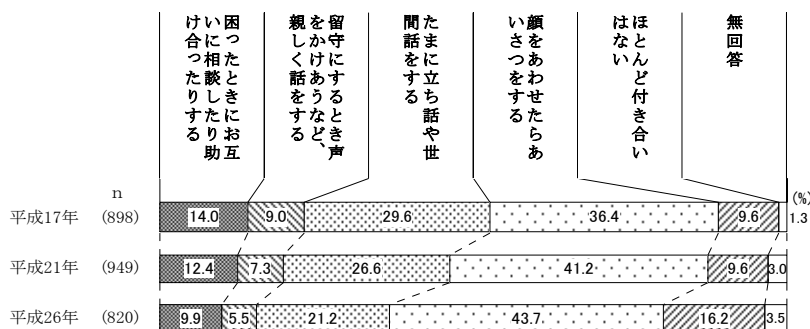
また、食育の推進にかかわるボランティア活動の参加意向は、「すでに参加している」と「参加してみたい」が合わせて約3割、「参加してみたいとは思わない」が約7割と横ばいの状況にあります。



資料 「健康」に関する区民アンケート調査

## ◇近所付き合いは希薄化傾向

近所付き合いの程度は、これまでも「顔をあわせたらあいさつをする」が最も高い状況にありました。しかし、「困ったときにお互いに相談したり助け合ったりする」、「留守にするとき声をかけあうなど、親しく話をする」、「たまに立ち話や世間話をする」が調査のたびに減少し、平成26年で「ほとんど付き合いはない」が16.2%と増加するなど、近所付き合いが希薄化している傾向がみられます。

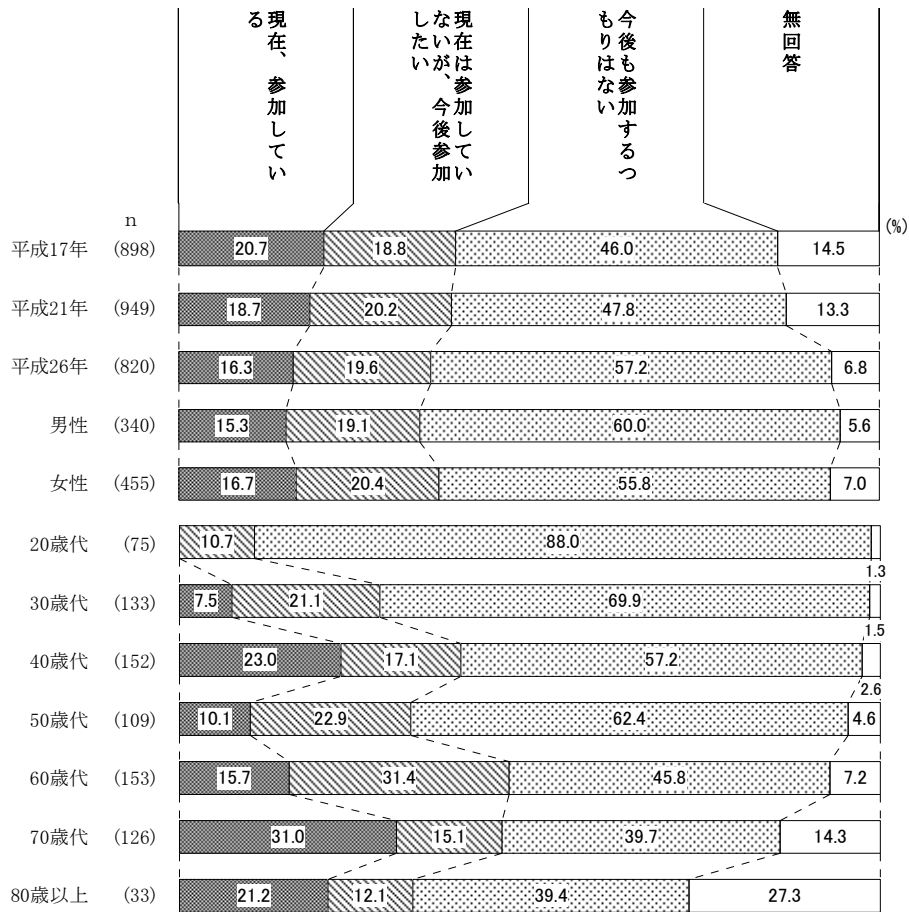


資料 「健康」に関する区民アンケート調査

## ◇地域の活動へ「今後も参加するつもりはない」が増加傾向

地域の町会・自治会や、老人クラブ、婦人会、保護者会、PTA活動への参加状況は、「現在、参加している」が16.3%ですが、「現在は参加していないが、今後参加したい」が19.6%で、「今後も参加するつもりはない」が57.2%と高くなっています。

「今後も参加するつもりはない」は調査のたびに増加し、年代別では20歳代で88.0%となっています。



資料 「健康」に関する区民アンケート調査

## 課題

- 後期高齢者人口の増加に伴い、要介護、要支援高齢者、認知症高齢者の増加が見込まれる中、介護予防、認知症予防をさらに進める必要があります。また、健康長寿を実現するために高齢者は支援を受けるばかりではなく、地域とのつながりを持ち、社会参加していくことが大切です。平成28年度から介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、介護予防による地域づくり、医療・介護の連携、認知症対策の推進など、地域包括ケアシステム（地域の包括的な支援・サービスの提供体制のこと）を構築していく必要があります。
- 平成27年1月に「難病の患者に対する医療等に関する法律」の施行に伴い、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」が成立し、障害者の定義に新たに難病も加わり、在宅難病患者を取り巻く環境は大きく変化しています。今後は地域においても保健、医療、福祉が連携して、在宅難病患者と介護者が安心して在宅生活が継続するための支援が必要となります。
- 墨田区では、「墨田区食育推進計画」に基づき、協働による食育の推進を行っています。区民、地域団体、NPO、事業者、企業、大学など多様な主体が参画し主体的に食育に取り組むしくみづくりを進め、平常時の食育推進ネットワークが災害時にも活かせるよう、災害時食支援ネットワークのしくみづくりも重要です。

区民の食育の認知度は向上し、関心度も高くなっていますが、食育の推進にかかわるボランティア活動に参加する人材を増やしていくことが大切です。

あらゆる世代や分野への食育を広め、地域での食育活動につながるような環境づくりを進めていく必要があります。
- 近所付き合いが希薄化している傾向の中で、健康づくりは地域との連携が重要であるため、地域での自主的な活動の支援を充実したり、健康づくり活動のすそ野を広げたりしていく必要があります。

## (1) 高齢者の健康づくりを進めます

### 【めざす姿】

健康寿命の延伸に向けて、高齢者が心身ともに健康で、生きがいを持ちながら、健康や体力に合わせ、充実した生活を行うことができるようにします。

### 【区が取り組む主な施策の項目】

	施策の項目	内容	担当部署
91	介護予防事業の実施	要支援・要介護状態にならないために、高齢者に介護予防のための運動・栄養・口腔などの教室、講演会等の開催、パンフレットの配布を行います。	○高齢者福祉課 ○保健センター
92	高齢者健康体操教室の実施	高齢者のスポーツへの参加促進、健康維持・増進、生きがいづくりの場として開催します。	○スポーツ振興課
93	認知症の普及啓発	認知症を正しく理解し、知識を広め、早期発見につなげていくための「認知症早期発見チェックリスト」の配布を通じての普及啓発を行います。	○高齢者福祉課
94	認知症予防事業の実施	認知症の正しい知識や予防について普及啓発のための講演会やプログラムを実施します。	○高齢者福祉課 ○保健センター
95	認知症サポーター養成講座の実施	認知症高齢者への正しい知識と理解を普及するとともに認知症の人や家族の支援者を増やします。	○高齢者福祉課
96	認知症の人を支える家族への支援の実施	認知症の人を介護している家族の負担を軽減するために支援を行います。	○高齢者福祉課
97	高齢者への虐待対策の実施	虐待防止に関する啓発を行うほか、関係機関のネットワークづくりや研修、家族への支援を強化します。	○高齢者福祉課
98	介護予防・生活支援サービス事業の実施 ●新規事業●	要支援相当の人に多様なサービス主体による訪問型・通所型サービスを行います。	○介護保険課 ○高齢者福祉課
99	地域リハビリテーション活動支援事業の実施 ●新規事業●	地域における介護予防の取り組みを強化するため、リハビリテーション専門職と高齢者支援総合センターが連携をし、活動支援やケアマネジャー支援を行います。	○高齢者福祉課
100	地域介護予防活動支援、通いの場支援の実施 ●新規事業●	要支援要介護状態にならないよう、悪化予防、閉じこもり防止のために、地域の介護予防のための活動や、地域の通いの場やサロン活動などを支援します。介護予防のサポーターや活動を支援する人材の発掘や育成を行います。	○高齢者福祉課
101	ウォーキングボランティア養成講座の実施	日本ウォーキング協会公認指導員によるボランティア養成講座を開催します。	○高齢者福祉課

## 【現状とめざす数値目標】

指標	現状値	平成37年度目標値	出典
65歳健康寿命（詳細は17ページ参照）	男性 81.8歳 女性 85.2歳	82.8歳 86.2歳	⑨
近所の人と親しく付き合っている高齢者の割合	65歳以上 23.0%	増加	⑩
健康だと思う割合 ※健康だと思う、まあ健康だと思う	65歳以上 73.4%	増加	①

\*① 「健康」に関する区民アンケート調査（平成26年度）

\*⑨ 東京保健所長会「65歳健康寿命調査」（東京都福祉保健局）

\*⑩ 墨田区高齢者福祉総合計画・第6期介護保険事業計画策定のためのアンケート調査（平成25年）



高齢者向けの介護予防事業

### 【認知症サポーター養成講座とは…】

認知症の人とその家族のために、認知症について、偏見を持たず、温かい目で見守れるよう、正しい知識や、支援のありかたを学ぶための講座のことです。

認知症になっても安心して暮らせるまちづくりを進めるため、「認知症サポーター」を養成する「認知症サポーターキャラバン」は、全国で取り組んでいます。



認知症サポーターキャラバンの  
マスコットキャラクター ロバ隊長

## (2) 障害者・難病患者の健康づくりを進めます

### 【めざす姿】

障害者が住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられる地域を実現するため、居住の場や活動の場を整備し、障害者の地域生活を支援します。また、地域における障害の理解が進むことによって、社会参加しやすい環境づくりを進め、障害者が暮らしやすい社会をめざします。

### 【区が取り組む主な施策の項目】

	施策の項目	内容	担当部署
102	精神障害者・家族への支援の実施	回復途上にある精神障害者に対して、社会適応の促進を図るため、集団での日常生活の支援を行い、区民の精神的健康の向上を図ります。 また、精神障害者を抱える家族が、正しく病気を理解し交流することで、適切に本人とかがかわることができ、本人及び家族が地域で安定して生活できることを目的に、家族向けの講演会や家族会への支援を行います。	○保健センター
103	精神障害者地域移行支援・地域定着支援事業の実施	退院可能な長期入院中の精神障害者が、区内にある社会資源を活用し、自立し安定した地域生活ができるよう支援します。	○保健計画課 ○保健センター
104	精神障害者支援のためのネットワークの構築	関係機関と連携を図り、必要に応じて連絡と会議を開催します。また、墨田区内に設置する指定障害者福祉サービス事業所の運営支援及び指導を行います。	○保健センター ○保健計画課
105	自立支援医療制度（精神通院）・精神障害者手帳・移動支援事業の実施	精神障害者が通院治療を受ける場合において、その医療に必要な費用の一部を公費負担することで、精神障害者の適正な医療の普及を図り、社会復帰を促進します。また、精神障害者手帳を交付します。さらに、精神障害者が単独で外出が困難な場合に、障害者等の移動を支援する者を付き添いとして派遣し、自立と社会参加を支援します。	○保健センター ○保健計画課
106	神経難病検診の実施	医師会、専門医療機関等と協力し、地域で生活している難病の疑いのある区民を専門医に診断してもらうことにより、適切な治療、保健福祉につなげます。	○保健計画課 ○保健センター
107	難病患者への支援の推進	公費負担制度に基づき対象者の把握、相談、広報活動等を行います。また、難病患者・家族等の自主グループ活動への療養支援を行います。さらに人工呼吸器災害時個別支援計画を作成し、関係機関と連携した災害時支援を進めます。	○保健センター ○保健計画課

	施策の項目	内容	担当部署
108	重症心身障害児（者）訪問事業との連携	東京都が実施する訪問事業（訪問看護・訪問健康診査）と連携し、重症障害児（者）の在宅療育を支援します。	○保健センター
109	訪問指導（障害者及び難病患者等）の実施	地域で生活している障害者及び難病患者等に対して、よりよい療養生活が行えるよう保健師等が訪問を行い、関係機関との連携・調整のもと支援します。	○保健センター
110	心身障害児（者）歯科相談事業の実施	すみだ福祉保健センター内「ひかり歯科相談室」において、障害児及びその家族を対象に、歯科医師や歯科衛生士が口腔機能の健康維持に必要な処置及び助言指導を行います。	○保健計画課
111	高次脳機能障害の患者・家族への支援の実施	高次脳機能障害について、区民や企業等に理解の推進を図ります。 また、高次脳機能障害の人の地域での自立生活を支援するため、障害者福祉に準じた福祉サービスのあり方について検討・実施します。	○保健計画課 ○保健センター
112	障害者への生活習慣病等予防支援の実施	障害者本人・家族及び関係者に対して生活習慣病等の予防に関する支援を行います。	○保健センター
113	障害者（児）スポーツ・レクリエーション大会の実施	障害者の自立と社会参加を促し、障害者の健康の保持・増進と一般の人々に対する啓発・周知を図るため、障害者（児）のスポーツ・レクリエーション大会、障害者（児）水泳教室を開催します。	○スポーツ振興課

### (3) 食育の推進活動を進めます

#### 【めざす姿】

「みんなが健康でたのしい食環境を通じて豊かな人生をおくる」ことをめざし、食育を推進していきます。協働の視点から、食に関わる様々な主体が“つながる”ことで、区民一人ひとりが自ら実践し、地域に根ざした「すみだの食育」を育み続けていきます。

#### 【区が取り組む主な施策の項目】

	施策の項目	内容	担当部署
114	食育推進計画の改定	「墨田区食育推進計画」策定のため、食育に関する活動事例の把握や各種調査を実施し、評価を行い今後の事業計画の基礎資料とします。 地域の実情に合わせた取り組みを区民、地域団体、NPO、事業者、企業、大学、区等の協働で進めます。	○保健計画課
115	食育を推進する中核となる人材の育成	食育を推進する中核となる人材を育成し、世代や分野、地域をこえて多様な主体が協働で食育活動を実践するコーディネーターを育みます。	○保健計画課
116	災害時食支援ネットワークの推進 ●拡充事業●	災害時等に食事に配慮が必要な人への食支援を行うため、平時の食育推進ネットワークを活かしたしくみを構築し、自助、共助の視点から具体的な食支援の取り組みを進めます。	○保健計画課 ○保健センター ○子ども課 ○学務課
117	すみだ食育goodネットの推進	区民、地域団体、NPO、事業者、企業、大学、区等の関係者による協働のネットワークを構築し、協創の食育を推進します。	○保健計画課 ○保健センター
118	食育に関する自主グループ等の育成・支援	食育や健康づくり・食生活に関心を持ち、講習会等で学んだことを通して、地域社会の食育の推進に寄与することを目的とする自主グループの育成・支援を行います。	○保健計画課 ○保健センター
119	食育に関する普及啓発	子どもから高齢者まですべての区民の食育活動を推進します。食育の普及啓発や地域団体・NPO・事業者・企業・大学等と区の協働による食育活動を地域に広めていきます。	○保健計画課 ○保健センター
120	オリンピック・パラリンピックを契機とした食と健康に関する普及啓発 ●新規事業●	オリンピック・パラリンピックを契機に、すべての区民が食について学び、健康な心身を培う学習の場をつくり、地域団体・NPO・事業者・企業・大学等と区の協働による普及啓発を進めていきます。	○総務課 ○保健計画課 ○保健センター ○子ども課 ○学務課
121	保育園・学校と連携した食育の推進	幼児期からの食育を推進するため、関係機関との連携を図ります。	○保健計画課 ○保健センター ○子ども課 ○学務課



	施策の項目	内容	担当部署
122	保育園の食育の充実	各保育園の「食育計画」に基づき、日々の給食や野菜の栽培、調理保育などの体験を通して、子どもたちの食育推進を図ります。	○子ども課
123	学校給食における食育の推進	日本の伝統や文化、季節感、異文化との共生に配慮した献立を作成し、児童・生徒の体力向上及び食事作法の習得に寄与した食育を推進します。 また、家庭と学校の連携を図ります。	○学務課
124	校内に「食に関する指導」の推進体制を整備	「栄養教諭」「食育リーダー」を中心に各学校において年間指導計画を立て、地場産物を取り入れた指導や学校給食を提供することを通して、食への関心を高めるとともに食事作法を身に付けさせます。 また、食育の日を中心とした各校の取り組みを「食育実践報告書」として各校・各園・関係機関に配布します。	○指導室

### 【現状とめざす数値目標】

指標	現状値	平成37年度目標値	出典
食育の認知度	言葉も意味も知っていた48.7%	60%	①
食育への関心度	関心がある、どちらかといえば関心がある72.4%	80%	①
食育の推進にかかわるボランティア活動の参加意向	参加してみたい28.9%	30%	①

\*① 「健康」に関する区民アンケート調査（平成26年度）

#### 【すみだ食育goodネットの活動】

区民、地域団体、NPO、事業者、企業、大学等の関係者で構成し、協働による食育活動を進めています。子どもから高齢者まで、すべての区民の「食と健康」を考えた食環境に関する情報を共有し「すみだらしい食育文化」を育むまちづくりをめざしています。



## (4) 健康に関する区民活動・人材育成を進めます

### 【めざす姿】

健康づくりを進めていくには、一緒に取り組む仲間や住み慣れた地域で楽しみながら行う事が大切です。健康に関する幅広い取り組みを推進するために、健康づくりの担い手となる人材を育成し、あらゆる世代や様々な立場の人と連携し、地域における健康づくりを進めます。

### 【区が取り組む主な施策の項目】

	施策の項目	内容	担当部署
125	地域健康づくりの実施	健康の維持・増進と生活習慣病予防を推進するため、地区別に健康講座を実施します。地域での自主的な健康づくり活動を進めるために保健衛生協力員と協力しながら行います。	○保健センター
126	出前健康講座の実施	区民全体の健康意識向上を目的に、区内各地域の要望に応じ、主に町会を中心に専門職等が出向いて健康に関する講演、相談等を行います。	○保健センター ○生活衛生課
127	地域・職域連携の推進 ●拡充事業●	生涯にわたる健康づくり（生活習慣病予防、こころの健康づくりなど）を効果的に推進するための地域・職域連携を進めます。	○保健計画課

### 【現状とめざす数値目標】

指標	現状値	平成37年度目標値	出典
近所づきあいの程度 ※ほとんど近所づきあいはない	20歳以上 16.2%	減少	①
地域の町会、自治会等への参加の意思 ※今後も参加するつもりはない	20歳以上 57.2%	減少	①

\*① 「健康」に関する区民アンケート調査（平成26年度）

### 【保健衛生協力員の仕事】

保健衛生協力員は、健康づくり意識の普及及び啓発活動のために区から委嘱され、生活習慣改善運動の実践及び普及啓発活動、区が実施する健康づくり施策の協力を行うことを仕事としています。

## (5) 主体的な健康づくりのための環境整備をします

### 【めざす姿】

健康のために継続をして身体を動かすためには、環境を整えることも大切です。また、2020年に開催される東京オリンピック・パラリンピックでは様々な人が区内に来ることが想定されます。誰もが、身体的、精神的、社会的に健康で快適な環境のもとで、健康づくりに取り組めるような施設や環境をつくりまします。

### 【区が取り組む主な施策の項目】

	施策の項目	内容	担当部署
128	運動施設の整備	墨田区総合体育館、弓道場、両国屋内プール、スポーツプラザ梅若や、区内各所の野球場、テニスコート、サッカー場等、区民が気軽に利用できる運動施設の維持・整備を行います。	○スポーツ振興課
129	健康増進施設の管理運営（すみだスポーツ健康センター・すみだ健康ハウス）	区民が安らぎつつ心身のリフレッシュを行い、元気回復及び健康増進を図ることを目的とした施設の管理運営を行います。	○区民活動推進課
130	路上喫煙防止対策	路上での喫煙によるやけど等の被害の防止、たばこの吸殻の散乱防止等、マナー向上のため制定した「墨田区路上喫煙等禁止条例」に基づき、路上喫煙防止対策を推進しています。	○区民活動推進課
131	公園等の整備	公園等を改修・再整備する際には、公園内にレクリエーションができる場所や健康遊具等を設置するとともに、公園出入口等をバリアフリー化することでベビーカーを利用する人から高齢者、障害者など幅広い世代が入り易く健康の増進ができる場所になるようにめざします。	○道路公園課
132	公園花壇づくりの実施	都心部では日常的に土や緑に触れる機会が少ないことから、身近な公園に花壇を設け公園愛護会やその他の団体等が活用することで、公園の美化、そして花壇管理をする協働作業を通して精神的、身体的に健康増進につなげます。	○道路公園課
133	道路環境の整備	交通事故の防止をめざすとともに、道路のバリアフリー整備により高齢者・障害者の行動範囲を拡大します。	○道路公園課

### 【現状とめざす数値目標】

指標	現状値	平成37年度目標値	出典
区の屋内スポーツ施設の満足度 ※満足、やや満足	15.8%	増加	①

\*① 墨田区住民意識調査（平成26年）

## 基本目標 4

# 健康危機管理体制を充実し、 保健衛生の安全と安心を確保します

### 基本的な考え方

---

区では感染症や毒物、劇物による事件発生に対応するため作成された「墨田区健康危機管理対策の手引き」に基づき実施訓練等を行っています。

新型インフルエンザ、エボラ出血熱、結核や風しん等の新興・再興感染症の発生、大規模な食中毒の発生、首都圏での直下型地震などの大規模災害による健康や生命の安全に重大な影響を及ぼす事態に対し、迅速で的確な対応が取れる健康危機管理体制を整備することの重要性が増しています。

保健所は、日常の監視業務等を通じて健康危機の発生を未然に防止する体制を強化します。健康危機が発生した場合にはその規模を把握し、医療機関と協力の上、原因の究明、健康被害の拡大防止、患者の医療の確保等を行います。

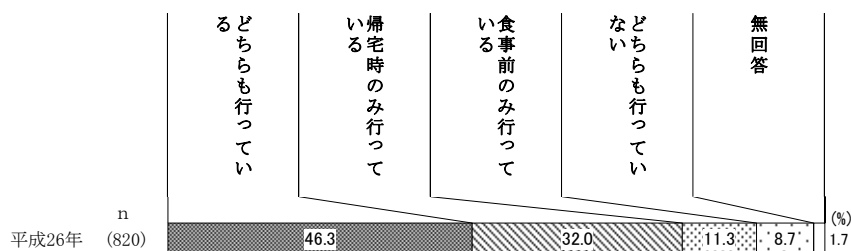
また、食品の安全確保、居住環境をはじめとした生活環境の安全、医事・薬事の適切な環境づくり、ペットとの共生、動物由来の感染症への対応など、区民の健康に資する環境づくりを進めます。

区民が平常時から適切な情報を把握し、健康危機発生時には正しい情報のもとに適切な行動をとれる体制づくりを進めます。

## 現 状

### ◇感染症予防のための帰宅時や食事前の手洗いを「どちらも行っている」は4割台半ば

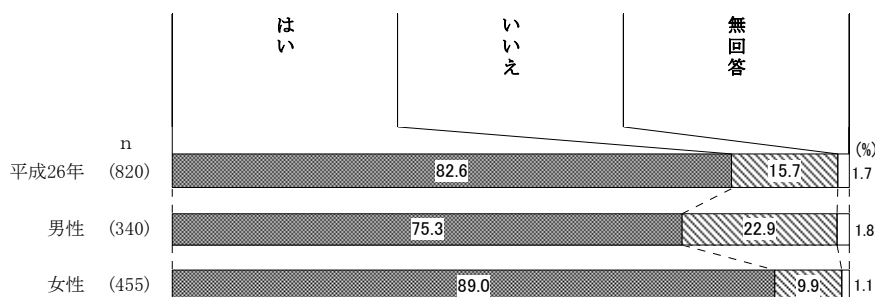
感染症予防のための帰宅時や食事前の手洗いを、「どちらも行っている」は46.3%となっています。一方で、「どちらも行っていない」は8.7%みられます。



資料 「健康」に関する区民アンケート調査

### ◇咳エチケットを全体で8割がこころがけているものの、性別による違いが大きい

感染症予防のために、咳エチケットをこころがけているのは82.6%となっていますが、性別でみると、男性は75.3%にとどまり、女性が14ポイント高くなっています。



資料 「健康」に関する区民アンケート調査

#### 【咳エチケットとは…】

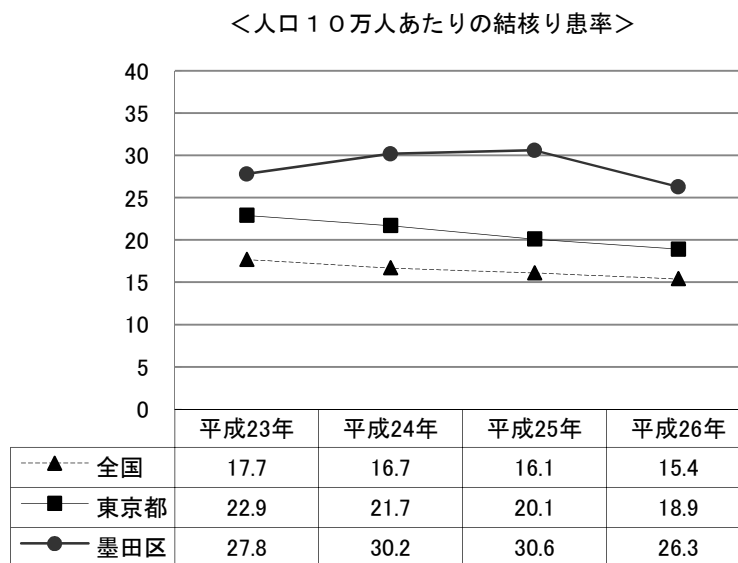
病気の有無に関わらず、普段からせき・くしゃみが直接人にかからないようにすることです。せき・くしゃみをするときは、ティッシュ等で口と鼻をおおったり、せき・くしゃみが続くときはマスクをしたりします。

## ◇結核のり患率は、全国や東京都よりも高水準

平成26年の結核のり患率は、全国が人口10万人あたり15.4ですが、東京都は18.9と高く、都内の新規結核発症者は年間2,500人を超えます。全国に比べ子育て世代である20歳～40歳代の割合が高くなっています。

墨田区のり患率は26.3で、全国や都よりも高い状況にあります。

墨田区内における全結核登録者数、新規感染性肺結核登録者数は横ばいで推移しています。



資料 墨田区

＜結核登録者数＞

	全登録者	新登録者	
		計	感染性肺結核
平成23年	173	69	26
平成24年	173	76	25
平成25年	173	77	29
平成26年	168	67	28

※感染性肺結核の数は、新登録者計の再掲

※全登録者数は各年12月末現在数。新登録者数は各年1月～12月

資料 墨田区

### ◇墨田区内における給食の放射性物質は未検出

平成23年に起きた東日本大震災以降、保育園及び小中学校等の給食中の放射性物質（ヨウ素131・セシウム134・セシウム137）を測定しています。

現在、給食から放射性物質が検出された施設はありません。

	給食		牛乳	
	検査件数	検出数	検査件数	検出数
平成23年度	198	0	20	0
平成24年度	1,142	0	163	0
平成25年度	585	0	90	0
平成26年度	398	0	62	0

資料 墨田区

### ◇区内の飲食店等における食中毒は毎年度1～4件発生

墨田区内では、毎年度1～4件程度の食中毒が発生しています。

近年は、ノロウイルスによる大規模食中毒や生又は加熱不十分な肉料理が原因と疑われるカンピロバクターによる食中毒が発生しています。

	発生件数	原因物質別件数	
		原因物質	件数
平成21年度	3	カンピロバクター	2
		不明	1
平成22年度	4	カンピロバクター	2
		ノロウイルス	1
		腸管出血性大腸菌O157	1
平成23年度	2	カンピロバクター	1
		ノロウイルス	1
平成24年度	1	ノロウイルス	1
平成25年度	4	カンピロバクター	2
		ノロウイルス	1
		サポウイルス	1
平成26年度	3	黄色ブドウ球菌	1
		カンピロバクター	1
		ノロウイルス	1

資料 墨田区

## ◇犬の登録頭数は増加傾向

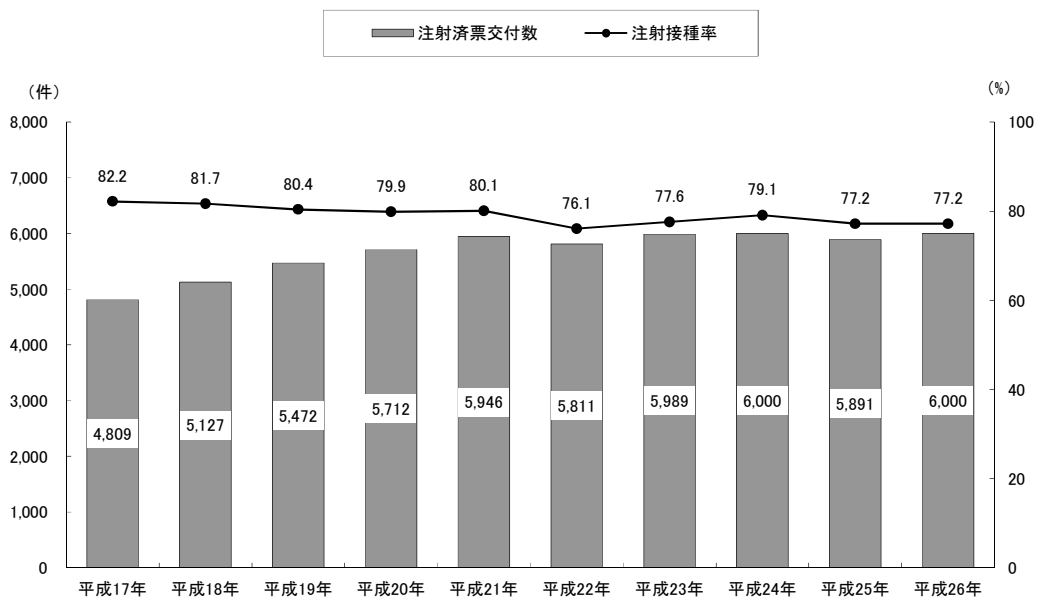
墨田区における犬の登録頭数は、過去10年間で2,000頭近い増加を示しており、ペットとして犬を飼う家庭が増加していることがわかります。

墨田区では登録頭数に対する狂犬病予防注射の実施状況は、登録頭数の75%を超えており23区でも上位の接種率となっています。

＜墨田区の犬登録頭数＞

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
登録頭数	5,849	6,277	6,807	7,147	7,423	7,637	7,715	7,582	7,635	7,770
登録数 対前年比	—	107.3	108.4	105.0	103.9	102.9	101.0	98.3	100.7	101.8

＜狂犬病予防注射済票交付数と接種率＞



資料 墨田区



- 医療の進歩や衛生状態の向上により多くの感染症が減少してきましたが、新型インフルエンザ、エボラ出血熱、MERS（中東呼吸器症候群）等新興感染症の対策、東京の中ではり患率が高い結核に関する知識の普及、相談、まん延防止に引き続き取り組む必要があります。

また、動物由来の感染症も世界的には被害が報告されていることから、動物と共生できるまちづくりをめざしながら、動物の適正管理を行っていく必要があります。

- グローバル化が進む中、マラリアやデング熱などの輸入感染症が国内で増加しています。平成26年度には、70年ぶりに国内発生したデング熱患者の報告がありました。発生時にも、感染拡大しないような、環境の整備やモニタリングが必要です。

- 流通の拡大、ライフスタイルの変化に伴い、食品を取り巻く環境は大幅な変化をしています。区民の食品の安全に対する意識は高く、行政は食品業者を指導して区民が安心して食生活を送れるよう食の安全を確保することが求められます。

- 食中毒や飲料水の問題、自然災害等区民の健康を脅かす事態（健康危機）はいつ発生するか分かりません。区は日頃から区民の健康に影響を与えると考えられる情報を収集し分析をした上で、区民へ正しい情報を提供し、いざというときに正しい行動がとれるよう支援していかなければなりません。

また、医事や薬事に関しては、区民の健康を守る観点から、診療所や薬局等に対して、必要な情報提供や監視指導を徹底する必要があります。

## (1) 健康危機管理体制を充実します

### 【めざす姿】

大規模食中毒、感染症や毒物・劇物その他の原因による健康被害の発生予防、拡大防止に努めることは大切です。

関係機関等と連携をし、区民の健康を脅かす事態に対して、発生の予防、原因究明と拡大防止の対策、平常時からの危機管理体制の整備を図ります。

### 【区が取り組む主な施策の項目】

	施策の項目	内容	担当部署
134	災害時医療救護活動の強化 ●拡充事業●	災害時における医療救護活動は、区民の生命と安全を守るための重要事項であり、関係機関や東京都等と緊密な連携を図りながら被災者の救護に万全を期す必要があります。災害時のマニュアルの更新、訓練等への運用を図ります。	○保健計画課
135	健康危機管理マニュアルの更新・運用	大規模食中毒、感染症や毒物・劇物その他の原因による健康被害の発生予防、拡大防止、治療等に迅速かつ適切に対応するため、健康危機管理対策の基本指針とこれに基づく実際のマニュアルとして、平成15年(2003年)に策定した「墨田区健康危機管理対策の手引き」の内容の更新、訓練等への運用を図ります。	○保健計画課 ○安全支援課
136	新型インフルエンザ等対策の充実 ●拡充事業●	新型インフルエンザ等の対策について、国や都、医療機関等と緊密な連携を図り、区民への的確な情報提供をはじめ、墨田区新型インフルエンザ等地域医療体制検討部会を開催し、状況に応じた対策を実施する等、感染拡大の防止に努めます。	○保健予防課 ○保健計画課 ○安全支援課
137	AED(自動体外除細動器)の整備	救急救命活動の充実のため、多くの区民が利用する施設にAED(自動体外除細動器)を整備するとともに、区民・団体等が行う行事等への貸し出しを実施します。	○保健計画課
138	危機管理対応検査の充実	健康危機発生時、迅速に検査を実施し原因究明や安全の確保を図ります。そのため、知識や技術の維持向上に努めます。	○生活衛生課

## (2) 感染症予防対策を推進します

### 【めざす姿】

感染症のまん延を防ぐためには、正しい知識の普及啓発を図り、迅速な情報提供や関係機関との連携により、予防対策及び感染拡大防止を図ります。

### 【区が取り組む主な施策の項目】

	施策の項目	内容	担当部署
139	感染症についての知識の普及啓発	エイズ、結核、新型インフルエンザ等、様々な感染症についての正しい知識、情報、感染予防方法を区民にパンフレット等を利用して情報提供します。	○保健予防課 ○保健センター
140	予防接種の実施	予防接種に基づく定期予防接種の個別勧奨や任意予防接種の公費負担を通じて予防接種率の向上を図ります。	○保健予防課 ○保健センター
141	結核健康診断・予防接種の実施	結核の早期発見とまん延防止のために、健康診断と乳幼児へのBCG接種を実施します。	○保健予防課
142	ハイリスク対象者利用施設への感染症予防対策の実施	レジオネラ症、感染性胃腸炎（ノロウイルス・ロタウイルス等）、インフルエンザ等の疾病は、抵抗力のない者に重篤な症状を呈する感染症です。特別養護老人ホーム等の高齢者施設や保育園等の乳幼児利用施設に対して、衛生管理指導、施設管理者への講習会等を開催します。	○生活衛生課 ○保健予防課
143	感染症発生時のまん延防止対策の実施	感染症発生時に速やかに感染者に対して訪問調査等を行い、関係機関と連携し、感染症の拡大防止を図ります。	○保健予防課
144	感染症サーベイランス事業の実施	東京都感染症発生動向調査事業実施要綱に基づき、感染症に関する情報をオンラインシステムにより東京都に報告します。	○保健予防課
145	小児感染症サーベイランス事業の実施	学校欠席者情報収集システム（保育園サーベイランスを含む）を活用し、小児の感染症等の集団感染の早期探知とまん延防止対策を実施します。	○保健予防課
146	結核に対する知識の普及、相談の実施	一般区民をはじめ、患者・家族等に対して、結核に対する正しい知識の普及を図り、不安の解消と積極的な健康管理に役立てるために、相談を実施します。	○保健予防課
147	結核患者の療養支援、医療費公費負担制度の実施	結核患者が確実に治ゆできるようにDOTS（直接監視下短期化学療法）を実施し、保健師等が訪問を行い、服薬の支援をします。また、適切な医療を普及するため、医療費の公費負担を行います。	○保健予防課

	施策の項目	内容	担当部署
148	ハイリスク層への結核予防対策の実施	結核にかかりやすく、再発しやすい高齢者や基礎疾患を持つ人、住所不定者や日本語学校でのり患・発病を予防するため、結核に関する知識の普及啓発、健康診査の受診勧奨を行います。	○保健予防課
149	結核発生時のまん延防止対策の充実	感染者や発病者の早期発見や感染源検索のため、患者家族や職場同僚等への定期外検診を実施し、結核のまん延防止を図ります。	○保健予防課
150	肝炎ウイルス検診の実施	B型肝炎ウイルス・C型肝炎ウイルス感染の早期発見を目的として、肝炎ウイルス検診を実施します。	○保健予防課
151	エイズ相談・検査の実施	エイズのまん延防止とエイズ予防の正しい知識の普及と啓発を図るため、HIV抗体検査と併せて相談、カウンセリングを実施します。HIV抗体検査事業では、梅毒検査を併せて実施しています。	○保健予防課

### 【現状とめざす数値目標】

指標	現状値	平成37年度目標値	出典
帰宅時と食事前どちらも手を洗っている割合	20歳以上 46.3%	95%以上	①
咳エチケットをいつもこころがけている割合	20歳以上 82.6%	95%以上	①
MR接種率	第Ⅰ期 96.8% 第Ⅱ期 94.2%	99%以上	⑤
BCG接種対象年齢における接種率	96.1%	95%以上	⑤
結核の人口10万人対り患者	26.3	19以下	⑤

\*① 「健康」に関する区民アンケート調査（平成26年度）

\*⑤ 墨田区の福祉・保健



インフルエンザ予防普及啓発ポスター

### 【学校欠席者情報収集システム（保育園サーベイランスを含む）】

国立感染症研究所が開発し、保育園や学校の欠席者の症状、疾患を入力することで、リアルタイムに自動解析し、日ごとに、園及び学校・地域・全国単位で、早期探知するシステムのことです。このシステムを活用することで集団生活での感染症の早期探知を迅速に行い、介入することで感染症のまん延防止対策につながります。

### (3) 食品衛生の推進と普及啓発に取り組みます

#### 【めざす姿】

ノロウイルス、腸管出血性大腸菌O157、カンピロバクター等による食中毒が発生しています。食中毒を予防するため、事業者の指導、区民への正しい食品衛生知識の普及は大切です。

食品衛生に関する正しい知識等を広めるため、様々な機会を通じて普及啓発を行います。食の安全を脅かす事態に対しては、健康被害発生の予防及び被害拡大の防止を図ります。また、大規模食中毒等に備えて、日頃から危機管理体制の整備に努めます。

#### 【区が取り組む主な施策の項目】

	施策の項目	内容	担当部署
152	食品関係施設の監視指導の実施	食中毒や違反食品の発生事件を未然に防ぐため、食品関係施設に立ち入り、施設・設備や食品の取扱い等について監視指導を行い、不適切な取扱い等が認められた場合は、改善の指導、確認を行います。	○生活衛生課
153	自主管理の推進	食品等事業者の自主的な衛生管理活動を支援、推進することで、食品等事業者が食品事故防止に努めるよう衛生意識を高めます。また、その実施方法等については、食品衛生推進会議において各委員からの意見を参考にして検討を行います。	○生活衛生課
154	違反・不良食品対策の充実	食品等の収去検査の結果、食品衛生法違反の疑いがある食品等を発見した場合は、原因を調査の上で改善を指導し、必要に応じて販売禁止命令等の措置を講じ、流通から排除します。また、再発防止のため改善の指導及び確認を行います。	○生活衛生課
155	食品衛生講習会の実施	消費者の嗜好、食への考え方の変化により、食材の種類や取扱方法も変化し、発生する食中毒等の食品事故の態様も変化しています。時代に合った事故対策、衛生管理を行うために、衛生講習会を通じて食品等事業者へ食中毒予防及び食品衛生の最新情報を提供します。	○生活衛生課
156	消費者に対する普及啓発	様々な食品が市場にあふれ、消費者の食品への関心も高まっています。また、食育の面からも食品衛生についての正しい知識の普及啓発が必要であり、衛生講習会やパネル展、街頭相談等により消費者に対して情報提供し、意見交換も行います。	○生活衛生課
157	苦情・相談への対応の実施	食品の安全を確保し、区民の不安を解消し、正しい知識を伝えるため、食品に関する相談や苦情を受け付けます。健康異常を伴う苦情・相談は、重大な食中毒事件の発端となる可能性もあることからの確に対応します。	○生活衛生課

	施策の項目	内容	担当部署
158	食中毒対策の実施	食中毒が疑われる事件発生時には、事件の原因と規模を把握するための調査を行います。また、原因を究明するとともに、被害拡大や再発防止のために営業停止処分等の措置を講じます。	○生活衛生課
159	危機管理対策の充実	食品の大規模製造化、広域流通化に伴い、大規模食中毒や毒物混入事件等が発生する可能性が高まっています。これらの事件発生時に迅速、的確に対応できるよう随時「墨田区食中毒対策マニュアル」（平成26年1月改正）を見直し、危機管理体制を整備します。	○生活衛生課

### 【墨田区保健所食品衛生キャラクター】

墨田区の食品衛生の普及啓発イメージキャラクターとして墨田区保健所生活衛生課食品衛生係の職員によって生み出されたのが「すみだこ」です。

#### <すみだこプロフィール>

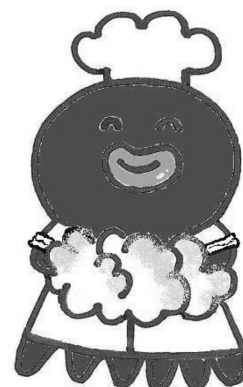
名前：すみだこ

※たこが「墨」を吐くこと、すみだ+たこが由来

使命：墨田区内の飲食店に勤務 平成25年頃、食品衛生責任者の資格を取得。

後輩に指導していく中で手洗いの普及啓発に目覚めた。手足？が8本あるため、人間より使える手の数が多い分、手洗いには気を使っている。

趣味：水墨画とハンドケア。



墨田区食品衛生イメージキャラクター  
すみだこ

## (4) 衛生的な生活環境を確保します

### 【めざす姿】

集合住宅で生活する区民が増え、区民の住環境もかなり変化をしてきました。健康的で快適な住環境の実現に必要な飲料水や衛生害虫に関する知識の普及啓発を行うとともに、多くの人々が利用する理容所、美容所、旅館業、公衆浴場等の環境衛生関係営業施設の衛生を確保し、健康被害を未然に防ぎます。

### 【区が取り組む主な施策の項目】

	施策の項目	内容	担当部署
160	住まいの衛生相談の実施	住宅の気密化に伴い、換気不足による窓や壁の結露、カビの発生等の問題が発生し、健康被害も懸念されます。換気扇や除湿機等を有効に活用した住宅内の衛生確保の助言を行うとともに、住まいの害虫の発生等については、防除や発生予防のための環境改善方法の助言指導を行うとともに、衛生知識についてパンフレット等により普及啓発を実施します。	○生活衛生課
161	飲料水に関する衛生相談の実施	水道法に基づく給水施設の設置者に対し、給水施設を衛生的に管理するための知識の普及を行い、良好な飲料水の供給をめざします。また、法の適用を受けない小規模給水施設については、飲料水の簡易検査及び相談を窓口において実施するなど、衛生的管理に関する普及啓発を行います。	○生活衛生課
162	ねずみの防除相談の実施	感染症予防における平常時の発生予防対策とともに、住居環境の衛生の確保のために、ねずみの侵入防止対策の普及啓発と具体的な方策について、窓口での相談指導を実施し、必要に応じて殺そ剤等を配布します。	○生活衛生課
163	衛生害虫等の防除相談の実施	地域環境の衛生の確保のために、ハエやカ等の衛生害虫の発生防止の普及啓発と窓口相談を実施します。 特にボウフラ対策として、区内の雨水マス等へ環境負荷の少ない薬剤を夏季に投入しています。	○生活衛生課
164	環境衛生関係営業施設に対する監視指導の実施	環境衛生関係営業施設の監視指導を行い、施設利用による健康被害の発生を防止します。	○生活衛生課
165	公衆浴場の衛生設備改善資金の助成	区内で公衆浴場を営む者に対し、公衆浴場の衛生設備を改善するための資金の一部を助成します。	○保健計画課

## (5) 適切な医事・薬事環境を確保します

### 【めざす姿】

医療関係施設、医薬品、医療機器等は医療技術の進歩に伴って発展を遂げています。

区民の健康を支える診療所や事業者等に対して、院内感染の防止対策支援等により医療の安全を確保し、健康被害を防止します。また、医薬品の適切な販売、毒物・劇物等の適切な管理を推進し、区民の健康を守ります。

### 【区が取り組む主な施策の項目】

	施策の項目	内容	担当部署
166	診療所等の開設届受理、監視指導の実施	医療関係施設の許可及び届出事務処理や、医療施設の監視指導を行います。	○生活衛生課
167	薬局等医薬品販売業者等に対する監視指導の実施	医薬品等の品質、安全性を確保し、区民の健康保持・増進に寄与するため、監視指導を実施します。	○生活衛生課
168	医薬品等の安全性の確保の実施	医薬品等の品質、安全性を確保し、区民の健康保持・増進に寄与するため、収去検査を実施します。	○生活衛生課
169	毒物・劇物販売業者等に対する監視指導の実施	毒物及び劇物について、保健衛生上の見地から必要な取り締りを行います。	○生活衛生課
170	有害物質を含有する家庭用品の規制の実施	区民が日常使用する繊維製品やエアゾール製品等の家庭用品に含有されている化学物質による健康被害を防止するため、試買検査を実施します。	○生活衛生課
171	苦情、相談等の対応の実施	医薬品等の品質、安全性を確保し、区民の健康保持・増進に寄与するため、苦情や相談に対応します。	○生活衛生課





## (6) 動物の適正管理を進めます

### 【めざす姿】

動物由来感染症のうち狂犬病は昭和32年以降国内での発生は確認されていないものの、世界的には毎年3～5万人がこの病気で死亡しており、依然として猛威を振るっています。WHOの勧告によれば、地域社会で飼育されている犬のうち70%以上の犬に狂犬病予防接種がなされていると、他地域から狂犬病ウイルスが流入した際に流行を食い止めることができるとされています。

このため、墨田区では狂犬病予防事業をはじめとした動物の適正管理を推進します。

### 【区が取り組む主な施策の項目】

	施策の項目	内容	担当部署
172	狂犬病予防業務の実施	狂犬病予防法に基づき、飼い犬登録を行い、飼育頭数を把握します。 また、狂犬病の発生を予防、撲滅するために予防注射の実施率を向上させ、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図ります。	○生活衛生課
173	動物由来感染症に対する知識の普及啓発	狂犬病以外にも、オウム病やレプトスピラ症等の動物が原因となり人がり患する感染症は多く、それらを予防するために、情報収集及び知識の普及啓発を図ります。	○生活衛生課
174	飼い主のいない猫対策の実施	飼い主のいない猫、いわゆる野良猫による地域環境の悪化に対して、地域住民による共生の取り組みを支援します。	○生活衛生課
175	動物の愛護と適正飼育に関する指導の実施	動物の飼い主に対して、近隣に迷惑をかけない適切な飼育と管理方法の普及啓発を図りながら、飼い主のモラルアップを図ります。さらに、動物愛護の機運の向上を図りながら、人と動物が共生できるまちづくりをめざします。	○生活衛生課



犬のしつけ方教室

# 基本目標 5

## 保健医療体制を確立し、地域の連携を進めます

### 基本的な考え方

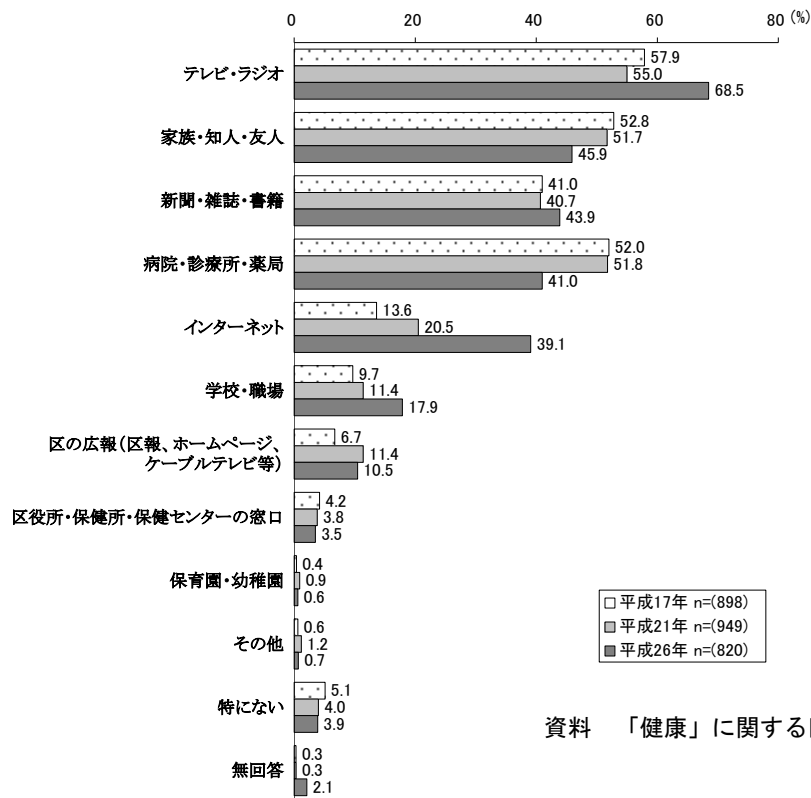
様々な健康課題に対応するため、保健・医療・介護が連携して地域の医療体制を充実していく必要があります。さらに全ての区民が住み慣れた地域で安心して暮らすために、切れ目のない支援が提供できる体制を充実していく必要があります。

### 現 状

#### ◇健康に関する情報の入手先はインターネットが急増

健康に関する情報の入手先・相談先は、「テレビ・ラジオ」、「家族・知人・友人」、「新聞・雑誌・書籍」などが高く、これまでと同様の傾向です。

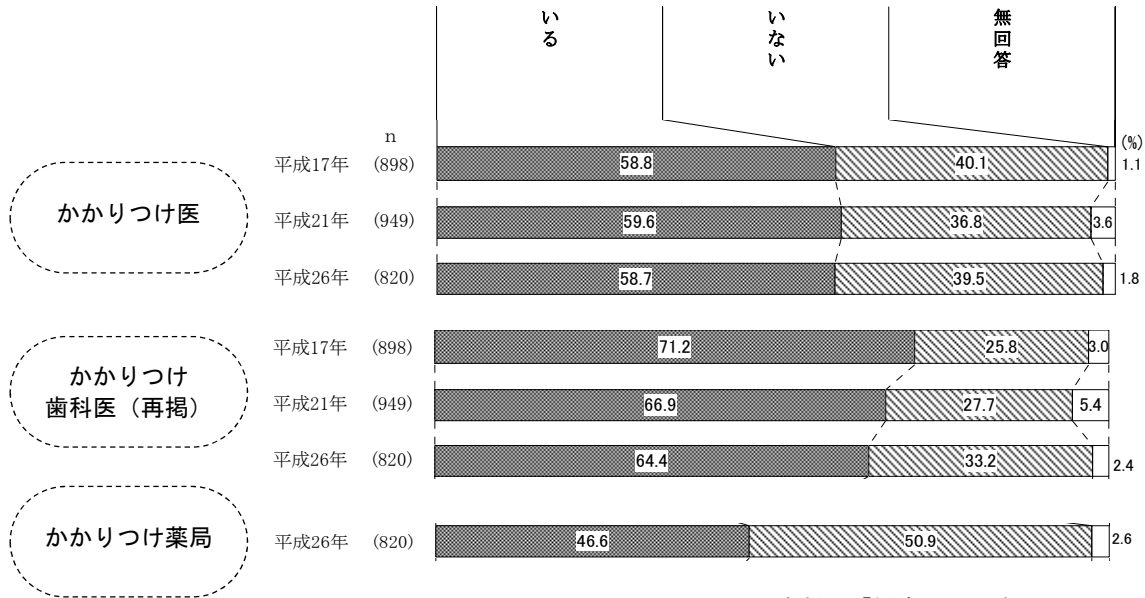
「インターネット」による情報の入手は平成26年には39.1%と急増しています。



資料 「健康」に関する区民アンケート調査

◇かかりつけ医を持つ割合は横ばい、かかりつけ歯科医を持つ割合は減少傾向

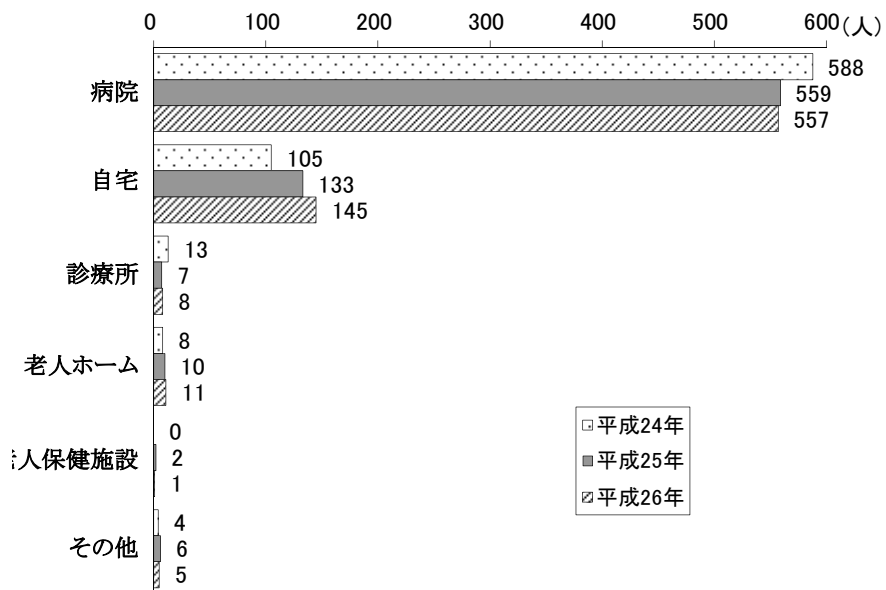
かかりつけ医を持つ割合は約6割で推移していますが、かかりつけ歯科医を持つ割合は減少傾向がみられます。また、かかりつけ薬局を持つ割合は46.6%と、持たない割合が若干上回っている状況にあります。



資料 「健康」に関する区民アンケート調査

◇がんによる死亡者の死亡場所は病院が8割

がんによる死亡者の死亡場所は、「病院」が500人台で、約80%前後で推移しています。「自宅」は平成24年から平成26年にかけて増加し、平成26年は145人で19.9%となっています。



資料 墨田区

## 課題

---

- 区民が身近な地域で安心して暮らすために、区民自身が身近で気軽に相談できるかかりつけ医・歯科医・薬局を持つことが大切です。しかし、かかりつけ医を持つ割合は10年前と変化はありません。

関係機関との連携による切れ目のない医療体制を構築すると同時に、区民には、日常生活に密着した診療や相談ができるかかりつけ医・歯科医・薬局を持つことの大切さを周知することが大切です。

- 今後さらに後期高齢者の割合が増加していく中、在宅で医療や介護が必要な区民の増加が考えられます。

平成26年に成立した「地域医療・介護総合確保推進法」によって、医療と介護の連携の強化が重視され、今後ますます医療と介護の連携が必要です。

- 区民の健康づくりの拠点として、また、災害時の救急医療体制の拠点として、保健センターや保健所の役割はますます重要となっています。多様な健康課題に迅速に対応できる新保健センターの整備を進める必要があります。また、区民が利用しやすく相談に訪れやすい施設整備の視点が大切です。

## (1) 地域医療体制の連携を充実します

### 【めざす姿】

医療の質や医療技術の進歩により、医療の内容が多様化している中、区民も選択に迷う状況もあるのが現状です。

かかりつけ医・歯科医・薬局を持つことを推奨し、日頃から相談するとともに万が一の際の救急医療体制を整備するほか、必要な医療の確保のために様々な制度を活用することができる環境を整備します。

### 【区が取り組む主な施策の項目】

	施策の項目	内容	担当部署
176	医療連携推進事業の実施	東京都保健医療計画に基づき、5疾病（がん、脳卒中、急性心筋梗塞、糖尿病、精神疾患）及び5事業のうち救急医療、災害医療、周産期医療、小児医療について、地域における切れ目のない保健医療体制を推進します。	○保健計画課
177	かかりつけ医・歯科医・薬局を持つことの推進	日頃から健康に配慮した生活を送り、日頃から、区民に身近で気軽に相談できるかかりつけ医・歯科医・薬局を持つことの重要性について普及します。	○保健計画課
178	休日応急診療事業の実施	休日応急診療所（内科、小児科）をすみだ福祉保健センター内に開設し、休日における医療を確保します。 また、休日歯科診療については、区内の歯科医院が当番制で実施します。	○保健計画課
179	献血の普及推進	安全な血液を確保するため、献血思想の普及を図り、献血制度の適正な運営に資するよう、献血を普及推進します。	○保健計画課
180	移植医療の普及推進	「臓器の移植に関する法律」により脳死からの心臓、肝臓、肺、腎臓、すい臓、小腸等の移植が可能となったため、移植医療についての区民の理解と協力を促し、ドナー（提供者）登録の普及啓発と一層の推進を図ります。	○保健計画課
181	医師会との医療安全情報交換の充実	保健所、医師会双方に寄せられる診療所に係る苦情・相談について、相互に情報の共有化を図り、協力して問題解決を進めることで、良質な医療の提供と、医療に係る信頼性の向上を図ります。	○生活衛生課

### 【現状とめざす数値目標】

指標	現状値	平成37年度目標値	出典
かかりつけ医を持つ割合	58.7%	80%	①
かかりつけ歯科医を持つ割合	64.4%	80%	①
かかりつけ薬局を持つ割合	46.6%	60%	①

\*① 「健康」に関する区民アンケート調査（平成26年度）

## (2) 在宅医療体制を構築します

### 【めざす姿】

安心して住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、地域包括ケアシステムの保健・医療・福祉・介護との連携を強化し、区民の在宅療養を支援します。

### 【区が取り組む主な施策の項目】

	施策の項目	内容	担当部署
182	(仮称) 在宅医療・介護連携推進協議会の設置 ●新規事業●	医師・歯科医師・薬剤師・訪問看護師・医療ソーシャルワーカー・ケアマネジャー・高齢者支援総合センター職員等で構成する会議体を設置し、医療と介護の連携を進めます。	○保健計画課 ○高齢者福祉課 ○介護保険課
183	医療・介護の連携推進 ●新規事業●	区民が住み慣れた地域で安心して住み続けられるよう医療と介護の関係者の連携を強化するため、在宅医療・介護関係者の研修、在宅医療体制の構築、ホームページ、紙媒体を活用した情報提供等を進めます。	○保健計画課 ○高齢者福祉課 ○介護保険課
184	在宅緩和ケア事業の推進 ●拡充事業●	がん患者が住み慣れた地域で過ごせるよう、普及啓発活動、在宅緩和ケアの相談事業、人材育成等を実施します。	○保健計画課
185	遺族ケアの推進	がん等で家族を亡くした人への支援について、研修会等を開催します。	○保健計画課
186	認知症初期集中支援チームの活用 ●新規事業●	認知症支援コーディネーターとともに、専門職が認知症の疑いのある人等へ家庭訪問を行い、本人と家族の支援等を行います。	○高齢者福祉課
187	認知症地域支援推進員との連携 ●新規事業●	区内8か所の高齢者支援総合センターに配置し、認知症の人や介護者を支援するための各種事業を実施します。	○高齢者福祉課
188	在宅におけるリハビリテーション事業の実施	脳卒中等や骨折等の怪我で入院し、在宅療養者の機能の維持・回復を図るため、一人ひとりの能力に応じた指導計画を作成し、個別的及び集団的な指導を行います。また、回復期のリハビリテーションを受けて退院した人等を対象に、在宅で安心していきいきとした自立生活を送ることができるよう在宅リハビリサポート医による支援をします。	○保健計画課 ○すみだ福祉保健センター(厚生課)
189	在宅高齢者訪問歯科診療の充実	在宅で通院困難な高齢者の歯科受診の機会を確保することにより、口腔内の健康を回復し健康の保持増進を図ります。	○保健計画課
190	長期在宅療養者の家族への支援	家族の心理的負担が大きく、虐待に陥ることも考えられることから、早期の対応が重要であり、相談や訪問等を実施します。	○保健センター

### 【現状とめざす数値目標】

指標	現状値	平成37年度目標値	出典
在宅医療の満足度	65歳以上 40%	60%	⑩

\*⑩ 墨田区高齢者福祉総合計画・第6期介護保険事業計画策定のためのアンケート調査(平成25年)

### (3) 公害・環境保全対策を推進します

#### 【めざす姿】

大気汚染の影響により喘息等の呼吸器系の疾患に罹患した区民に対して、公害健康被害対策の充実を図るとともに、健康の回復を目的とした各種事業を展開します。

#### 【区が取り組む主な施策の項目】

	施策の項目	内容	担当部署
191	公害健康被害者救済事業の充実	大気汚染による呼吸器系健康被害者に対する補償により、被害者等の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図ります。また、保健師（委託）が、区内在住の3級以上の公害健康被害認定患者を家庭訪問し、患者及び家族に対する保健指導や日常生活指導を行うことにより、悪化予防や負担の軽減を図ります。さらにぜん息児デイキャンプ、ぜん息講演会、ぜん息児水泳教室等を実施します。	○保健計画課
192	公害苦情相談対応、公害防止指導の実施	未然に公害を防止するため、工場認可時等に指導を行うほか、苦情相談等に対応します。	○環境保全課
193	環境監視の実施	区民の健康で安全な生活環境を確保するため、大気や水質等の区内の環境を調査し、公表します。	○環境保全課

#### 【ぜん息児のためのデイキャンプ】

ぜん息等に罹患した児童が、ぜん息の症状等を良好にコントロールすることを目指し、ぜん息児童等が自ら適切な服薬方法等を学び、自己管理を適切に行うことができる体づくりや交流を目的とし、児童の健康回復・保持及び増進を図り、区内のスポーツチーム「フウガドールすみだ」と連携、ハイキング等のプログラムをとおして体づくりや健康管理を学ぶ場として「ぜん息児のためのデイキャンプ」を実施しています。



ぜん息児のためのデイキャンプの様子

## (4) 保健衛生環境（新保健センター等）を充実します

### 【めざす姿】

区民の健康づくりの拠点として、また災害時の救急医療体制の拠点として、保健センターや保健所の役割はますます重要となっています。

区民が安心して利用でき、多様な健康課題に迅速に対応できる新保健センターの整備を進める必要があります。

その際に、医療と子育て支援等の連携ができる体制づくりの視点も必要です。また健康に関する情報発信をするとともに、健康に携わる職員の人材育成を図ります。

### 【区が取り組む主な施策の項目】

	施策の項目	内容	担当部署
194	新保健センターの整備 <b>●新規事業●</b>	保健サービス全般を充実し、区民の健康づくりや母子保健、災害医療体制の拠点として、区民が利用しやすい総合的な保健施設とするため、施設の再配置や充実・向上をめざします。	○保健計画課 ○保健センター
195	衛生統計調査の実施	人口動態調査、国民生活基礎調査、医療施設調査、社会保障・人口問題基本調査、衛生統計調査、国民健康・栄養調査等を実施します。	○保健計画課
196	区民の健康づくり・健康危機管理のための調査・研究の実施	「すみだ健康づくり総合計画」策定や見直し等を含めた区民の健康意識や行動実態を把握する区民意識調査等を実施・分析し、今後の事業計画の基礎資料とします。	○保健計画課
197	保健医療分野におけるビッグデータの活用 <b>●新規事業●</b>	保健や医療に関する統計等を収集し、区民一人ひとりの健康指導に役立てます。保健衛生施策の立案等への有効活用を図るため、墨田区の保健情報システムである「すみだ健康情報システム」、国保の健診と医療と介護の情報連携システム「KDBシステム」、マイナンバー制度等の統合したデータの活用を図ります。	○保健計画課 ○保健予防課 ○保健センター
198	保健分野における人材育成及び資質の向上	健康づくり・健康危機管理等、公衆衛生に従事する人材の育成に努めます。 各種保健衛生関係機関の開催する研修へ専門職等が参加し、研修内容を日常用務に活かしていきます。	○保健計画課 ○生活衛生課 ○保健予防課 ○保健センター
199	マイナポータルを有効活用した健康づくりの構築 <b>●新規事業●</b>	区民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、区民一人ひとりに合わせた情報を表示できるようなシステム構築を進めます。	○保健計画課 ○生活衛生課 ○保健予防課 ○保健センター



## 現状とめざす数値目標一覧

本計画では、施策の方向性ごとに進捗状況を把握するための目安として、数値目標を設定しました。

ここでは、それぞれのページで掲載した数値目標を取りまとめ、一覧にして掲載しています。

### 基本目標 1 区民一人ひとりが健康づくりに取り組み、

望ましい生活習慣をこころがけます

#### (1) 生活習慣病対策を推進します

指標	現状値	平成37年度目標値	出典
適正体重である割合	20歳以上 65.6%	75%	①
年に1回健康診査を受診する割合	20歳以上 83.9%	90%	①
特定健康診査受診率	40～74歳 48.8%	60%	②
特定保健指導実施率	40～74歳 13.8%	60%	②

#### (2) がん対策を推進します

指標	現状値	平成37年度目標値	出典
がん検診を受診している割合			
胃がん	40歳以上 35.1%	50%	①
大腸がん	40歳以上 42.8%	50%	①
肺がん	40歳以上 23.4%	50%	①
子宮頸がん	女性20歳以上 34.9%	50%	①
乳がん	女性40歳以上 36.7%	50%	①
がんの75歳未満年齢調整死亡率 (人口10万対)	男性 109.3 女性 71.7	減らす 減らす	③ ③

#### (3) 健康的な食環境づくりを進めます

指標	現状値	平成37年度目標値	出典
1日1食以上主食・主菜・副菜をそろえたバランスの良い食事をとる割合	20歳以上 77.4%	85%	①
野菜を使った料理を1日2食以上とる割合	20歳以上 63.1%	70%	①
よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある割合	20歳以上 73.2%	増加	①
朝食をほとんど食べない割合	20歳以上男性 13.8% 20歳以上女性 9.2%	減少	①

#### (4) 身体活動・運動を推進します

指標	現状値	平成37年度目標値	出典
1日30分以上の汗ばむ運動を週に2日以上実施し、1年以上継続している割合	20歳以上男性 26.2% 20歳以上女性 20.9%	36% 31%	①
通勤や通学・近所への買い物などのとき、歩くようにしている割合 ※よくしている、まあしている	20歳以上 64.5%	増加	①
エレベーターやエスカレーターを使わず階段を利用する割合 ※よくしている、まあしている	20歳以上 34.1%	増加	①

#### (5) 歯・口腔の健康づくりを進めます

指標	現状値	平成37年度目標値	出典
歯や歯ぐきの健康に満足する割合	60歳以上 64.5%	71%	①
かかりつけ歯科医を持つ割合	20～39歳 33.2% 40～64歳 54.1% 65歳以上 86.7%	増加	①
かかりつけ歯科医で治療以外の処置を受けた割合	20歳以上 56.9%	増加	①
糖尿病が歯周病のリスクであることの認知度	20歳以上 41.4%	増加	①

#### (6) 休養・こころの健康づくりを進めます

指標	現状値	平成37年度目標値	出典
睡眠による休養が足りている割合 ※十分に足りている	20歳以上 63.7%	70%	①
不安、悩み、ストレスを解消できていない割合 ※まったく解消できていない、あまり解消できていない	20歳以上 39.0%	減少	①
悩みの相談相手がいる割合	20歳以上 73.9%	90%	①
うつ病が病気であることを理解する割合	20歳以上 76.0%	90%	①

#### (7) たばこ・COPD（慢性閉塞性肺疾患）対策を推進します

指標	現状値	平成37年度目標値	出典
喫煙率 ※喫煙をやめたい人がやめた場合の喫煙率	20歳以上男女 18.2% 20歳以上男性 32.5% 20歳以上女性 13.6%	12% 19% 6%	④
未成年がたばこを吸ったことのある割合	16～19歳 5.3%	0%	①
COPDの認知度	20歳以上 12.0%	80%	①
未成年の受動喫煙の認知度	16～19歳 89.5%	100%	①

#### (8) アルコール・薬物対策を進めます

指標	現状値	平成37年度目標値	出典
適正飲酒を超えている人の割合	20歳以上男性 42.2% 20歳以上女性 57.0%	36% 49%	①
適切な1回あたりの飲酒量の認知度	20歳以上男性 80.3% 20歳以上女性 44.2%	増加	①
未成年がお酒を飲んだことのある割合	16～19歳 22.6%	0%	①

### (9) 女性の健康づくりを進めます

指標	現状値	平成37年度目標値	出典
健診を受けている割合	女性20歳以上 81.7%	90%	①
健康だと思う割合 ※健康だと思う、まあ健康だと思う	女性20歳以上 76.7%	90%	①

## 基本目標2 すべての親と子の切れ目ない健康づくりを支援します

### (1) 安心・安全な妊娠と出産を支援します

指標	現状値	平成37年度目標値	出典
妊娠11週以下での妊娠の届出率	91.2%	増加	⑤
妊娠中の喫煙率	1.6%	0%	⑦
妊娠中の飲酒率	2.0%	0%	⑦
出産準備クラス、育児学級の利用率	38.2%	60%	⑥

### (2) 子どもの健やかな発育・発達を支援します

指標	現状値	平成37年度目標値	出典
こんにちは赤ちゃん(生後120日以内の乳児訪問)率	88.1%	98%	⑦
健康維持・健診等の母子保健サービスが充実していると思う割合 ※とてもそう思う、まあそう思う	67.6%	75%	⑥
心身ともに調子が良い母親の割合	1歳6か月児の母 70.1%	増加	⑧

### (3) 子どもの保健医療体制を充実します

指標	現状値	平成37年度目標値	出典
すみだ平日夜間救急こどもクリニックと墨田区休日応急診療所どちらも知っている割合	6～19歳の子どもがいる人 62.9%	80%	①
子どものかかりつけ医を持つ割合	6～19歳の子どもがいる人 80.0%	90%	①

### (4) 思春期・青年期の健康づくりを進めます

指標	現状値	平成37年度目標値	出典
保健センターで、こころや体の健康に関する相談ができることの認知度	中学生 37.6%	50%	①
自分の健康への関心度	中学生 38.9%	60%	①

## 基本目標3 だれもが主体的に健康づくりに取り組める地域をめざします

### (1) 高齢者の健康づくりを進めます

指標	現状値	平成37年度目標値	出典
65歳健康寿命（詳細は17ページ参照）	男性 81.8歳 女性 85.2歳	82.8歳 86.2歳	⑨
近所の人と親しく付き合っている高齢者の割合	65歳以上 23.0%	増加	⑩
健康だと思う割合 ※健康だと思う、まあ健康だと思う	65歳以上 73.4%	増加	①

### (3) 食育の推進活動を進めます

指標	現状値	平成37年度目標値	出典
食育の認知度	言葉も意味も知っていた 48.7%	60%	①
食育への関心度	関心がある、どちらかとい えば関心がある72.4%	80%	①
食育の推進にかかわるボランティア活動の参加 意向	参加してみたい28.9%	30%	①

### (4) 健康に関する区民活動・人材育成を進めます

指標	現状値	平成37年度目標値	出典
近所づきあいの程度 ※ほとんど近所づきあいはない	20歳以上 16.2%	減少	①
地域の町会、自治会等への参加の意思 ※今後も参加するつもりはない	20歳以上 57.2%	減少	①

### (5) 主体的な健康づくりのための環境整備をします

指標	現状値	平成37年度目標値	出典
区の屋内スポーツ施設の満足度 ※満足、やや満足	15.8%	増加	⑪

## 基本目標4 健康危機管理体制を充実し、保健衛生の安全と安心を確保します

### (2) 感染症予防対策を推進します

指標	現状値	平成37年度目標値	出典
帰宅時と食事前どちらも手を洗っている割合	20歳以上 46.3%	95%以上	①
咳エチケットをいつもこころがけている割合	20歳以上 82.6%	95%以上	①
MR接種率	第Ⅰ期 96.8% 第Ⅱ期 94.2%	99%以上	⑤
BCG接種対象年齢における接種率	96.1%	95%以上	⑤
結核の人口10万人対り患率	26.3	19以下	⑤

## 基本目標5 保健医療体制を確立し、地域の連携を進めます

### (1) 地域医療体制の連携を充実します

指標	現状値	平成37年度目標値	出典
かかりつけ医を持つ割合	58.7%	80%	①
かかりつけ歯科医を持つ割合	64.4%	80%	①
かかりつけ薬局を持つ割合	46.6%	60%	①

### (2) 在宅医療体制を構築します

指標	現状値	平成37年度目標値	出典
在宅医療の満足度	65歳以上 40%	60%	⑩

#### <出典>

- ① 「健康」に関する区民アンケート調査（平成26年度）
- ② 特定健康診査等の実施状況に関する法定報告（平成25年度）
- ③ 人口動態統計（平成25年）
- ④ 若年節目健診・若年区民健診・特定健康診査・75歳以上健康診査・生活習慣病予防健康診査（平成26年度）
- ⑤ 墨田区の福祉・保健
- ⑥ 墨田区次世代育成支援行動計画策定のための調査報告書（平成25年）
- ⑦ 保健所統計（平成26年度）
- ⑧ 1歳6か月健診アンケート（平成26年）
- ⑨ 東京保健所長会「65歳健康寿命調査」（東京都福祉保健局）
- ⑩ 墨田区高齢者福祉総合計画・第6期介護保険事業計画策定のためのアンケート調査（平成25年）
- ⑪ 墨田区住民意識調査（平成26年）

# 第6章 計画の推進と計画の評価に向けて

## 1 計画の推進体制

本計画では、区民一人ひとりが主体的に健康づくりを行うこと、また、地域やさまざまな機関と連携し、実践しやすい環境づくりを重視していきます。

「区民との協働」及び「関係機関・団体等との連携」に取り組みながら、計画を推進していきます。

### 【区民との協働】

区民と区が、互いに役割を担い協働関係を築きながら、健康づくりを推進していきます。

### 【関係機関・団体等との連携】

区民の健康づくりは、地域や団体、学校、企業、医療機関などが一体となって取り組むことが大切です。

本計画は、区民及び区内の関連団体等で構成される「墨田区保健衛生協議会」をはじめ、様々な活動組織等との情報交換や意見交換などを行いながら、推進していきます。

## 2 計画の評価体制

本計画においては、推進と同時に数値目標と各施策の項目の「評価」を実施します。評価に当たっては、「目標がどの程度達成されたか」という結果だけでなく、「そのためにどのようなことに取り組んだのか」というプロセス（過程）を重視します。

関係各課での施策の項目の見直しと併せて、「墨田区健康づくり推進本部」や「墨田区保健衛生協議会」にて評価を実施します。

### (1) 平成32（2020）年度に中間評価

本計画は、重点施策を設定するとともに、基本目標に連なる施策の方向性ごとに数値目標としての指標を設定しています。これらの重点施策の進捗状況や指標の達成状況をはじめ、各基本目標で掲げた施策の項目の進捗状況を踏まえ、本計画の中間年度である平成32年度（2020年度）には、中間評価を実施します。

指標には、健康診査や検診のデータのように実績データにより明らかとなるものだけでなく、平成17（2005）年度・平成21（2009）年度・平成26（2014）年度に実施した『健康』に関する区民アンケート調査などをもとに設定している指標があります。

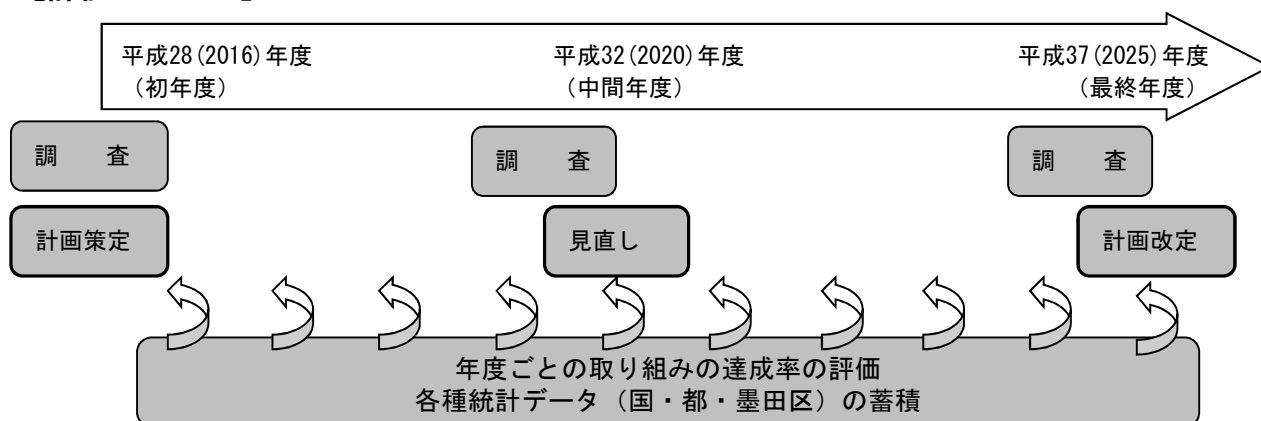
そこで、中間評価の際には、再度アンケート調査を実施し、区民の意識や取り組み等に関する現状を把握します。

### (2) 継続的なデータの蓄積と年度ごとの見直し

本計画を評価するに当たっては、数値的な評価のみならず、毎年、「目標達成をめざして何を行ったのか」及び「事業の進捗状況はどうか」を把握し、それを評価することが必要です。

このような視点から、各年度の事業に対する取り組みの見直しを行います。

#### 【評価のフロー】



# 資料編

## 1 計画策定の全日程

【平成26年度】

年月日	実施項目名	実施内容
平成26年 9月 4日 ～ 9月26日	「健康」に関する区民 アンケート調査実施	1 一般区民調査 2 20歳未満調査
平成26年10月 1日 ～10月20日	「健康」に関する区民 アンケート調査実施	1 中学生調査
平成27年 3月12日	「健康」に関する区民 アンケート調査結果 報告会	1 講演 2 調査結果報告

【平成27年度】

年月日	保健衛生協議会・ 健康づくり推進本部・幹事会	作業部会等
平成27年 4月13日		第1回 合同作業部会
平成27年 4月27日		第1回 区民一人ひとりの健康づくり作 業部会 第1回 ライフステージを通じた健康づ くり作業部会
平成27年 4月30日		第1回 保健医療体制作業部会 第1回 危機管理体制制作業部会
平成27年 5月25日		第2回 保健医療体制作業部会 第2回 区民一人ひとりの健康づくり作 業部会
平成27年 6月 1日		第2回 ライフステージを通じた健康づ くり作業部会 第2回 危機管理体制制作業部会
平成27年 7月 2日	第1回 推進本部幹事会	
平成27年 7月21日	第1回 推進本部	
平成27年 7月27日		第3回 区民一人ひとりの健康づくり作 業部会 第3回 ライフステージを通じた健康づ くり作業部会 第3回 危機管理体制制作業部会 第3回 保健医療体制作業部会
平成27年 7月29日		区民ワークショップ
平成27年 8月20日	第1回 保健衛生協議会	
平成27年 9月16日		第2回 合同作業部会
平成27年10月23日	第2回 推進本部幹事会	
平成27年11月10日	第2回 推進本部	
平成27年11月16日	第2回 保健衛生協議会	
平成28年 1月25日	第3回 推進本部幹事会	
平成28年 2月 8日	第3回 推進本部	



## 2 計画策定の検討過程

### (1) 墨田区保健衛生協議会

会議名	開催日時	検討内容
第1回 保健衛生協議会	平成27年 8月20日 於：第1委員会室	1 「区民の健康づくり総合計画」 主要事業 2 次期「区民の健康づくり総合計画」改定 方針
第2回 保健衛生協議会	平成27年11月16日 於：第1委員会室	1 「すみだ健康づくり総合計画 (素案)」について

### (2) 墨田区健康づくり推進本部・幹事会

会議名	開催日時	検討内容
第1回 幹事会	平成27年 7月 2日 於：区役所131会議室	1 区民の健康づくり総合計画 平成26年度実績・27年度計画 2 次期「区民の健康づくり総合計画」改定 方針について
第1回 推進本部	平成27年 7月21日 於：区役所庁議室	1 区民の健康づくり総合計画 平成26年度実績・27年度計画 2 次期「区民の健康づくり総合計画」改定 方針について
第2回 幹事会	平成27年10月23日 於：区役所123会議室	1 「すみだ健康づくり総合計画(素案)」 について
第2回 推進本部	平成27年11月10日 於：区役所庁議室	1 「すみだ健康づくり総合計画(素案)」 について
第3回 幹事会	平成28年 1月25日 於：区役所123会議室	1 パブリック・コメント実施結果について 2 「すみだ健康づくり総合計画(素案)」 について
第3回 推進本部	平成28年 2月 8日 於：区役所庁議室	1 パブリック・コメント実施結果について 2 「すみだ健康づくり総合計画(素案)」 について

### (3) 区民の健康づくり総合計画作業部会

会議名	開催日時	検討内容
第1回 合同作業部会	平成27年 4月13日 於：区役所82会議室	1 計画の概要と改定のポイントについて 2 改定の体系・作業部会スケジュールにつ いて 3 第1回各作業部会に向けて
第1回 区民一人ひとりの健康 づくり作業部会	平成27年 4月27日 於：区役所91会議室	1 それぞれの作業部会の役割・スケジュー ルの確認 2 事業調査について 3 数値目標について
第1回 ライフステージを通じ た健康づくり作業部会	平成27年 4月27日 於：区役所91会議室	
第1回 保健医療体制作業部会	平成27年 4月30日 於：区役所91会議室	
第1回 危機管理体制制作業部会	平成27年 4月30日 於：区役所91会議室	

会議名	開催日時	検討内容
第2回 保健医療体制作業部会	平成27年 5月25日 於：区役所81会議室	1 指標（数値目標）の最終評価について 2 施策体系（施策の方向性）について 3 指標（数値目標）の変更等について 4 今後の検討課題等
第2回 区民一人ひとりの健康 づくり作業部会	平成27年 6月 1日 於：区役所121会議室	
第2回 ライフステージを通じ た健康づくり作業部会	平成27年 6月 1日 於：区役所121会議室	
第2回 危機管理体制制作業部会	平成27年 6月 1日 於：区役所121会議室	
第3回 区民一人ひとりの健康 づくり作業部会	平成27年 7月27日 於：区役所31会議室	1 新施策体系（基本目標・施策の方向性） について 2 新事業体系について 3 新計画書（総論部分）について 4 今後のスケジュール
第3回 ライフステージを通じ た健康づくり作業部会	平成27年 7月27日 於：区役所31会議室	
第3回 危機管理体制制作業部会	平成27年 7月27日 於：区役所31会議室	
第3回 保健医療体制作業部会	平成27年 7月27日 於：区役所31会議室	
第2回 合同作業部会	平成27年 9月16日 於：リバーサイドホール ミニシアター	1 作業部会の経過報告について 2 次期「区民の健康づくり総合計画（素案）」について 3 今後のスケジュール

### 3 墨田区保健衛生協議会条例

平成15年12月9日

条例第48号

墨田区保健所運営協議会条例(昭和50年墨田区条例第18号)の全部を改正する。

(設置)

第1条 地域保健対策の円滑な実施及び区民の健康の増進の推進を図るため、墨田区保健衛生協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(所管事項)

第2条 協議会は、次の事項を審議する。

- (1) 地域保健法(昭和22年法律第101号)第11条に規定する地域保健及び保健所の運営に関する事項
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)に規定する特定健康診査等実施計画、特定健康診査、特定保健指導及び後期高齢者医療の被保険者に係る保健事業に関する事項
- (3) 健康増進法(平成14年法律第103号)に規定する市町村健康増進計画、生活習慣相談等及び健康増進事業に関する事項
- (4) その他区長が必要と認める事項  
(平18条58・平20条23・一部改正)

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次の者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他区長が適当と認める者

(委員の任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、委嘱し、又は任命された時における前条第2項各号に掲げる身分を失ったときは、第1項の規定にかかわらず、委員の身分を失う。ただし、区長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

4 区長は、委員に職務遂行上の支障があり、又は委員としてふさわしくない行為があったと認めるときは、第1項の規定にかかわらず、協議会の意見を聴いて、委員を解任することができる。

(会長等)

第5条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6条 協議会は、会長が招集する。ただし、会長が定められていない場合は、区長が招集する。

(定足数及び表決)

第7条 協議会は、半数以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 協議会の議事は、出席した委員(会長を除く。)の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者で議事に関係があるものの会議への出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第9条 協議会の会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、これを公開しないことができる。

(1) 墨田区情報公開条例(平成13年墨田区条例第3号)第6条各号に掲げる非公開情報に関し審議する場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合

(平20条23・一部改正)

(委員の守秘義務)

第10条 委員又は委員であった者は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし、又は不当な目的に利用してはならない。

(分科会)

第11条 特定の事項、専門的な事項等について調査検討するため、必要に応じて、協議会に分科会を置くことができる。

2 第3条第1項及び第4条第1項の規定にかかわらず、分科会の委員の定数、任期等については、区長が別に定める。

(庶務)

第12条 協議会の庶務は、福祉保健部及び墨田区保健所において処理する。

(委任)

第13条 この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

付 則

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

付 則(平成18年9月29日条例第58号)

この条例は、平成18年10月1日から施行する。

付 則(平成20年3月28日条例第23号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

## 4 墨田区健康づくり推進本部設置要綱

昭和58年5月17日  
58墨保健発第162号

### (設置)

第1条 区民の心身の健康を確保することによって、区民福祉の増進を図ることを目標として、区民の生涯を通じての健康づくりを総合的に推進するため、墨田区健康づくり推進本部(以下「推進本部」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 推進本部は、次の各号に掲げる事務を所掌する。

- (1) 区民の健康づくり総合計画の作成及びその実施の推進に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、区民の健康づくりに関する施策の総合調整及びその施策の推進に関すること。

### (組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、区長とし、推進本部を総括する。
- 3 副本部長は、副区長とし、本部長を補佐して、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 4 本部員は、教育長及び部長(部長相当職を含む。)の職にあるものをもって充てる。

### (会議)

第4条 推進本部の会議(以下「本部会議」という。)は、本部長が招集し、これを主宰する。

- 2 本部長は、特に必要があると認めるときは、審議事項に関係のある職員に、本部会議への出席を求めることができる。

### (幹事会)

第5条 推進本部に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、別表に掲げる職にある者(以下「幹事」という。)をもって充てる。
- 3 幹事会は、本部会議の審議事項について調査検討するほか、施策の推進に必要な事項を協議する。
- 4 幹事会は、効率的な運営を図るため必要と認めるときは、協議事項に関係のある幹事をもって開催することができる。

### (事務局)

第6条 推進本部に事務局を置く。

- 2 事務局に、事務局長のほか、必要な職員を置く。
- 3 事務局長は、福祉保健部保健衛生担当部長とする。
- 4 事務局長は、本部長の命を受けて、次の各号に掲げる事務を行う。
  - (1) 幹事会を招集し、これを主宰すること。
  - (2) 本部会議に付議する事案の調整、整理及び提出に関すること。
  - (3) その他本部長が必要と認める事項に関すること。

- 5 事務局長は、前項第2号及び第3号の事務を行うに当たって必要があると認めるときは、本部員、幹事その他当該事務に係る職員に対して、資料の提出、報告その他必要な協力を求めることができる。
- 6 事務局長は、第4項第1号により幹事会を招集するに当たって必要があると認めるときは、協議事項に係る職員に幹事会への出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、福祉保健部保健衛生担当において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営について必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この要綱は、昭和58年5月24日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

別表

墨田区健康づくり推進本部幹事

企画経営室 企画・行政改革担当課長、政策担当課長、広報広聴担当課長

総務部 総務課長、人権同和・男女共同参画課長

総務部危機管理担当 防災課長、安全支援課長

区民部 国保年金課長

区民活動推進部 区民活動推進課長

区民活動推進部環境担当 環境保全課長

産業観光部 生活経済課長

福祉保健部 厚生課長、生活福祉課長、障害者福祉課長、介護保険課長、高齢者福祉課長

福祉保健部子ども・子育て支援担当 子育て支援課長、子ども課長、子育て支援総合センター館長

福祉保健部保健衛生担当 保健計画課長、生活衛生課長、保健予防課長、向島保健センター所長、本所保健センター所長

都市計画部 都市計画課長

都市整備部 都市整備課長、道路公園課長

教育委員会事務局 学務課長、指導室長、生涯学習課長、スポーツ振興課長

## 5 構成員

### (1) 墨田区保健衛生協議会委員名簿

氏名	所属・役職名
新井 康久	東京都リハビリテーション病院院長
荒尾 孝	早稲田大学スポーツ科学学術院教授
◎石館 敬三	公益財団法人 東京都結核予防会理事長
泉 和典	墨田区立小学校PTA協議会会長
市川 菊乃	公益社団法人 墨田区医師会会長
岩田 道子	健康運動指導士
梅北 信孝	東京都立墨東病院院長
奥田 晃久	東京都江東児童相談所長
桂木 能久	花王株式会社 ヘルスケア食品研究所
鎌形 由美子	墨田区社会福祉協議会副会長
河西 紀道	墨田区食品衛生協会会長
栗林 秀介	向島保健衛生協力員会会長
小林 雅和	公益社団法人東京都獣医師会墨田支部長
佐藤 邦男	墨田区環境衛生協会会長
荘司 康男	墨田区障害者団体連合会会長
瀬戸 英一	墨田区立業平小学校校長
田野 正晴	墨田区立文花中学校校長
恒田 美代子	向島労働基準監督署長
濱野 明子	一般社団法人 墨田区薬剤師会会長
樋口 敏郎	墨田区議会議長
松本 清	本所消防署長
三浦 八重子	墨田区精神障害者家族会会長
三好 克則	公益社団法人 東京都向島歯科医師会会長
山田 昇	墨田区商店街連合会会長
湯澤 伸好	一般社団法人 東京都本所歯科医師会会長
吉田 政美	墨田区民生委員・児童委員協議会会長
和田 包	向島警察署長
青木 剛	福祉保健部長
石井 秀和	子ども・子育て支援担当部長
北村 淳子	保健衛生担当部長（保健所長）

平成27年11月16日現在

◎：会長

## (2) 墨田区健康づくり推進本部構成員

本部長	区長
副本部長	副区長
本部員	教育長 企画経営室長 企画経営室参事 総務部長 総務部参事 危機管理担当部長 区民部長 区民活動推進部長 区民活動推進部参事 環境担当部長 産業観光部長 福祉保健部長 子育て支援担当部長 保健衛生担当部長 保健衛生担当参事 都市計画部長 都市整備部長 立体化推進担当部長 会計管理者 区議会事務局長 監査委員事務局長 教育委員会事務局次長 教育委員会事務局参事

## (3) 墨田区健康づくり推進本部幹事会構成員

【企画経営室】	企画・行政改革担当課長、政策担当課長、広報広聴担当課長
【総務部】	総務課長、人権同和・男女共同参画課長
【総務部危機管理担当】	防災課長、安全支援課長
【区民部】	国保年金課長
【区民活動推進部】	区民活動推進課長
【区民活動推進部環境担当】	環境保全課長
【産業観光部】	生活経済課長
【福祉保健部】	厚生課長、生活福祉課長、障害者福祉課長、介護保険課長、 高齢者福祉課長
【福祉保健部子育て支援担当】	子育て支援課長、子ども課長、子育て支援総合センター館長
【福祉保健部保健衛生担当】	保健計画課長、生活衛生課長、保健予防課長、 向島保健センター所長、本所保健センター所長
【都市計画部】	都市計画課長
【都市整備部】	都市整備課長、道路公園課長
【教育委員会事務局】	学務課長、指導室長、生涯学習課長、スポーツ振興課長

## (4) 区民の健康づくり総合計画作業部会構成員

### ① 合同作業部会

部会長等・事務局	課	係
《部会長》 保健衛生担当部長 《副部会長》 保健衛生担当参事 《事務局》 保健計画担当	企画経営室	企画・行政改革担当
	企画経営室	政策担当
	人権同和・男女共同参画課	男女共同参画担当
	作業部会①「区民一人ひとりの健康づくり作業部会」の全委員	
	作業部会②「ライフステージを通じた健康づくり作業部会」の全委員	
	作業部会③「危機管理体制作業部会」の全委員	
	作業部会④「保健医療体制作業部会」の全委員	

### ② 作業部会

#### 【区民一人ひとりの健康づくり作業部会】

部会長等・事務局	課	係
《部会長》 向島保健センター所長 《副部会長》 保健衛生担当参事 《事務局》 保健計画担当	保健計画課	健康推進担当 健康推進担当
	保健予防課	検査担当
	向島保健センター	事業係（放射線技師） 事業係
	本所保健センター	事業係（管理栄養士） 歯科衛生担当 保健指導係
	国保年金課	こくほ庶務係
	厚生課	厚生係
	スポーツ振興課	スポーツ振興担当



【ライフステージを通じた健康づくり作業部会】

部会長等・事務局	課	係
《部会長》 保健衛生担当参事 《副部会長》 向島保健センター所長 《事務局》 保健計画担当	保健計画課	保健計画担当（食育担当） 健康推進担当 地域医療担当
	向島保健センター	事業係 事業係（管理栄養士） 歯科衛生担当 保健指導係
	区民活動推進課	区民活動推進担当
	障害者福祉課	児童発達支援担当
	介護保険課	事業者指導担当
	高齢者福祉課	支援係
	子育て支援課	子育て計画担当
	子ども課	保育担当
	子育て支援総合センター	
	道路公園課	計画調整担当
	学務課	給食保健・就学相談担当
	指導室	指導主事

【危機管理体制作業部会】

部会長等・事務局	課	係
《部会長》 保健予防課長 《副部会長》 生活衛生課長 《事務局》 保健計画担当	保健計画課	保健計画担当（災害担当）
	生活衛生課	生活環境係 食品衛生係
	保健予防課	感染症係 検査担当
	安全支援課	安全支援係

【保健医療体制作業部会】

部会長等・事務局	課	係
《部会長》 保健衛生担当参事 《副部会長》 生活衛生課長 保健予防課長 《事務局》 保健計画担当	保健計画課	保健計画担当（医療連携担当） 地域医療担当
	生活衛生課	生活環境係 事業係
	本所保健センター	保健指導係
	向島保健センター	事業係 保健指導係
	環境保全課	環境管理担当
	介護保険課	事業者指導担当
	高齢者福祉課	地域支援係

## 6 区民と協働した計画づくり

### (1) 区民ワークショップ

本計画の策定期間中には、区民ワークショップを開催し、計画への意見や提案、個人や地域でできることを考え、話し合いました。

#### 1グループ

##### 【区健康課題】

地域の高齢化が進んでいる  
区の担当者が代わると引き継がれない  
認知症など家族に踏み込めない  
情報の流れがスムーズではない  
病気にならないと本気に考えない

##### 【解決策】

計画を作ったら担当者が変わっても引き継ぐ  
健診を受けやすい仕組みづくり  
近所のコミュニケーションの中で自ら健康に行動する

#### 2グループ

##### 【区健康課題】

運動出来る場所が周知されていない  
健診の受診率が低い  
健康を害する原因を改善出来ていない  
公園に健康づくりのために使用できる遊具がない  
病気にならないと本気に考えない

##### 【解決策】

運動を習慣化する 家に閉じこもらない  
体操等を仲間を作って続ける  
日常生活の延長に年齢に合わせた運動を行う

#### 3グループ

##### 【区健康課題】

健診に行かない 病気でも病院にいかない  
ひとり暮らしが多く食事の問題がある  
運動する場所がない  
高齢者が外に出る機会が少ない

##### 【解決策】

無理のない運動をする（ラジオ体操、犬の散歩等）  
高齢者と若い世代との交流を行事で行う  
若いエネルギーの活用  
仲間づくり

#### 4グループ

##### 【区健康課題】

行事に人が集まらない  
若い人向けのイベントが少ない  
近所同士のコミュニケーションが少なくなっている  
情報を伝える手段に問題がある

##### 【解決策】

体力づくりに花体操を普及させる（まずは職員から）  
外国人も含めたコミュニケーションを図る  
廃校等の施設利用（屋上菜園等）

### （1）最終評価の目的と経緯

「区民の健康づくり総合計画」（平成18年3月策定）の計画期間は、平成18年度（2006年度）から平成27年度（2015年度）までの10か年の長期間にわたったものであり、平成22年度（2010年度）を目途に中間評価を行うこととしていた。

墨田区では、平成22年度（2010年度）に、前期5年間の取り組みを評価し、課題を明らかにすることによって、新たに「区民の健康づくり総合計画（後期計画）」（平成23年3月策定）を策定し、区民の健康づくりの取り組みを進めてきた。

この最終評価の目的は、平成18年の策定時及び中間評価時に設定された目標について、その達成状況や関連する取り組みの状況を評価し、次の10年間を見据えた新たな計画の取り組みに反映させることである。

なお、評価を実施するのに先立ち、平成22年度に『健康』に関する区民アンケート調査』を取りまとめ、各指標について評価する体制を整えた。

### （2）最終評価の方法

最終評価を行うに当たっては、『健康』に関する区民アンケート調査』をはじめ、統計調査や区が実施している各種アンケート調査を用いて、「区民の健康づくり総合計画（後期計画）」策定時に再設定した数値目標における実績（平成21年度）や目標値と、現状値（最終評価現在）とを比較した。判定基準は＜図表3＞（133ページ参照）のとおりである。

なお、最終評価は、「区民の健康づくり総合計画（後期計画）」の5つの基本目標のうち、数値目標が設定されていた「基本目標1 区民一人ひとりの健康づくりを支援する」と「基本目標2 親と子の健康づくりを支援する」の合計12の施策の方向別を中心に実施した。

同時に、「基本目標3 だれもが生きがいを持って暮らせる地域づくり・人づくりを支援する」では、その基本目標を総合的に評価する“主観的健康感”の数値目標も設定していたことから、その評価を行うとともに、「基本目標4 保健衛生上の安全と安心を確保し健康危機管理体制を確立する」や「基本目標5 適切な保健医療体制づくりを進める」でも、次の計画で、数値目標を定めるべき事項があるかを収集した。

### （3）全体的な最終評価

基本目標1及び2について、対象ごとに評価した結果は、「一判定」（調査項目の変更、最終的な年度の数値がまとまっていないなどで評価できない）を除いて、＜図表1＞のとおりである。

全体的な総括としては、「A判定」（現状値が策定時の目標値を達成している）は15.0%であり、「B判定」（現状値が策定時より改善している）の28.0%を合計すると4

3. 0%が、策定時よりも状況が改善しつつあると考えられる。しかし、「D判定」（現状値が策定時より悪化している）が31.0%あり、改善したことと、悪化したことの明暗が分かれた。

詳細をみると、基本目標1の「(4) たばこ・アルコール・薬物による健康影響を理解し、健康づくりを進める」や基本目標2の施策の方向性の全てで、「A判定」が皆無である。また、「(3) ストレスに適切に対処する」、「(4) たばこ・アルコール・薬物による健康影響を理解し、健康づくりを進める」と「(7) 女性の健康づくりを推進する」は、「D判定」が多い状況である。

また、基本目標3については、＜図表2＞のとおり、「A判定」と「C判定」が1つずつであり、「A判定」は高齢者の主観的健康感が向上しているという結果となった。

今回の最終評価における結果で得られた課題を十分検討し、今後10年間に向けての対応策を改めて具体化し、国や都の新しい動向に沿いながら、区特有の課題解消に向けた効率的・効果的な施策の展開を図っていくことが重要であると考えられる。

＜図表1＞基本目標1及び2に関する判定結果

基本目標	施策の方向性	対象数	A	B	C	D	—
1 区民一人ひとりの健康づくりを支援する	(1) 健康によい食生活を送る	11	1	3	3	2	2
	(2) 生活の中に適度な運動を取り入れる	8	1	2	3	2	0
	(3) ストレスに適切に対処する	17	1	5	2	9	0
	(4) たばこ・アルコール・薬物による健康影響を理解し、健康づくりを進める	36	2	8	6	13	7
	(5) 歯と口腔の健康を保つ	20	3	6	9	2	0
	(6) 自らの健康状態を把握し、生活習慣を改善する	25	11	6	5	1	2
	(7) 女性の健康づくりを推進する	27	5	4	5	11	2
	(小計)	144	24	34	33	40	13
	(構成比) —を除く	131	13.0	26.0	25.0	31.0	
2 親と子の健康づくりを支援する	(1) 思春期のこころとからだの発達を支援する	15	2	2	2	3	6
	(2) 安心・安全な妊娠・出産を支援する	1	0	0	0	0	1
	(3) 子どもの健やかな発育・発達を支援する	6	0	0	0	1	5
	(4) 子どもの保健医療の環境をつくる	8	0	3	2	0	3
	(小計)	30	2	5	4	4	15
	(構成比) —を除く	15	13.0	33.0	27.0	27.0	
合計		174	26	39	37	44	28
構成比 —を除く		146	18.0	27.0	25.0	30.0	

<図表 2> 基本目標 3 に関する判定結果

基本目標	対象数	A	B	C	D	—
基本目標 3 だれもが生きがいを持って暮らせる地域づくり・人づくりを支援する	2	1	0	1	0	0

<図表 3> 判定基準

判定区分	判定基準
A	現状値が策定時の目標値を達成している。
B	現状値が策定時より改善している。
C	現状値が策定時と変わらない。 (策定時の現状値に対して±3.0ポイント以内)
D	現状値が策定時より悪化している。
—	策定時のデータがないなどのため、評価できない。

※ “目標値” が「増加」、「減少」の場合、策定時の現状値に対して±0.9ポイント以内であれば、「C」とし、それ以外を「A」か「D」で判定している。

※ “目標値” が0%、1%及び2%の場合、策定時より減少していれば、「B」と判定している。

## (4) 基本目標別の最終評価

### 基本目標 1 区民一人ひとりの健康づくりを支援する

#### (1) 健康によい食生活を送る～食生活・栄養～

##### ①指標と達成状況

指 標	区民の健康づくり総合計画策定時 (平成21年度)			現状値 (平成26年度)		目標値	判定
			出典		出典		
自分にとって適切な食事を把握している割合	20歳以上	48.3%	①	—	—	70%	—
朝食をとっている割合 ※小学生・中学生・高校生等：毎日食べている、食べない日もある ※20～39歳：週4日以上	小学生	97.0%	②	—	—	100%	—
	中学生	92.4%	②	90.5%	②	95%	C
	高校生	86.6%	②	91.9%	②	90%	A
	20～39歳	65.0%	①	70.2%	①	80%	B
1日1食は主食・主菜・副菜を揃えたバランスのよい食事をとる割合	単身世帯	67.4%	①	61.4%	①	増加	D
野菜を使った料理を1日2食以上とる割合	20歳以上	63.2%	①	63.1%	①	70%	C
カルシウムを多く含む食品を十分にとる割合	20歳以上	60.5%	①	60.9%	①	70%	C
適正な塩分摂取の認知度	20歳以上	38.5%	①	35.9%	①	増加	D
食育という言葉やその意味の認知度	20歳以上	77.9%	①	85.3%	①	90%	B
食育への関心度	20歳以上	69.1%	①	72.4%	①	80%	B

##### ②評価

微増しているものはあるが、全体的にほぼ横ばいである。

就業や生活スタイルの変化に加え、外食や中食の増加など食の選択肢が多様化され、適正な食生活を送るための幅広い知識の啓発普及をより一層図る必要がある。

##### ③指標及び目標値等の変更の有無

変更：「自分にとって適正な食事を把握している割合」

この指標は、「適正な食事」の認識が、漠然としており、人によってとらえ方が異なるため変更する。

変更：健康日本21（第2次）では、栄養・食生活の目標として「適切な量と質の食事をとる者の増加」があり、その数値目標として

ア 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が1日2回以上の日がほぼ毎日の者の割合

イ 食塩摂取量の減少 ウ 野菜と果物の摂取量の増加

以上3項目が挙げられている。

この表記に合わせ、自分にとって適切な食事を把握している割合

ア 1日1食は主食・主菜・副菜を揃えたバランスのよい食事をとる割合

イ 減塩をこころがけている人の割合 ウ 野菜を使った料理を1日2食以上とる割合

現行：「適正な塩分摂取の認知度」を「増加」

変更後：「減塩をこころがけている人の割合」を「増加」

#### ④追加指標の有無

よく噛んで味わって食べるなどの食べ方に関心のある区民の割合を増やす

### (2) 生活の中に適度な運動を取り入れる

#### ①指標と達成状況

指 標	区民の健康づくり総合計画策定時 (平成21年度)			現状値 (平成26年度)		目標値	判定
			出典		出典		
運動をする習慣がある割合 ※1回30分(または10分×3回程度)以上の汗ばむ運動を1週間で2日以上、1回程度	20歳以上	44.3%	①	44.6%	①	48%	C
	20～29歳	38.5%	①	34.6%	①	40%	D
	30～39歳	39.3%	①	41.3%	①	40%	A
	40～49歳	43.9%	①	42.8%	①	50%	C
	50～59歳	45.8%	①	38.5%	①	50%	D
	60～69歳	43.4%	①	47.7%	①	50%	B
	70歳以上	54.9%	①	54.1%	①	60%	C
きっかけがないため運動していない割合	20歳以上	14.5%	①	13.9%	①	減少	C

#### ②評価

運動をする割合をみると、目標を達成している年代もあるが、割合が下がった年代もあり、全体的には横ばいとなっている。きっかけがないために運動していない割合はやや減少した。

身体活動や運動の習慣化については、引き続き取り組みが必要である。

#### ③指標及び目標値等の変更の有無

④のとおり

#### ④追加指標の有無

年代別では母数も少ないため、評価しづらい。東京都の指標に合わせてはどうか。

<東京都の指標>

歩数（1日当たり）が8,000歩以上の人の割合 【目標：増やす】

20歳～64歳、65歳～74歳 ※男女別

歩数（1日当たり）が下位25%に属する人の平均歩数 【目標：増やす】

20歳～64歳、65歳～74歳 ※男女別

(3) ストレスに適切に対処する～こころの健康・休養～

①指標と達成状況

指 標	区民の健康づくり総合計画策定時 (平成21年度)			現状値 (平成26年度)		目標値	判 定
			出典		出典		
毎日をいきいきと充実してくらす割合 ※そう思う、まあそう思う	20歳以上	69.8%	①	68.2%	①	77%	C
	40歳未満	70.9%	①	72.6%	①	80%	C
	40～64歳	67.5%	①	61.2%	①	70%	D
	65歳以上	72.2%	①	76.3%	①	80%	B
睡眠による休養がとれている割合 ※十分にとれている、まあとれている →睡眠時間が足りている割合 ※十分足りている、ほぼ足りている	20歳以上	76.4%	①	63.7%	①	83%	D
	40歳未満	72.6%	①	61.1%	①	80%	D
	40～64歳	71.0%	①	55.5%	①	80%	D
	65歳以上	85.2%	①	80.1%	①	90%	D
不安、悩み、ストレスを解消できていない割合 ※まったく解消できていない、あまり解消できていない	20歳以上	31.3%	①	39.0%	①	減少	D
	40歳未満	34.0%	①	35.7%	①	減少	D
	40～64歳	36.4%	①	42.6%	①	減少	D
	65歳以上	23.5%	①	36.9%	①	減少	D
ストレスへの対処方法として学校や職場等で相談する割合	就学中・就業中の20歳以上 6.8%		①	8.9%	①	増加	A
うつ病が病気であることを理解する割合	20歳以上	70.0%	①	76.0%	①	100%	B
	40歳未満	78.9%	①	80.3%	①	100%	C
	40～64歳	76.8%	①	81.4%	①	100%	B
	65歳以上	56.5%	①	66.7%	①	100%	B

②評価

うつ病の理解、知識度は上昇しているが、生活の中で生かすことが難しいといった状況である。

④追加指標の有無

睡眠による休養が足りている割合



(4) たばこ・アルコール・薬物による健康影響を理解し、健康づくりを進める

①指標と達成状況

指 標	区民の健康づくり総合計画策定時 (平成21年度)		現状値 (平成26年度)		目標値	判定	
		出典		出典			
喫煙率 ※よく吸う、ときどき吸う ※26年度「吸っている」	中学生	1.1%	②	—	—	0%	—
	高校生等	4.2%	②	2.3%	②	0%	C
	男性20歳以上	31.2%	⑫	32.5%	⑩	22%	C
	女性20歳以上	10.4%	⑫	13.6%	⑩	6%	D
	妊娠中の喫煙率	4.6%	⑩	1.6%	⑨	0%	C
たばこの本人の健康への影響を理解する割合 ※「気管支炎」「ぜんそく」→26年度「気管支喘息」 ※「脳卒中」→26年度「脳血管疾患」							
肺がん	20歳以上	92.6%	①	95.7%	①	100%	B
気管支炎	20歳以上	69.3%	①	—	—	100%	—
妊娠(胎児)への悪影響	20歳以上	63.2%	①	71.3%	①	100%	B
ぜんそく	20歳以上	60.9%	①	—	—	100%	—
心臓病	20歳以上	49.4%	①	43.5%	①	100%	D
脳卒中	20歳以上	49.1%	①	39.6%	①	100%	D
歯周病	20歳以上	29.6%	①	30.5%	①	100%	C
胃かいよう	20歳以上	25.2%	①	17.0%	①	100%	D
受動喫煙の影響を理解する割合 ※乳幼児・青少年の発達への悪影響を理解する割合	20歳以上	51.6%	①	55.6%	①	70%	B
たばこの害について子どもと話す割合	第1子が12～19歳の子ども いる親	70.9%	①	69.8%	①	増加	D
1日3合以上の多量飲酒の割合	男性20歳以上	13.4%	①	20.5%	①	8%	D
	女性20歳以上	2.8%	①	10.4%	①	2%	D
未成年者の飲酒の割合 ※よく飲む、ときどき飲む	中学生	7.1%	②	—	—	0%	—
	高校生等	22.6%	②	22.6%	②	0%	C
適度な飲酒量を1日1合以下と考える割合 ※1日0.5合まで、1日1合まで ※26年度「1合未満」	男性20歳以上	71.6%	①	36.5%	①	増加	—
	女性20歳以上	70.5%	①	44.2%	①	増加	—
多量・長時間の飲酒の健康への影響を理解する割合							
肝臓病	20歳以上	88.3%	①	92.1%	①	100%	B
アルコール依存症・アルコール中毒	20歳以上	84.5%	①	88.9%	①	100%	B
糖尿病	20歳以上	55.8%	①	50.4%	①	100%	D
妊娠(胎児)への悪影響	20歳以上	48.3%	①	52.0%	①	100%	B
脳卒中	20歳以上	41.6%	①	37.3%	①	100%	D
動脈硬化	20歳以上	39.2%	①	38.4%	①	100%	C
乳幼児・青少年の発達への悪影響	20歳以上	36.8%	①	32.8%	①	100%	D
心臓病	20歳以上	31.8%	①	29.8%	①	100%	C
がん	20歳以上	32.2%	①	27.6%	①	100%	D
アルコールの害について子どもと話す割合	第1子が12～19歳の子ども いる親	77.8%	①	65.1%	①	増加	D
薬物の害について子どもと話す割合	第1子が12～19歳の子ども いる親	90.5%	①	72.1%	①	増加	D
薬物を使うことは絶対にいけないと思う割合	中学生	93.2%	①	97.8%	①	100%	B
	高校生等	97.5%	①	97.7%	①	100%	C
外部機関と連携した薬物乱用防止教育等を実施している小学校・中学校の割合	小学校	100.0%	⑦	100.0%	⑥	100%	A
	中学校	100.0%	⑦	100.0%	⑥	100%	A

## ②評価

喫煙率は悪化しており、全国平均と比べても高くなっている。特に女性の喫煙率が高い。

たばこの健康影響についての理解は、肺がんや妊娠(胎児)への悪影響については向上しているものの、その他の知識は上がっていない(むしろ下がっている)。

成人の飲酒量(1日3合以上)は増えており、適正飲酒についての理解は下がっている。多量飲酒の健康影響についての理解は、肝臓病やアルコール依存症などよく耳にするものについては向上しているが、生活習慣病などとの関係については、依然として理解されていない。

未成年者の薬物に対する認識は、薬物乱用防止の取り組みの成果により、上がっている。

## ④追加指標の有無

### <喫煙>

変更：喫煙率は、中学生の指標がないため、高校生等も含め「未成年者」でまとめる。

変更：喫煙や受動喫煙の理解度は、がん対策基本方針の指標にもあるため、未成年者について測る。

### <飲酒>

変更：中学生と高校生等の飲酒割合は、喫煙率と同様に「未成年者」でまとめる。

変更：成人の飲酒割合は、東京都の指標に合わせる。

※「生活習慣病のリスクを高める量を飲酒している人の割合(1日当たり純アルコール摂取量が男性40g以上、女性20g以上の割合)」

20歳以上 ※男女別 【目標：減らす】

変更：知識を問う指標は削除

## (5) 歯と口腔の健康を保つ

### ①指標と達成状況

指 標	区民の健康づくり総合計画策定時 (平成21年度)		現状値 (平成26年度)		目標値	判定
		出典		出典		
乳歯のむし歯予防	むし歯のある1歳6か月児 1.7%	③	1.3%	③	1%	B
	むし歯のない3歳児 84.0%	③	90.6%	③	85%	A
永久歯のむし歯予防	12歳DMF歯数 1.4歯	④	1.04歯	④	1.0歯	B
	むし歯のない12歳児 46.2%	⑤	55.2%	⑤	50%	A
子どもの歯や口の健康で保護者が気をつけている割合						
週1回以上の子どもの口を観察する割合	#1 0～5歳児 46.4%	①	41.2%	①	50%	D
	#1 6～11歳児 31.7%	①	32.7%	①	50%	C
食べたら必ず歯をみがく割合	#1 0～5歳児 39.1%	①	38.2%	①	60%	C
	#1 6～11歳児 48.3%	①	45.5%	①	60%	C
フッ素配合の歯みがき剤を使う割合	3歳児 50.1%	③	70.4%	③	70%	A
	#1 6～11歳児 43.3%	①	52.7%	①	70%	B
かかりつけ歯科医を持つ割合	3歳児 41.1%	③	49.8%	③	50%	B
	#1 6～11歳児 61.7%	①	54.5%	①	80%	D
歯や歯ぐきの健康に満足する割合	20歳以上 23.5%	①	28.4%	①	38%	B
60歳(55～64歳)で自分の歯を24歯以上持つ割合	55～64歳 57.3%	①	59.5%	①	60%	C
重度の歯周病の予防(CPI最大コード3以上)	40歳 36.0%	③	38.2%	③	20%	C
1日1回は時間をかけて歯をみがく割合	40～49歳 74.0%	①	75.0%	①	80%	C
糸ようじ、歯間ブラシを使う割合	40～49歳 47.2%	①	46.7%	①	60%	C
年に1回以上歯科健康診査を受ける割合	20歳以上 30.7%	①	40.4%	①	50%	B
喫煙の歯周病への影響を理解する割合	40歳以上 26.1%	①	27.6%	①	100%	C
80歳以上で20歯以上の自分の歯を有する人の増加	75～84歳 28.2%	①	31.2%	①	35%	C

※重度の歯周病についての値は25年度の数  
12歳DMF歯数値は25年度の値

### ②評価

(乳歯のむし歯予防)

う蝕り患率は改善傾向にあり、3歳児のう蝕り患率は目標値を達成した。

幼児の生活習慣についても、「フッ素配合の歯みがき剤を使う割合」については目標値の70%を達成した。「かかりつけ歯科医を持つ割合」も着実に増えている。

(成人の歯の喪失の抑制)

60歳で24歯以上持つ割合、80歳で20歯以上持つ割合は、21年度の基準値を上回っているが、目標値には達しなかった。

40歳のCPI最大コードについては、基準値より高率を示している。歯の喪失の抑

制には、歯周病の予防は重要である。比較的に患率が低いと思われる若年期からの取り組みを充実させる必要がある。

生活習慣では、1日1回時間をかけて歯をみがく割合、年に1回歯科健康診査を受ける割合は21年度の基準値を上回っているが、糸ようじ・歯間ブラシを使う割合は、基準値を下回っている。積極的な歯口清掃習慣は歯周病及びむし歯予防の基本であることから、引き続き定着を図っていく必要がある。

喫煙の歯周病への影響を理解するものは、低率にとどまっている。区でも受動喫煙の防止、禁煙支援策が進められている。喫煙の健康被害の一つとして歯周病との関連をさらに周知していく必要がある。

年1回以上歯科健診を受ける割合は、目標値に達していない。口腔の健康を管理・支援するための「かかりつけ歯科医」の定着を推進する必要がある。

### ③指標及び目標値等の変更の有無

現行：「1日1回は時間をかけて歯をみがく割合」

変更：「1日1回は時間をかけてていねいに歯をみがく割合」

「歯や歯ぐきの健康に満足する割合」年齢20歳以上を60歳以上とする。

「かかりつけ歯科医を持つ者の割合」20歳以上を20歳～39歳、40歳から64歳、65歳以上とする。

### ④追加指標の有無

「糖尿病と歯周病との関連」

「よく噛むようにしている者」

「口腔ケアが誤嚥性肺炎を予防することを知っている者」

(6) 自らの健康状態を把握し、生活習慣病を改善する

～がん・高血圧・脳血管疾患・心臓病・糖尿病～

①指標と達成状況

指 標	区民の健康づくり総合計画策定時 (平成21年度)			現状値 (平成26年度)		目標値	判定		
			出典		出典				
適正体重である	20歳以上	66.6%	①	65.6%	①	75%	C		
自分の体型を正しく理解する割合	20歳以上	68.0%	①	62.9%	①	90%	D		
自分の適性体重を把握している割合	20歳以上	61.3%	①	62.8%	①	90%	C		
1年に1回、健康診査を受診する割合 ※26年度「派遣、契約、嘱託、パート、アルバイト」	20歳以上	78.6%	①	83.9%	①	80%	A		
	パートタイマー・フリーター	67.7%	①	74.5%	①	75%	B		
	専業主婦(夫)・家事手伝い	67.5%	①	83.3%	①	75%	A		
糖尿病有所見者を減らす	要指導	40～74歳	49.2%	⑫	44.3%	⑩	減少	A	
		20歳以上39歳以下	16.3%	⑫	9.8%	⑩	減少	A	
	要医療	40～74歳	10.4%	⑫	4.7%	⑩	減少	A	
		20歳以上39歳以下	1.5%	⑫	0.5%	⑩	減少	A	
高血圧病有所見者を減らす	正常高値	40～74歳	32.5%	⑫	25.8%	⑩	減少	A	
		20歳以上39歳以下	12.1%	⑫	3.4%	⑩	減少	A	
	軽症高血圧	40～74歳	25.9%	⑫	20.4%	⑩	減少	A	
		20歳以上39歳以下	6.9%	⑫	1.9%	⑩	減少	A	
		40～74歳	5.5%	⑫	4.4%	⑩	減少	A	
	中高度高血圧	40～74歳	5.5%	⑫	4.4%	⑩	減少	A	
		20歳以上39歳以下	0.9%	⑫	0.2%	⑩	減少	C	
重症度高血圧	40～74歳	1.1%	⑫	1.0%	⑩	減少	C		
1992年2月 WHO及びISH(国際高血圧学会)による定義	20歳以上39歳以下	0.4%	⑫	0.3%	⑩	減少	C		
	男性 40～74歳	32.4%	⑫	—	—	減少	—		
メタボリックシンドローム該当者の割合	女性 40～74歳	11.8%	⑫	—	—	減少	—		
がん検診を受診している割合	胃がん	40歳以上	25.5%	①	35.1%	①	50%	B	
		大腸がん	40歳以上	21.5%	①	42.8%	①	50%	B
			40歳以上	17.1%	①	23.4%	①	50%	B
	子宮がん	女性 20歳以上	26.5%	①	34.9%	①	50%	B	
	26年度「子宮頸がん」	乳がん	女性 40歳以上	24.3%	①	36.7%	①	50%	B

基準値

要指導 空腹時血糖値 100～125mg/dL又はヘモグロビンA1c5.6%以上6.4%未満(NGSP)

要医療 空腹時血糖値 126mg/dL以上又はヘモグロビンA1c6.5%以上(NGSP)

基準値

正常高値 収縮期130～139mmHg又は拡張期 85～89mmHg

軽症高血圧 収縮期140～159mmHg又は拡張期 90～99mmHg

中等度高血圧 収縮期160～179mmHg又は拡張期 100～109mmHg

重症高血圧 収縮期 180mmHg以上又は拡張期110mmHg以上

メタボリックシンドローム該当者の割合の出し方は要検討

## ②評価

がん検診を受診している割合については、区が実施するがん検診における、健康診査と大腸がん検診の同時実施や、国の無料クーポン券事業、子宮頸がん・乳がん検診の検診車の導入、各種受診勧奨等の効果もあって、大幅に改善したと思われる。ただし、職域や人間ドック等で受診している人の受診率は把握が困難なため、アンケート調査結果による数値を用いている以上、正確な数値の把握は難しい。

## ④追加指標の有無

がんの75歳未満年齢調整死亡率

## (7) 女性の健康づくりを推進する

### ①指標と達成状況

指 標	区民の健康づくり総合計画策定時 (平成21年度)			現状値 (平成26年度)		目標値	判 定	
			出典		出典			
カルシウムを多く含む食品を十分にとる割合	女性 20歳以上	59.1%	①	60.0%	①	70%	C	
運動をする習慣がある割合 ※1回30分(または10分×3回程度)以上の汗ばむ運動を1週間で2日以上、1日程度	女性 20歳以上	41.2%	①	40.0%	①	48%	C	
	女性 20～29歳	32.5%	①	25.5%	①	40%	D	
	女性 30～39歳	31.1%	①	29.7%	①	40%	C	
	女性 40～49歳	43.4%	①	37.8%	①	50%	D	
	女性 50～59歳	44.1%	①	41.2%	①	50%	C	
	女性 60～69歳	43.1%	①	48.1%	①	50%	A	
睡眠による休養がとれている場合 ※十分にとれている、まあとれている →睡眠時間が足りている割合 ※十分足りている、ほぼ足りている	女性 20歳以上	74.4%	①	59.8%	①	83%	D	
	女性 40歳未満	72.2%	①	58.0%	①	80%	D	
	女性 40～64歳	69.0%	①	50.6%	①	80%	D	
不安、悩み、ストレスを解消できていない割合 ※まったく解消できていない、あまり解消できていない	女性 20歳以上	32.6%	①	36.1%	①	減少	D	
	女性 40歳未満	35.3%	①	32.7%	①	減少	A	
	女性 40～64歳	36.1%	①	40.9%	①	減少	D	
喫煙率 ※よく吸う、ときどき吸う	女性 中学生	1.8%	①	—	—	0%	—	
	女性 高校生等	7.8%	①	0%	①	0%	A	
	(再掲)女性 20歳以上	10.4%	⑫	13.6%	⑩	6%	D	
	(再掲)妊娠中の喫煙率	4.6%	⑩	1.6%	⑧	0%	C	
1日3合以上の多量飲酒の割合	(再掲)女性 20歳以上	2.8%	①	10.4%	①	8%	D	
年に1回以上歯科健康診査を受ける割合	女性 20歳以上	33.8%	①	44.2%	①	50%	B	
喫煙の歯周病への影響を理解する割合	女性 40歳以上	25.3%	①	29.6%	①	100%	B	
自分の体型を正しく理解する割合	女性やせ16～19歳	ふつうと認識 86.4%	①	66.7%	①	減少	A	
	女性やせ20～39歳	ふつうと認識 44.4%	①	41.7%	①	減少	A	
がん検診を受診している割合	子宮がん 乳がん	(再掲)女性 20歳以上	26.5%	①	34.9%	①	50%	B
		(再掲)女性 40歳以上	24.3%	①	36.7%	①	50%	B

## ②評価

向上している項目もあるが、横ばい又は悪化している項目も見られる。

## ④追加指標の有無

再掲のため、各指標の変更に準ずる。

## 基本目標 2 親と子の健康づくりを支援する

### (1) 思春期のこころとからだの発達を支援する

#### ①指標と達成状況

指 標	区民の健康づくり総合計画策定時 (平成21年度)		現状値 (平成26年度)		目標値	判定
		出典		出典		
たばこの害について子どもと話す割合	第1子が12～19歳の子ども いる親 70.9%	①	69.8%	①	増加	D
十代の喫煙率 ※よく吸う、ときどき吸う	(再掲) 中学生 1.1%	②	—	—	0%	—
	(再掲) 高校生等 4.2%	②	2.3%	②	0%	B
アルコールの害について子どもと話す割合	(再掲) 第1子が12～19歳の子 どものいる親 77.8%	①	65.1%	①	増加	D
十代の飲酒率 ※よく飲む、ときどき飲む	(再掲) 中学生 7.1%	②	—	—	0%	—
	(再掲) 高校生等 22.6%	②	22.6%	②	0%	C
飲酒や喫煙の害を認知している割合 ※よく知っている	中学生 28.0%	②	—	—	100%	—
	高校生等 33.6%	②	—	—	100%	—
薬物の害について子どもと話す割合	(再掲) 第1子が12～19歳の子 どものいる親 90.5%	①	72.1%	①	増加	D
薬物を使うことは絶対にいけないと思う割合	(再掲) 中学生 93.2%	①	97.8%	①	100%	B
	(再掲) 高校生等 97.5%	①	97.7%	①	100%	C
学校保健委員会を開催している学校の割合	小学校 84.6%	⑥	—	—	100%	—
	中学校 77.8%	⑥	—	—	100%	—
外部機関と連携した薬物乱用防止教育等 を実施している小学校・中学校の割合	(再掲) 中学校 100.0%	⑦	100.0%	⑥	100%	A
	(再掲) 高校校 100.0%	⑦	100.0%	⑥	100%	A

## ②評価

アンケート内容により現状値が出ない場合があるので、今回のアンケート内容にあわせてはどうか。薬物を使うことは、絶対にいけないということについては、100%近くへのびているが、ほかは、ほぼ横ばい。

## ③指標及び目標値等の変更の有無

「子ども・子育て支援ニーズ調査」において設問を設けず算出不可である。

(2) 安心・安全な妊娠・出産を支援する

①指標と達成状況

指 標	区民の健康づくり総合計画策定時 (平成21年度)		現状値 (平成26年度)		目標値	判定
		出典		出典		
妊娠11週以下での妊娠の届出率	86.4%	⑧	91.2%	⑦	100%	B

③指標及び目標値等の変更の有無

こんにちは赤ちゃん（生後120日以内の乳児訪問）率

(3) 子どもの健やかな発育・発達を支援する

①指標と達成状況

指 標	区民の健康づくり総合計画策定時 (平成21年度)		現状値 (平成26年度)		目標値	判定
		出典		出典		
4か月までの母子保健サービス利用率	78.1%	⑪	-	-	90%	-
子育てに対する不安感のある親の割合 ※いつも感じる、ときどき感じる	0～6歳の子どもがいる親 49.2%	②	49.8%	②	減少	C
	小学生の子どもがいる親 43.8%	②	42.3%	②	減少	A
心身ともに調子がよい母親の割合	1歳6か月児の親 65.9%	⑨	70.1%	⑧	増加	A
3～4か月児健康診査時に母乳育児（混合含む）をしている母親の割合	80.9%	⑩	87.9%	⑨	増加	A
産後うつスクリーニング高得点率	7.6%	⑧	8.6%	⑦	減少	D

③指標及び目標値等の変更の有無

産後うつスクリーニングの高得点率について

平成27年度（平成27年4月1日以降）よりスクリーニング時期が3～4か月児健診から生後120日以内の乳児訪問時に前倒しになる。産後うつは出産後早期の時期に高くなる傾向が知られており、標準値が高くなることを見込まれる。（平成26年度以前との単純な比較はできないこととなる）



#### (4) 子どもの保健医療の環境をつくる

##### ①指標と達成状況

指 標	区民の健康づくり総合計画策定時 (平成21年度)		現状値 (平成26年度)		目標値	判定
		出典		出典		
3～4か月児健康診査の受診率	98.3%	⑧	95.7%	⑦	100%	-
3歳児健康診査の受診率	92.5%	⑧	95.4%	⑦	100%	-
妊娠中の喫煙率	(再掲) 4.5%	⑩	(再掲) 1.6%	⑨	0%	-
育児期間中の母親の喫煙率	6.7%	⑩	5.2%	⑨	0%	B
子どもや妊婦の前ではたばこを吸わない割合	20歳以上の喫煙者 80.6%	①	83.9%	①	100%	B
かかりつけ小児科医を持つ親(1～6歳)の割合	1～6歳の子どものいる親 69.6%	①	79.4%	①	100%	B
かかりつけ小児科医を持つ親(小学生)の割合	小学生の子どものいる親 83.3%	①	81.8%	①	100%	C
すみだ平日夜間救急こどもクリニックと墨田区休日応急診療を両方知っている親の割合	小学生以下の子どものいる親 64.8%	①	62.9%	①	70%	C

##### ②評価

3～4か月児健康診査においては、100%近い受診率である。また3歳児健診においても受診率は増加している。また育児期間中や子ども、妊婦の前ではたばこを吸わない割合が増加している。

## 基本目標 3 だれもが生きがいを持って暮らせる地域づくり・人づくりを支援する

### [総合的評価]

#### ①指標と達成状況

指 標	区民の健康づくり総合計画策定時 (平成21年度)		現状値 (平成26年度)		目標値	判定
		出典		出典		
健康だと思う割合 (健康だと思う、まあ健康だと思う)	20～64歳 76.6%	①	75.8%	①	増加	C
	65歳以上 67.0%	①	73.0%	①	増加	A

#### ②評価

全体でみると平成17年、平成22年、平成26年は「健康だと思う割合」は上がってきている。

#### ③指標及び目標値等の変更の有無

上記指標のとおりで変更しない。

#### ④追加指標の有無

「あなたは、どの程度近所づきあいをしていますか」（健康に関する区民アンケート調査）

「ほとんど付き合いはない」を「減少する」

区民の健康づくり総合計画策定時（平成21年度）	現状値（平成26年度）
*①「健康」に関する区民アンケート調査 平成21年度実施 *②墨田区次世代育成支援のための調査報告書（平成20年度） *③歯科健康診査（1歳6か月児、3歳児）成人歯科健康診査（40歳）（平成21年度） *④東京の歯科保健（平成20年度 平成21年10月報告） *⑤東京都の学校保健統計書（平成20年度） *⑥小中学校における学校保健委員会設置促進について（東京都教育委員会 平成20年度） *⑦平成21年度における薬物乱用防止教室等実施状況について（東京都教育委員会） *⑧墨田区の福祉・保健（平成22年版 平成21年度） *⑨1歳6か月児健康診査アンケート（平成21年度） *⑩3～4か月児健康診査（平成21年度） *⑪3～4か月児健康診査（平成22年5月） *⑫若年節目健診・若年区民健診・特定健康診査・75歳以上健康診査・生活習慣病予防健康診査（平成21年度） #1：当該年齢の子どもを持つ親の回答	*①「健康」に関する区民アンケート調査 平成26年度実施 *②墨田区子ども・子育て支援ニーズ調査報告書（平成26年度） *③歯科健康診査（1歳6か月児、3歳児）成人歯科健康診査（40歳）（平成26年度） *④東京の歯科保健（平成25年度 平成26年10月報告） *⑤東京都の学校保健統計書（平成26年度） *⑥平成26年度における薬物乱用防止教室等実施状況について（東京都教育委員会） *⑦墨田区の福祉・保健（平成26年版） *⑧1歳6か月児健康診査アンケート（平成26年度） *⑨3～4か月児健康診査（平成26年度） *⑩若年節目健診・若年区民健診・特定健康診査・75歳以上健康診査・生活習慣病予防健康診査（平成26年度） #1：当該年齢の子どもを持つ親の回答

## 8 主な国及び都の動向

(○は国、●は都の動向)

国及び都の法制度や計画等の動向	内 容
●福祉・健康都市東京ビジョン (2月策定)	大都市「東京」にふさわしい福祉・保健・医療サービスの実現をめざす、「福祉改革」及び「医療改革」をさらに推進していくための、福祉と保健医療の両分野を貫く、初めての基本方針であり、分野別計画の策定・推進の基本となるビジョン。
○食育推進基本計画 (3月策定)	「食育基本法」に基づき、国の食育推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進を図るために、基本的な方針や達成すべき具体的目標を盛り込んだ計画。
●東京都健康推進プラン21 後期5か年戦略 (3月策定)	平成13年10月に策定した「東京都健康推進プラン21」の進捗状況の中間評価を行い、改めて都民の健康課題を浮き彫りにした上で、「糖尿病の予防」、「がんの予防」及び「こころの健康づくり」の3つに重点的に取り組むこととした後期5か年戦略。
○介護保険法改正 (4月施行)	制度が施行されて5年が経過し、介護予防(生活機能の低下を未然に防止する)施策や、地域密着型サービスの導入、認知症高齢者に対応したケアの確立に向けた、大きな制度改正。
○ニコチン依存症管理料の新設 (4月診療報酬改定)	ニコチン依存症と診断された患者のうち、禁煙を希望し保険が適用される者に対する一定期間の禁煙指導について、新たに診療報酬上の評価を導入。
○禁煙支援マニュアル (5月策定)	地域や職域で、主に保健医療従事者を対象に、禁煙支援に取り組むために必要な基礎知識、実施手法、留意事項等を自己学習できるように解説したマニュアル。
○第5次医療法 (6月改正)	国民の医療に対する安心・信頼の確保と質の高い医療サービスの実現に向けて、脳卒中や心臓病をはじめとする疾病・事業ごとの医療連携体制の構築や、医療機能情報の開示などを規定し、良質な医療の提供体制の確立を図ることを定めた法律。
○医療制度改革関連法 (6月成立)	医療制度改革の方向として、総合的な生活習慣病の対策を推進し、健康の増進、生活の質の向上を図るとともに、中長期的な医療費の適正化につなげることを目的に各種関連法が取りまとめられた。主な内容としては、①「メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)」の概念を導入し、「予防」の重要性に対する理解の促進を図ること、②生活習慣病の予防についての保険者の役割を明確化し、40歳以上の被保険者、被扶養者に対する健診、保健指導を義務付けること、③国において、内臓脂肪型肥満に着目した生活習慣病予防のための標準的な健診・保健指導プログラムを提示すること、④都道府県が総合調整機能を発揮し、明確な目標のもと、医療保険者、事業者、市町村等の役割分担を明確にし、関係者の連携を一層推進することなどが定められた。
○自殺対策基本法 (6月成立 10月施行)	自殺対策を総合的に推進することにより、自殺の防止を図り、併せて自殺者の親族等に対する支援の充実を図るための法律。
○がん対策基本法 (6月成立 平成19年4月施行)	がん対策の一層の充実を図るため、がん対策を総合的かつ計画的に推進するための法律。

平成18年

資料

(○は国、●は都の動向)

	国及び都の法制度や計画等の動向	内 容
平成18年 (続き)	○健康づくりのための運動基準2006(7月策定)	健康の維持・増進、生活習慣病の予防を目的とした望ましい身体活動・運動及び体力の基準を示したもの。
	○健康づくりのための運動指針2006(7月策定)	「健康づくりのための運動基準2006」に基づき、安全で有効な運動を普及するための具体的な指針。
	●東京都食育推進計画(9月策定)	食育基本法に基づく都道府県食育推進計画に該当する計画で、東京の食環境にふさわしい食育の推進を図るための基本的な考え方と具体的な施策の展開を示した計画。
平成19年	○新健康フロンティア戦略(4月策定)	「子どもの健康」、「女性の健康」、「メタボリックシンドローム克服」、「がん克服」、「こころの健康」、「介護予防」、「歯の健康」、「食育」及び「運動・スポーツ」の9つの分野で、国民自らがそれぞれの立場に応じて健康対策を行うための戦略。
	○自殺総合対策大綱(6月策定)	「自殺対策基本法」に基づいた自殺対策の総合的な指針。
	○がん対策推進基本計画(6月策定)	がん対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、がん対策の基本的方向について定めた計画。都道府県がん対策推進計画の基本ともなるもの。
平成20年	○全国医療費適正化計画(3月策定)	「高齢者の医療の確保に関する法律」の第8条に基づき国が策定し、医療費の伸びが過大とならないよう、糖尿病等の患者・予備群の減少、平均在院日数の短縮を図るなど、計画的な医療費の適正化対策を推進する計画。
	●東京都健康推進プラン21新後期5か年戦略(3月策定)	医療制度改革関連法が本格的に施行される平成20年度から平成24年度までに照準を合わせ、メタボリックシンドローム対策をはじめとする予防をより重視した取り組みの推進や、都民の健康づくりにかかわる多様な関係者の役割と連携方策などを明記した戦略。
	●東京都医療費適正化計画(3月策定)	「高齢者の医療の確保に関する法律」の第9条に基づく都道府県医療費適正化計画に該当する計画で、全ての都民が必要な医療を安心して適切に受けられるよう、政策目標を定め、都民の健康づくりの推進や良質で効率的な医療提供体制の確立及び介護サービス基盤の充実など、予防から医療、介護に至る各施策の取り組みを総合的・一体的に推進することを目的とし、都民医療費の適正水準の確保に資する計画。
	●東京都がん対策推進計画(3月策定)	「がん対策基本法」に基づく都道府県がん対策推進計画で、都民ががんと向き合い、がんを克服していくことをめざすとともに、がんになっても、がんとともに自分らしく生活できるような社会の構築をめざしたがん対策を推進する計画。
	○高齢者の医療の確保に関する法律(4月施行) ※成立は、平成18年6月	「老人保健法」が改正された法律。 これまで実施していた基本健康診査に変わり、メタボリックシンドロームに着目した特定健康診査・特定保健指導の実施が医療保険者に義務付けられた。 その一方で、健康教育、健康相談は、「健康増進法」に基づく区市町村健康増進事業に位置付けられた。

(○は国、●は都の動向)

	国及び都の法制度や計画等の動向	内 容
平成21年	●東京における自殺総合対策の基本的な取組方針 (3月策定)	「自殺総合対策大綱」を踏まえ、都及び関係機関・団体等の役割や、今後の取り組みの方向性を明らかにし、さらに効果的に自殺対策を推進するために策定した基本的な取組方針。
	○消費者安全法 (6月成立)	消費者の消費生活における被害を防止し、その安全を確保することを目的とした法律。 内閣総理大臣による基本方針の策定すること、地方公共団体において消費生活相談などの事務を行う消費生活センターを法律上位置付けること、消費者庁による情報の集約体制を整備すること、被害の発生・拡大の防止のための措置として、内閣総理大臣による関係各大臣に対する措置の実施要求や、各省庁所管法のいわゆるすき間事案について内閣総理大臣自らが行う事業者に対する勧告や命令などの規定が定められた。
平成23年	○第2次食育推進基本計画 (3月策定)	周知から実践をコンセプトに、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、重点課題や基本的な取組方針を定めた計画。 なお、重点課題としては、「生涯にわたるライフステージに応じた間断ない食育の推進」、「生活習慣病の予防及び改善につながる食育の推進」、「家庭における共食を通じた子どもへの食育の推進」が掲げられている。
	●東京都食育推進計画 (3月一部改正)	平成18年9月に策定した「東京都食育推進計画」について、平成22年度に指標の調査・検証を行った結果を受け、平成27年度までの5年間の新たな指標を策定した。
	○歯科口腔保健の推進に関する法律 (8月成立)	国民保健の向上に寄与するため、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持の推進に関する施策を総合的に推進するための法律。 なお、この法律に規定される歯科口腔保健に関する知識の普及啓発等の施策の総合的な実施のための方針、目標、計画を示した「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」が平成24年7月に策定された。
平成24年	○健康日本21(第2次) (7月策定) ※第1次は平成12年に策定された。	「健康日本21」(平成12年3月策定)の最終評価を踏まえ、少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まで全ての国民がともに支え合いながら希望や生きがいを持ち、ライフステージ(乳幼児期、青壮年期、高齢期等の人の生涯における各段階をいう。)に応じて、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現をめざし、その結果、社会保障制度が持続可能なものとなるよう、国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本事項を示し、「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」を実現されるべき最終的な目標として掲げた計画。

(○は国、●は都の動向)

	国及び都の法制度や計画等の動向	内 容
平成24年 (続き)	○子ども・子育て関連3法 (8月成立)	<p>関連3法とは、「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律(認定こども園法の一部を改正する法律)」、「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(関係法律の整備等に関する法律)」の3つの法律のことを指す。</p> <p>これらの3つの法律に基づき、認定こども園・幼稚園・保育園などを通じた共通の新たな給付や認定こども園の改善、地域の子ども・子育て支援の充実など、子ども・子育て支援新制度が施行される。</p>
平成25年	<p>●東京都健康推進プラン21(第二次) (3月策定)</p> <p>※第1次は平成13年に策定された。</p>	<p>どこに住んでいても生涯にわたり健やかで心豊かに暮らせる社会をめざし、総合目標として「健康寿命の延伸」と「健康格差の縮小」を掲げ、これらを達成するために、生活習慣病の発症予防や生活習慣の改善の取り組みをさらに強化することをめざす計画。</p>
<p>●東京都保健医療計画 (3月改定)</p> <p>※平成元年に策定され、平成5年、10年、14年、20年に改定されてきているが、詳細は割愛。</p>	<p>「医療法」に基づく東京の保健医療に関する総合的・基本的な計画で、平成20年3月に策定した「東京都保健医療計画」における取り組みを一層推進するとともに、急増する精神疾患患者に対する医療提供体制の充実や東日本大震災を踏まえた災害医療体制の強化、超高齢社会の到来を見据えた在宅療養の充実などを盛り込んだ計画。</p>	
<p>●東京都がん対策推進計画 (3月一次改定)</p>	<p>平成20年3月に策定した「東京都がん対策推進計画」の計画期間満了に伴い、今後の超高齢社会の到来によるがん患者の増加や、がんに関する健康教育や小児がん対策、がん患者の就労等の社会的問題への対応の必要性を踏まえて改定された計画。</p>	
<p>○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(マイナンバー法) (5月成立)</p>	<p>社会保障、税等の分野で、届出手続きの軽減や本人確認の簡易な手段等の利便性の向上のために、共通の個人番号及び法人番号を導入する法律。</p>	
<p>○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (6月一部改正)</p>	<p>精神障害者の地域生活への移行を促進するため、精神障害者の医療に関する指針(大臣告示)の策定、保護者制度の廃止、医療保護入院における入院手続等の見直し等を定めた法律。</p>	
<p>○食品表示法 (6月成立)</p>	<p>食品の表示は、これまで複数の法律に定めがあり、非常に複雑なものになっていたことから、食品衛生法、JAS法(旧:農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律)及び健康増進法の3法の食品の表示に係る規定を一元化し、事業者にも消費者にもわかりやすい制度をめざした法律。</p>	
<p>○持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律(社会保障プログラム法) (12月成立)</p>	<p>受益と負担の均衡がとれた持続可能な社会保障制度の確立を図るため、医療制度、介護保険制度等の改革について、改革の検討項目、改革の実施時期と関連法案の国会提出時期の目途を明らかにした法律。</p>	
<p>○生活困窮者自立支援法 (12月成立)</p>	<p>生活保護に至る前の段階の自立支援策の強化を図るため、生活困窮者に対し、自立相談支援事業の実施、住居確保給付金の支給その他の支援を行うための所要の措置を講ずる法律。</p>	

(○は国、●は都の動向)

	国及び都の法制度や計画等の動向	内 容
平成 26 年	○健やか親子21（第2次） （3月成立）	<p>10年後に目指す姿を「すべての子どもが健やかに育つ社会」として、すべての国民が地域や家庭環境等の違いにかかわらず、同じ水準の母子保健サービスが受けられることを目指す計画。</p> <p>平成13年に開始した「健やか親子21」で掲げてきた課題を見直し、現在の母子保健を取り巻く状況を踏まえ、「切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策」、「学齢期・思春期から成人期に向けた保健対策」、「子どもの健やかな成長を見守り育む地域づくり」を3つの基盤となる課題として設定し、また、「育てにくさを感じる親に寄り添う支援」と「妊娠期からの児童虐待防止対策」を重点課題としている。</p>
	○難病の患者に対する医療等に関する法律 （5月成立）	<p>難病の患者に対する良質かつ適切な医療の確保及び難病患者の療養生活の質の維持向上を図り、国民保健の向上を図ることを目的とした法律。</p>
	○アレルギー疾患対策基本法 （6月成立）	<p>アレルギー疾患対策の一層の充実を図るため、アレルギー疾患対策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、医療保険者、国民、医師その他の医療関係者及び学校等の設置者又は管理者の責務を明らかにし、並びにアレルギー疾患対策の推進に関する指針の策定等について定めるとともに、アレルギー疾患対策の基本となる事項を定めた法律。</p>
	○地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（地域医療・介護総合確保推進法） （6月成立）	<p>社会保障プログラム法に基づく措置として、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、地域包括ケアシステムを構築することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、医療法、介護保険法等の関係法律について所要の整備等を行うことを定めた法律。</p>

## 9 用語集

### 【A】

#### A E D（自動体外除細動器）

心臓がけいれんし血液を流すポンプ機能を失った状態（心室細動）になった心臓に対して、電気ショックを与え、正常なリズムに戻すための医療機器である。医療従事者ではない一般市民でも操作方法を音声でガイドしてくれるため、簡単に使用することができる。

### 【C】

#### C P I

“Community Periodontal Index”の略

地域の歯周病の状態を示す指標で、数ある歯周病の指標の中では、国内外で最も広く用いられている。

### 【D】

#### D O T S（直接監視下短期化学療法）

結核は不治の病ではなく薬を飲み続けることによって完治するが、服薬期間が長いいため、医療機関、保健所、薬局などが、患者が確実に薬を飲むことを確認し、完全に治癒するまでの経過を支援する治療方法のこと。

#### DMF 歯数

永久歯のむし歯経験歯が一人当たり何本あるかを示す。集団における永久歯列のむし歯罹患状態を知るために用いられる。D：永久歯のむし歯で未処置の歯、M：むし歯が原因で失った永久歯、F：永久歯のむし歯で処置を完了した歯。

$$\text{DMF 指数} = \frac{\text{被験者のDMF 歯の合計}}{\text{被験者数}}$$

### 【H】

#### H I V抗体検査

後天性免疫不全症候群（A I D S：エイズ）の原因になるH I V（ヒト免疫不全ウイルス）に感染しているかどうかを調べる検査のこと。H I Vに対する抗体が出来ているかどうかを調べH I V感染の有無を確認する検査です。



## 【M】

### MERS（中東呼吸器症候群）

2012年に初めて報告された新しい種類のコロナウイルスによる感染症のこと。中東地域に居住または渡航歴のある者、あるいはMERS患者との接触歴のある者からの患者発生が継続的に報告されている。

## 【S】

### SIDS（乳幼児突然死症候群）

それまで元気だった赤ちゃんが眠っている間に突然、死亡してしまう病気のこと。

## 【え】

### エボラ出血熱

フィロウイルス科エボラウイルス属のウイルスを病原体とする急性ウイルス性感染症。ラッサ熱、マールブルグ病、クリミア・コンゴ出血熱と並ぶ、ウイルス性出血熱の一つ。

## 【か】

### 介護予防

要介護状態にならないように、心身の衰えを予防・改善したり、要介護状態の人がより悪化するのを防いだりする取り組みのこと。

### 感染症サーベイランス

国や自治体などにおける感染症の発生状況を調査・集計することにより、感染症の蔓延と予防に役立つシステムのこと。この集計により、広く感染症に関する研究を行っている。

### 緩和ケア

生命を脅かす疾患による問題に直面している患者とその家族に対して、疾患の早期より痛み、身体的問題、心理社会的問題、スピリチュアル（霊的な、魂の）問題に関してきちんとした評価を行い、それが障害とならないように予防したり対処したりすること。

## 【け】

### ゲートキーパー

自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のこと。

### 健康寿命

健康で明るく元気に生活し、稔り豊かで満足できる生涯、つまり認知症や寝たきりにならない状態で生活できる期間のこと。本計画書では、65歳健康寿命（東京保健所長会方式）を用いている。

## 【こ】

### 口腔機能

口腔の持つ「かみ砕く（咀嚼（そしゃく））、飲み込む（嚥下（えんげ））、唾液を分泌する」、「言葉を発する（発音）」及び「表情をつくる」など食や会話に直結する広範な機能のこと。

### 合計特殊出生率

人口統計上の指標で、15歳～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が一生に産む子供の平均数のこと。この指標によって、異なる時代、異なる集団間の出生による人口の自然増減を比較・評価することができる。

### 高次脳機能障害

交通事故や脳卒中などの後で、記憶障害、注意障害、社会的行動障害、病識欠如、失語症等の症状があり、それが原因となって、対人関係に問題があることにより、生活への適応が難しくなっている脳機能障害のこと。

### 高齢者支援総合センター

介護保険法で定められた、地域住民の保健・福祉・医療の向上、虐待防止、介護予防マネジメントなどを総合的に行う機関で、墨田区における地域包括支援センターの通称。

### 誤嚥性肺炎

本来気管に入ってはいけない食べ物や唾液と一緒に、口の中の細菌が誤って肺に流れ込むこと（誤嚥）でおこる肺炎を誤嚥性肺炎（ごえんせいはいえん）という。高齢者や脳血管障害の後遺症などで飲み込む機能（嚥下機能）が衰えている人に多く発生する。

## 【さ】

### 在宅医療

狭義には、医療者が通院困難な患者の自宅もしくは老人施設などを訪問して医療を行うこと。広義には、「病院外」で行うすべての医療のこと。

### 産後うつ病

産婦の1～2割に現れ、一週間から数か月（産後1か月がピーク）に現れる症状のこと。主な症状は気分が沈む、食欲がない、不眠もしくは寝てばかりいる等。また、自分を責めたり、赤ちゃんについてすごく心配したりする場合にも産後うつ病の場合がある。

## 【し】

### 周産期

妊娠22週から生後満7日未満までの期間のこと。

### 受動喫煙

室内及びこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされること。受動喫煙による健康への悪影響は、科学的に明らかとなっており、特に、副流煙（たばこから立ち上る煙）には喫煙者が吸い込む主流煙より高い濃度で多くの有害物質が含まれていると言われている。

### 食育

心身の健康の増進と豊かな人間形成のために、食に関する知識や食を選択する力を身につけ、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。

### 新興・再興感染症

最近新しく認知された感染症(新興感染症)、既知の感染症で、既に公衆衛生上の問題とならない程度までに患者が減少していた感染症のうち、近年再び流行し始め、患者数が増加した感染症(再興感染症)のこと。

### 身体活動

安静にしている時よりも多くのエネルギー消費を伴うすべての営みこと。

## 【せ】

### 生活習慣病

「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群」と定義されている。以前は「成人病」と呼ばれていた疾患で、具体的には、がん・脳血管疾患・心疾患、更に脳血管疾患や心疾患の危険因子となる動脈硬化症・高血圧・糖尿病・脂質異常症などを指す。

## 【て】

### デング熱

デングウイルスを持った蚊（ネッタイシマカ・ヒトスジシマカ）に刺されることによって生じる感染症のこと。

デングウイルスを媒介する蚊が生息する地域は、熱帯・亜熱帯を中心に100か国以上あり、全世界で年間約1億人の患者が発生しているとも言われている。日本でも2014年に約70年ぶりの国内感染が報告され、国内でも注意が必要な感染症である。

## 【と】

### 動物由来感染症

「動物由来感染症」とは、動物から人に感染する病気の総称で、世界保健機構（WHO）で確認されているだけでも200種類以上あるが、現在、日本には数10種類が存在するとされている。

### 特定給食施設

特定かつ多数の者に対して、継続的に食事を供給する施設のうち栄養管理が必要なものとして厚生労働省令で定めるもの。

## 【な】

### 75歳未満年齢調整死亡率

年齢構成の異なる地域間で死亡状況の比較ができるよう調整し、そろえた死亡率が年齢調整死亡率である。この年齢調整死亡率を用いることで、年齢構成の異なる集団において年齢構成の違いを気にすることなくより正確に地域比較、年次比較をすることが可能となる。

## 【に】

### 認知症支援コーディネーター

認知症の症状の進行に応じて利用できる医療・介護・生活支援等の地域の資源を把握し、専門職の個別ケース支援に対するバックアップ等を担う人のこと。

### 認知症地域支援推進員

認知症の人が、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための地域の支援者や支援機関の間の連携の要役として、地域の医療や介護の関係機関、地域の支援機関等の把握や連携支援等、認知症の人やその家族を支援する体制づくり等を行う人のこと。

## 【の】

### ノロウイルス

感染性胃腸炎を引き起こすウイルスの一種。ウイルスは、患者のふん便やおう吐物に含まれ、ウイルスに触れた人の手を介して感染が拡大する。ノロウイルスに汚染された二枚貝の生食や、ウイルスが手についたまま調理することで、食品が汚染され食中毒を起こすこともある。

## 【は】

### 梅毒

性感染症の一つで梅毒トレポネーマに感染することによりおこる全身性疾患で、感染すると2～3週間後からリンパ節炎や皮膚症状が出る。ペニシリンなどの抗生物質が有効だが、治療しないと症状は進行して、最終的には中枢神経まで侵される。症状が出ない「無症候性梅毒」の状態、永年にわたり気がつかないまま過ごすケースもある。

### ハイリスクアプローチ

疾患を発生しやすい高いリスクを持った人を対象に絞り込んで対処していく方法のこと。

## 【へ】

### 平均寿命

基準となる年の死亡状況が今後変化しないと仮定したときに、各年齢の者が平均的にみて今後何年生きられるかという期待値を表したものを「平均余命」という。特に0歳の平均余命を「平均寿命」という。

## 【ほ】

### ポピュレーションアプローチ

集団全体に対する働きかけを行い、集団全体の健康状態を向上させること。

## 【ま】

### マラリア

マラリア原虫を持った蚊（ハマダラカ）に刺されることによって生じる感染症のこと。

マラリア原虫を持つ蚊がヒトを刺すことによって感染する。なお、ヒトからヒトへの感染はない。

## 【れ】

### レジオネラ症

レジオネラ属菌が人工的な水循環設備（循環式浴槽、冷却塔、給湯設備など）中に侵入、繁殖し、それらの施設から発生するレジオネラ属菌を含むエアロゾルを吸入することで感染する（空気感染、飛沫感染）。なお、ヒトからヒトに直接感染することはない。

### レセプト

患者が受けた診療について、医療機関が保険者（市町村や健康保険組合等）に請求する医療報酬の明細書のこと。

### レプトスピラ症

レプトスピラ症にかかっている動物の尿で汚染された土壌や水から、経皮的又は経口的にうつる。特にネズミが多い場所では、レプトスピラ症にかかったネズミの尿で汚染された汚水などからうつる可能性が高くなる。

---

# すみだ健康区宣言

---

わたくしたちは、だれもが、生涯にわたって心身の健康を保ち、いきいきと働き、学び、楽しく集い、憩える、明るい家庭と活気のあるまちの実現を願っています。

健康こそは、個人や家族にとっての幸せの源であり、社会を発展させる原動力です。

いま、21世紀に向けて、わたくしたちは、区民すべての健康づくりを推し進め、「人と緑と産業の調和した安全、快適、豊かなまち墨田区」をめざし、次のことを誓います。

- 1 わたくしたちは、健康な生活習慣を身につけ、自分の健康は自分で守り、自分でつくります。
- 2 わたくしたちは、病気の予防や早期発見、早期回復に努め、健やかな生涯を築きます。
- 3 わたくしたちは、体力づくりに励み、レクリエーション、文化活動に親しみ、豊かな活力を養います。
- 4 わたくしたちは、ふるさと墨田の自然と風土を守り育て、まちを美しく清潔にし、住みよい環境をつくります。
- 5 わたくしたちは、家庭の団らんや近隣との交流を大切にし、思いやりと心のふれ合いのあるまちを、未来に引き継ぎます。

昭和59年10月7日

## 健康づくりシンボルマーク（表紙）について

だ円形は、広がり、動きなどを表わし、  
四角形は、安定、落ちつきを意味します。  
全体として、心と体の調和、  
健康がもたらす幸せを表現しています。  
色調は、だ円形が健康な肌色、四角形が自然の緑色、  
重なり合った部分は、  
健康の透明度を表す白色です。

区民の健康づくり総合計画 区民健康体操

# すみだ花体操 つつじ編

**「すみだ花体操～つつじ編～」の特徴**  
 つつじ編は、前半はゆったりとした動作で、大きく運動が中心です。後半は、下肢を主に使うバランス運動です。気持ちよくなる運動が楽しめます。

**「花体操」を詳しくする3つのポイント**

- ① 振り付けを覚えたら、元気に楽しく歌いながら、大きく動きまわろう！
- ② 窓際やお洗濯などといったついでに、できるだけたくさんの人と一緒に楽しもう！
- ③ 「つつじ編」を覚えたら、「さくら編」も覚えてどこか違うのがいいかもしれません！

**「花」**  
 作曲 穂波文菜  
 作詞 武島文策

あつこく、の晴田川  
 朝のほろけりの船人か  
 静かしくも花と散る  
 なかまを何になとふべき  
 見せやうはの春を  
 われはもの言ふ程木を  
 見せやうはの春を  
 われはもの言ふ程木を  
 われはもの言ふ程木を

第何回女子生徒に  
 くれはのぼるおぼろ月  
 げに一期半余の  
 なかまを何になとふべき

**A** 腕のうしろの  
手を動かして、肩から後ろへ、  
腕のうしろの  
手を動かして、肩から後ろへ、

**B** 腕のうしろの  
手を動かして、肩から後ろへ、  
腕のうしろの  
手を動かして、肩から後ろへ、

**C** 腕のうしろの  
手を動かして、肩から後ろへ、  
腕のうしろの  
手を動かして、肩から後ろへ、

**D** 腕のうしろの  
手を動かして、肩から後ろへ、  
腕のうしろの  
手を動かして、肩から後ろへ、

**E** 腕のうしろの  
手を動かして、肩から後ろへ、  
腕のうしろの  
手を動かして、肩から後ろへ、

**F** 腕のうしろの  
手を動かして、肩から後ろへ、  
腕のうしろの  
手を動かして、肩から後ろへ、

**G** 腕のうしろの  
手を動かして、肩から後ろへ、  
腕のうしろの  
手を動かして、肩から後ろへ、

**H** 腕のうしろの  
手を動かして、肩から後ろへ、  
腕のうしろの  
手を動かして、肩から後ろへ、

**I** 腕のうしろの  
手を動かして、肩から後ろへ、  
腕のうしろの  
手を動かして、肩から後ろへ、

**J** 腕のうしろの  
手を動かして、肩から後ろへ、  
腕のうしろの  
手を動かして、肩から後ろへ、

**K** 腕のうしろの  
手を動かして、肩から後ろへ、  
腕のうしろの  
手を動かして、肩から後ろへ、

**L** 腕のうしろの  
手を動かして、肩から後ろへ、  
腕のうしろの  
手を動かして、肩から後ろへ、

**M** 腕のうしろの  
手を動かして、肩から後ろへ、  
腕のうしろの  
手を動かして、肩から後ろへ、

**N** 腕のうしろの  
手を動かして、肩から後ろへ、  
腕のうしろの  
手を動かして、肩から後ろへ、

**O** 腕のうしろの  
手を動かして、肩から後ろへ、  
腕のうしろの  
手を動かして、肩から後ろへ、

**P** 腕のうしろの  
手を動かして、肩から後ろへ、  
腕のうしろの  
手を動かして、肩から後ろへ、

**Q** 腕のうしろの  
手を動かして、肩から後ろへ、  
腕のうしろの  
手を動かして、肩から後ろへ、

**R** 腕のうしろの  
手を動かして、肩から後ろへ、  
腕のうしろの  
手を動かして、肩から後ろへ、

**S** 腕のうしろの  
手を動かして、肩から後ろへ、  
腕のうしろの  
手を動かして、肩から後ろへ、

**T** 腕のうしろの  
手を動かして、肩から後ろへ、  
腕のうしろの  
手を動かして、肩から後ろへ、

**U** 腕のうしろの  
手を動かして、肩から後ろへ、  
腕のうしろの  
手を動かして、肩から後ろへ、

**V** 腕のうしろの  
手を動かして、肩から後ろへ、  
腕のうしろの  
手を動かして、肩から後ろへ、

**W** 腕のうしろの  
手を動かして、肩から後ろへ、  
腕のうしろの  
手を動かして、肩から後ろへ、

**X** 腕のうしろの  
手を動かして、肩から後ろへ、  
腕のうしろの  
手を動かして、肩から後ろへ、

**Y** 腕のうしろの  
手を動かして、肩から後ろへ、  
腕のうしろの  
手を動かして、肩から後ろへ、

**Z** 腕のうしろの  
手を動かして、肩から後ろへ、  
腕のうしろの  
手を動かして、肩から後ろへ、

すみだ花体操（つつじ編）は、区のホームページ  
 ([https://www.city.sumida.lg.jp/kenko\\_fukushi/kenko/kokoro/hanatai\\_sou/index.html](https://www.city.sumida.lg.jp/kenko_fukushi/kenko/kokoro/hanatai_sou/index.html)) で動画もご覧いただけます。



---

---

# すみだ健康づくり総合計画

(平成28年度～平成37年度)

平成28年(2016年) 3月

【発行】 墨田区  
〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号  
電話：03-5608-1111 (代表)

【編集】 墨田区福祉保健部保健衛生担当保健計画課

---

---

●この冊子は、再生紙を使用しています。

墨 田 区

130-8640 東京都墨田区吾妻橋一丁目23番20号

(03) 5608-1111 (代表)